

# 産業厚生常任委員会会議録

[平成26年12月15日開催]

南あわじ市議会

# 産業厚生常任委員会会議録

日 時 平成26年12月15日  
午前10時00分 開会  
午後 6時20分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（8名）

委 員 長	登 里 伸 一
副 委 員 長	川 上 命
委 員	砂 田 杲 洋
委 員	阿 部 計 一
委 員	木 場 徹
委 員	吉 田 良 子
委 員	小 島 一
委 員	印 部 久 信
議 長	廣 内 孝 次

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

局 長	小 坂 利 夫
課 長	垣 光 弘
書 記	小 川 浩 子
書 記	斉 藤 浩 平

### 説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
副 市 長	矢 谷 浩 平
教 育 長	岡 田 昌 史
市 民 生 活 部 長	高 木 勝 啓
健 康 福 祉 部 長	馬 部 総 一 郎

産業振興部長 兼鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長	興津良祐
農業振興部長 兼食の拠点事業推進室長	神田拓治
教育部長	太田孝次
農業振興部次長	森本秀利
教育部次長兼教育総務課長	藤岡崇文
市民生活部市民課長	塔下佳里
市民生活部税務課長兼収税課長	山崎稔弘
市民生活部生活環境課長 兼衛生センター所長	北口力
健康福祉部福祉課長 兼少子対策課長	田村愛子
健康福祉部長寿福祉課長	大谷武司
健康福祉部保険課長	川本眞須美
健康福祉部健康課長	小西正文
産業振興部商工観光課 (マーケティング戦略室)長 兼企業誘致課長	阿部員久
産業振興部水産振興課長	榎本輝夫
農業振興部農林振興課長 兼農業共済課長	宮崎須次
農業振興部農地整備課長 兼地籍調査課長	和田昌治
食の拠点事業推進室課長	喜田憲和
農業委員会事務局長	小谷雅信
教育委員会学校教育課長	廣地由幸 (学校教育指導主事)
教育委員会生涯学習文化振興課長 兼人権教育課長 兼玉青館館長	福原敬二
教育委員会生涯学習文化振興課付課長 (子ども映画祭・青少年育成センター事業担当)	川上洋介
埋蔵文化財調査事務所長	山見嘉啓

紹介議員

議員 蛭子智彦

参考人

兵庫農民連  
淡路農業を守る会 中郷健

## Ⅱ. 会議に付した事件

1. 付託案件	18
① 議案第89号 南あわじ市保育所設置条例及び南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について	18
② 議案第90号 南あわじ市保育所保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について	34
③ 議案第91号 南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	34
④ 議案第92号 南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	35
⑤ 議案第93号 南あわじ市保健センター条例の一部を改正する条例制定について	39
⑥ 議案第96号 南あわじ市幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について	46
⑦ 議案第97号 南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について	61
⑧ 議案第98号 南あわじ市図書館条例の一部を改正する条例制定について	65
⑨ 議案第74号 平成26年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	71
⑩ 議案第75号 平成26年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	74
⑪ 議案第76号 平成26年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第1号）	75
⑫ 議案第77号 平成26年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）	87
⑬ 議案第78号 平成26年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算（第1号）	88
⑭ 議案第81号 平成26年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算（第1号）	93
⑮ 議案第82号 平成26年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）	94
⑯ 議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について（沼島リサイクルセンター）	95
⑰ 議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について（休日応急診療所）	100
⑱ 議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について（国民保養センター「鳴門みさき荘」他2施設）	110
⑲ 議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物直売施設」）	117

⑳	議案第103号	公の施設の指定管理者の指定について（あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物飲食施設」）	1 3 4				
	㍑	議案第105号	社会福祉法人に関する事務の委託の廃止について	1 3 7			
		㍒	議案第106号	字の区域の変更について（阿万地区）	1 4 0		
		㍓	議案第107号	字の区域の変更について（福良、阿万地区）	1 4 0		
		㍔	議案第108号	平成26年度農業共済事業に係る農作物共済無事戻金の支払いについて	1 4 1		
		[	議案第109号	平成26年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払いについて	1 4 2		
			α	議案第110号	南あわじ市（仮称）あわじ島まるごと食の拠点施設第1期工事請負変更契約の締結について	1 4 3	
				σ	請願第5号	米価暴落に対する緊急の対策を求める請願書	6
			2.	閉会中の所管事務調査の申し出について	1 4 9		
			3.	その他	1 4 9		

### Ⅲ. 会議録

# 産業厚生常任委員会

平成26年12月15日（月）

（開会 午前10時00分）

（閉会 午後 6時20分）

○登里伸一委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、産業厚生常任委員会を開会いたします。

初めに、私より御挨拶を申し上げます。本日は、産業厚生常任委員会の開催に当たりまして御案内いたしましたところ、定刻にお越しをいただきまして、まことにありがとうございます。

12月に入り、日本列島は寒波に見舞われ、国民の生活に影響があらわれつつあります。昨日は、衆議院議員の総選挙の投票日で、テレビの報道に、また、けさの新聞はその結果一色であります。結果は御承知のとおり、国民の審判が下りまして、政府・与党の圧勝でありました。有権者は、安倍首相が政治を安定させ、実績を上げたことを評価しました。総選挙結果は、安倍首相への信任であり、その政策への期待であります。願わくば、長期のデフレで疲弊した地方を活性化させ、希望を持って暮らせる地方を創生することに大胆な政策を期待するものであります。

本日は、今期定例会で本委員会に付託されました議案の審査が非常に多岐にわたり、数が多いでございますので、委員、職員の御協力を切に申し上げます。

それでは、これで御挨拶といたします。

執行部より、御挨拶をお願いします。

副市長。

○副市長（川野四朗） おはようございます。

まずもお断り申し上げますが、市長が公務のために欠席をさせていただいておりますので、御了承いただきたいと思います。

先ほど、委員長さんのほうからお話がありましたように、きのうは慌しく、師走の選挙ということで、非常に我々としても投票率の結果が気になっておった選挙でもございました。やっぱり寒いせいもあったり等々で、非常に心配のとおりになってしまいました。南あわじ市の投票率、最終の投票率は53.92%、前回の選挙に比較いたしますと、8.35%の減少になりました。ある程度、予測もされておりましたので、管理職を駆り出して街頭の啓発もさせていただいたり、告知放送でも回数をふやすというようなことをやってきたわけですが、結果はこういうふうになりまして、非常に残念に思っております。この内訳を見ておりましたら、期日前投票が20%を超しているわけですし、もうほとんど半分半分ぐらいになってくるというふうなことがございます。期日前投票を今後は力を入れて、場所等も検討した上で、そういうところでの投票を呼びかけるというのも

一つの方策かなというふうなことを思っておるところでございます。何はさておきまして、投票率は、やはり十分な率を確保するというのが、我々にも課されたことでもございますので、今後、努力をしてまいりたいというふうに思います。

先ほどのお話にありましたように、きょうは産業厚生常任委員会の改選後、初めての委員会のようにもでございます。委員の皆さん方には、次期の改選まで、どうかよろしく御指導いただきますようお願いを申し上げます。きょうは、私どものほうから提案をさせていただいておりますのが26件に上りますので、慎重な御審議の上、スムーズな審議であればと思っておりますので、どうかよろしくをお願いを申し上げまして、御挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○登里伸一委員長       ただいまもお話にありましたように、市長は公務のため欠席となっております。

新たに産業厚生常任委員会に加わりました委員の方を御紹介しますので、その場で御起立ください。

砂田杲洋委員、小島一委員、登里伸一、私でございます。よろしくお願ひします。

ただいまから、第59回定例会において、当委員会に付託された議案について審査を行います。なお、本日は傍聴を許可しておりますが、傍聴される方は、傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いいたします。また、本日、ケーブルテレビが番組放送のため、30分程度、委員会審査の撮影に入りますので、よろしくお願ひいたします。

まず、請願1件が当委員会に付託されておりますので、次第の順序を変更し、請願の審査を行うことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

σ 請願第5号 米価暴落に対する緊急の対策を求める請願書

○登里伸一委員長       御異議ございませんので、請願第5号、米価暴落に対する緊急の対策を求める請願書についてを議題といたします。

審査に当たり、会議規則第137条の規定により、紹介議員として蛭子智彦議員、並びに地方自治法第109条第5項の規定により、参考人として、請願書提出者の兵庫農民連淡路農業を守る会の中郷健様に説明のため出席を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長       異議がございませんので、説明を求めることにいたします。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時06分)

(再開 午前10時08分)

○登里伸一委員長 再開いたします。

請願者からの資料配付の申し出がありましたので、これを許可して、配付いたしております。

紹介議員より趣旨説明を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 御異議ございませんので、趣旨説明を求めます。  
蛭子智彦議員。

○蛭子智彦議員 それでは、請願書の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

南あわじ市議会 廣内 孝次 議長

2014年11月28日

請願者 兵庫農民連 淡路農業を守る会 中郷 健  
紹介議員 蛭子智彦

#### 米価暴落に対する緊急の対策を求める請願書

秋の収穫を終え、今年の米価の引き下げに農家は嘆きと哀しみに沈んでいます。

農協の仮渡し金では30キロ4,400円から4,500円(1等米)となっており、等級の低い米やブランド性の低い物は3,500円から4,000円とかつてのくず米並みの価格にまで落ち込んでいます。農林水産省も事実上、米価対策を何も行わず、市場原理に任せる姿勢を見せています。国は、30キロ当たり8,000円を米の再生産価格としていますが、現状の米価はそれを大きく下回り、今後米作りをやめる農家も激増するのではないかと心配されます。加えて、昨年まで米農家に10アール当たり1万5,000円出されていた直接支払い交付金が安倍政権によって今年度から半額にされました。米農家にとって踏んだり蹴ったりです。

このままでは国がめざすという食糧自給率50%や農家の所得倍増計画なども遠のき、



大規模経営を含めて米作りができなくなり、農村が崩壊するのは必至です。

国民の主食である米の需給と価格の安定に政府は責任を持つべきです。生産者には再生産の保障を、消費者には安定して適正価格で米の供給を保障するための「食管制度」が国にはありました。しかし、1995年にその制度が廃止されて以降、米価は下がり続けています。

米の過剰在庫を放置し、米価は市場で決まるものと言い、何の対策も取らないのは許されません。07年産米の大暴落の際に政府は備蓄米34万トンの追加買い入れを行っています。政府は農家の切実な声にこたえるべきです。アメリカでは、政府は主な農産物に価格が暴落した場合に生産費との差額を補填する制度をもうけています。この手厚い保護があるからこそアメリカ農産物に国際競争力が生まれています。

米、水田、地域経済を守るために以下の点での緊急対策を打つよう国に意見書を提出していただくことを強く求めます。

## 記

1、国に対して過剰米対策を求め、これ以上の米価の低下に歯止めをかけるよう強く要望すること。

2、米直接支払い交付金の半額措置を撤回し全額とするよう要望すること。

3、米価の再生産価格を保障するよう対策を行うよう要望すること。

以上であります。よろしく願いいたします。

○登里伸一委員長 趣旨説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

小島委員。

○小島 一委員 請願に対しては、別に反対するものでも何でもないんですが、二、三、ちょっとお聞きをさせていただきます。

まず1点目ですが、農水省、事実上、米価対策を何も行わずというふうな説明の中にあるんですけども、11月14日に農水省から緊急対策が発表されとるんですけども、どういったところが足りないのかということが1点。

それから、四、五点あるんですけども、そのうち、まずこれからお聞きできますか。

○登里伸一委員長 中郷参考人。

○中郷参考人　　私が現在、聞いているところでは、農家に対しての米暴落の効果的な補償がされてないというふうに聞いております。

○登里伸一委員長　　蛭子議員。

○蛭子智彦議員　　ちょっと補足なんですけど、これは農林水産省の出している「米をめぐる状況について」というレポートがございます。これは、平成26年12月に出されておるものなんですけど、これを見ておりますと、こういうふうにかかれてあります。「26年産米の水稻収穫量については、12月5日公表の作柄概況では、前年よりも30万トン減少し、788万トンとなっている。しかしながら、日照不足等の天候不順の影響から、登熟不良等により、例年よりもふるい下米の発生量や青死米等が増加している状況にあり、増加量に相当する17万トンから20万トン分が流通量が予想収穫量よりも減少する可能性があると考えられる。また、需要量についても、過去のトレンドに基づき前年度比べ9万トンの減少を見込んでいるが、26年産米の相対取引価格が前年よりも低下する中で、今後、需要の回復の有無など、その動向を注視する必要がある。」ということで、ここに示されているレポートの趣旨は、結局、収穫量、流通量が予想よりも減ると、そして、需要量も今後はふえるであろうと。

つまり、ものの原理として、市場の原理として、流通量が減り、需要量がふえるということになると、米価は向上していくというようなことに依拠した対策といいますか、考え方にとどまっていると、農水省のほうがですね。そういう印象が強くありますので、買入れ、しかも備蓄米については、今年度の計画では、やはり91万トンを備蓄量として、本来であれば100万トンまでの備蓄が政府としての方針であるんですけども、その備蓄米についての特別措置というのも余り、財政的な縛りがある、そういう中において、備蓄米の買入れ、あるいは現在、過剰在庫と言われている255万トンに対する対策というものについては、事実上されてないというふうに聞いております。

○登里伸一委員長　　小島一委員。

○小島　一委員　　それから2点目ですが、直接交付金ですけども、直接交付金は農家の手取りになっておるんですけども、米自体が高い関税で守られていて、ほかの作物を栽培している農家やほかの産業の人からしたら、米だけ過保護になっているんじゃないかというふうな思いがあるんじゃないかというふうなことについての考えはどうでしょうか。

○登里伸一委員長　　中郷参考人。

○中郷参考人 過保護という言葉はよく耳にします。それで、例えば、稲作に対して、私はかれこれ10年ほど前に、議会報告の広報の市民のページ欄に書かせていただいたことがあるんです。2007年で稲作労働報酬だけで見たら、1時間当たり、2007年で256円。明くる年が159円。そして、ついに2012年には、これがマイナスになったんです。これは、稲作だけで見た場合ですね。

それで、なるほど、南あわじ市で見れば、タマネギ、レタス、白菜、キャベツ、こういった秋冬作物、これで農家が何とか経営を成り立たせているような現状でないでしょうか。まして、同じ兵庫県下でも、稲作単作地帯になれば、過保護どころか、先ほどの請願書にも書いてあるように、もうこの現在の米の暴落のまま行けば、稲作をやめざるを得ない。政府が進めている、いわゆる農地集積して大規模農家を育成すればという、農地をどんどん集めて、なるほど、全国では大規模農家、そういう集落営農を含めしているけれども、このような暴落問題に突き当たると、もう、来年から集めた農地を返したいというところがかかなり出ているんです。ですから、過保護という言葉は、私は当たらないのではないかと思います。

以上です。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 それから、3点目ですが、食糧制度のことで触れられておるんですけども、制度を廃止されて以降、米価は下がり続けておると。食糧制度が、元来、逆ざやで、財政的に当然、高く買って安く売るんやから赤字ということで、そのつけは税金、国民の税金から払われておったということなんで、食糧制度がいかのよな、よかつたかのよな書き方なんですけど、これはどういうふうな思いで書かれておるんですかね。

○登里伸一委員長 中郷参考人。

○中郷参考人 食糧管理制度が廃止されたのが、たしか1995年ですか、それで、その当時、米、国鉄、何か3Kが、国の財政を赤字にしているというようなことで言われてましたけれども、その最後の砦であった食糧管理制度を廃止したということは、民間に任せる、しかし、米の生産調整、減反ですね、これはまだずっと続いているわけですね。それさえもやめてしまおうというのが現在の方向性、政府の方向性ですね。

そうすると、やはり日本は、いわゆる国民の主な食糧でしょう、米はね。ですから、それをどのように守っていくのかということでは、農家の高齢化ということもあるし、これからどんどんこのまま行けば、放棄田がふえるしかないんじゃないでしょうか。私の実感です。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 それに、食管法に関連してるんですけど、アメリカの農産物は手厚い保護があるから国際競争力が生まれておるといふふうにかかれておるんですけど、当然、アメリカについては、自然条件に非常に恵まれておって、日本に比べて格段に安いコストで生産ができるということであろうと思います。日本の米を同じような保護で、手厚い保護で守っておれば、他国に対しての競争力ができるかといふふうに考えるというのは、ちょっと無理があるのかなと思うんですけども。食管制度があることによって、かえって競争力がつかなかったのかなといふふうな思いもあるんですけど。ちょっと、さっきの分とダブるかもしれないんですけども、これについてはどんなお考えでしょうか。

○登里伸一委員長 中郷参考人。

○中郷参考人 私は現在、農業をしています。それ以前には、教職についておりました。農業を中心にするようになって、既に17年過ぎました。しかし、今の実情で、私のところは、中山間地なんです。そしたら、あぜが崩れて、このあぜをよう直さない。これが現実なんです。ある学者は、この日本の国土を守っているのは水田であると。水田はダム役割を果たしている。こういうことを25年来かかっていた学者がおります。そういう考え方が、やっと多くの国民に支持されつつある。

ですから、国民の主食糧の米を守ることイコール国土を守ること、そういった意味で、なるほど、農地、水、環境ということで、現在、国の助成金も出ていますけれども、やっぱり農家を守るという根本的な考え方がなければ、特に兵庫県で農業特区構想で、養父市なんかの例ですけれども、果たして、養父市がうまくいくかどうかということは、全国の注目の的ではないでしょうか。

以上です。

○登里伸一委員長 蛭子議員。

○蛭子智彦議員 ちょっと補足させてもらってよろしいでしょうか。今、ちょっとお手元のほうに手書きの資料をお配りしてもろうてます。小島委員のおっしゃるように、米の値段、政府の下支え、買い支えをすると税金というものが投入されて、競争力がよくなるというような趣旨だったかなといふふうには理解するわけですが、この現状をちょっとごらんいただきたいといふふうには思うんですね。現状です。

この現状というのは、これは、ある農家の方、名前はちょっと伏せさせてもろうてます

が、農地を全部管理をすると。水田を、2反なり3反なりの管理を請け負ってる方からもらった資料です。この資料を見ますと、請け負ってるということで費用を請求するわけなんです、持ち主の方に。そしたら、その生産をするのにどれだけのコストがかかってるかというのが左の欄です。耕うん作業というふうに書いてます。1万円。これは、トラクターを使って田んぼを起こすと。次に、代かきというのをしますね。稲を、米をつくるときにね。それで1万円。耕うんで1万円、代かきで1万円。元肥、化成肥料の手間賃はサービスと、肥をまくのはサービス、ボランティアでやってます。ところが、肥代で5,400円かかります。それから、水稻の苗で1枚当たり800円が20枚要って、1万6,000円かかります。田植えの請負作業で、1反当たり1万2,000円もらってます。それから、田んぼの農薬の消毒代、これは農薬費で3,000円いただいています。それから、追い肥で1,500円、それぞれ手間賃はサービスさせてもろうてます。それから、水利費ですね。水代ですね。これに9,000円要りました。それから、米袋、1枚80円掛ける15で1,200円要りました。それから、稲刈りと乾燥、もみすり、1反当たり5万5,000円を費用としていただきます。すると、合計の経費で12万3,100円、生産にかかりました。

右のほうで、これが売り上げです。1反の収入、30キロの袋15袋で450キロ、農協出荷で仮渡金ですが、これは今回、1等米で4,400円、合計6万6,000円です。農家に入ってくるのは6万6,000円です。これに、あとは先ほどの補償というのが入ってくる、少しプラスになるんですけれども。

これで行きますと、米を売って6万6,000円、つくるのに12万3,100円かかります。合計、1反の田んぼで15袋つくるのに、農家は赤字5万7,100円要ってます。これが実際のところではないかと。米をつくっている農家の方は、大体このとおりやなということになります。

確かに、市場原理ということでいくと、こういうことになる。今、250万トンぐらいの過剰米があり、かつてはその価格を農協と国とで話し合いをして、再生産価格を保障するというので行っていました。今、農水省は、米の再生産価格60キロ当たり9,000円ぐらいはかかるんじゃないかなと。1万6,000円かかるんじゃないかなと言ってます。つまり、1万6,000円ということは8,000円ですよ。大体、計算が合うのかなというふうに思うんです。

それでトントンということで、そういうことで行くと、米をつくって赤字ということになると、これは、そういう経済に合わないものはなくなっていくしかない。つまり、このままで行くと、米づくりはなくなっていくしかないのかなというような心配があるので、確かに税金を投入するということは大変なことなんですけれども、こうした食糧というのは、国の安全保障にとっても非常に大切なことであると思いますので、そういう部分で、全額とは言わないけれども、過剰米対策に力を入れてもらって、再生産価格を保障できる

ような仕組みというのを国のほうでよく考えていただけないかなということだろうというふうに思っておりますので、その点、御理解いただければと思います。

以上です。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 よくわかる、理解はできるんです。最後になりますけども、請願事項ですけども、当然、価格というのは需給バランスで決まってくるというふうなことで、生産面だけの対策、補助金等の対策では、ちょっとしんどいんかなど。今後は、その消費を伸ばすような対策が必要であろうというふうに思うんですけれども、最後にこの件についてはどんなお考えがありますか。

○登里伸一委員長 中郷参考人。

○中郷参考人 非常に難しい御質問かと思います。農水省の需要予測なんかを見ておいても、非常に厳しい面があるのではないかと思います。昔は、私が子供のときに、一人、お米を一石というふうなことを聞いたことがあるんですけれども。今、本当に少なくなって、パン食の大人の人も多いし。

米の需要云々とはちょっと話が離れますけれども、ウルグアイ・ラウンド以来、WTOのことで、1年に77万トン輸入しておりますね。こういった、日本ではまだまだ稲作ができるにもかかわらず、なぜ77万トンも輸入しなければならないのか、これはずっと私が疑問に思い続けたこと、現在も疑問に思っております。そういったことで、この77万トンの輸入をやめれば、それだけ日本のお米を、需要として出てくるわけですね。まず、私はそれを言いたいです。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 今、お聞きしましたあたり、いろいろ考えた上で、それをさらにまたこの請願の趣旨なり、請願事項にやっぱり、追加できるものは追加していったらいいというふうには考えております。

以上で終わります。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 先ほどからお話を伺ってますと、確かに、私も米大好きなんです。そ

ういう中で、米が安過ぎるといのは、もうそのとおり、安いやいうもんでないぐらい安いですわね。ただ、私も小学校2年まで、2年のときに終戦になったんかな。非農家だったんで、当時からかなり銀行、農業といのは政府の保護政策の中で、悠々と続いてきたわけですわね。それで、一般の企業もそうですけど、もう3年、今の時代になったら、3年、旧態依然とした、例えばお米をつくる段階においても、何か付加価値をつけてやるというふうな、そういう。私もそれはまあ、農業がほとんどなんですけども、そういう姿が余り、昔のまま田んぼをやっていくと、それで、いい米とか、どないしたらいい米がでけるとかいうふうな、そういう努力を、私はされてないように思うんですよ。

それで、やっぱりそういうことをやった上で、やるということをやったり、これから考えて。やってもろうと思うけど、私はそない思うんです。やっぱり、企業努力も必要やと。そういうことをやらないと、ただ、安い、安いだけでは、これはなかなか政府に言っても、これはウルグアイ・ラウンドの話も出ましたけど、これはやっぱり国策としてそういう声も、輸入せなんだらぐあいが悪いというふうな事情でやってるんやと思うんで。その点、どうですか。やっぱり、いい米をつくって、やっぱり新潟とかあんなところやったら、かなりの値段でしてますけども。そういう工夫は、努力はされておられますか。

○登里伸一委員長          中郷参考人。

○中郷参考人          今の御質問ですけれども、確かに農家は農家で、いい米をつくる努力をしなければならぬと思ひますし、私自身も、そういう努力をしています。兵庫県下で見ても、やっぱり、特に稲作の単作地帯の但馬なんかで、コウノトリ米というふうなことで頑張っている地域もございます。ただ、南あわじで見た場合に、こういうことが私、言えるんじゃないかなと。例えば、加工用米を、これこれというふうなことで、加工用米をたくさんつくっている人の話を聞いておきますと、こんなことを言うとおかしいけど、米は安くても構わんから、次の秋冬作野菜のためにも、このいわゆる土壌消毒といって、水を張って、害のある細菌を退治してしまうというふうなこと。これはまあ、南あわじ市の場合、ちょっと秋冬作野菜に相当ウエートがかかっているようになっています。

ですから、淡路島全体で見た場合に、この土壌の関係で、おいしい米という、つい、鮎原米とか、花崗岩質の土壌がいいそうですけれども、どないしてもこのおいしい米ということでは、何か南あわじというか、土壌が。和泉層群の土壌は、これはタマネギには非常にいいらしいんですけど、米にはやっぱり、いわゆる津名郡のほうの花崗岩質と比較して太刀打ちできにくいというふうな話も聞くんですけどね。農家それぞれ個別に考えてみましたら、やっぱりおいしい米をつくりたいという気持ちで一生懸命やってるんじゃないでしょうか。

○登里伸一委員長 蛭子議員。

○蛭子智彦議員 私も、農家の一人でおるんですが、日本の米は、世界のどこに出しても恥ずかしくない高い品質を持っているように思います。それに加えて最近では、ふるい下というふうな今、言葉があったんですけども、非常に、基準では網目1点何ミリという網目で落とすんですが、このごろでは、1.85とか1.90とか、こういう非常に品質のくず米をたくさん出して、よい米を選別するというような努力も随分されているんですね。あとは、やっぱり品種改良もすごくされておって、コシヒカリなどはそのトップブランドなんですけれども、キヌヒカリとかヒノヒカリ、あるいはあきたこまち、それぞれの地域の特性に応じて、非常にいい、高いレベルの米が出ている。だから、中国の富裕層なんかは、日本の米を食べたがっているというふうに聞きます。

ただ、そういうところまで行くには、やはり海外に輸出して需要量をとって、お金の回収まで、こういうのを1農家に負担をかけるというのはなかなか難しいところもあって、やはりそういう対策というんですか、ジャパンプランドというのか、そういうものを、先ほど小島委員もおっしゃったんですけども、やはり需要拡大、それは個人の農家だけではなくて、国策としてもっとやっていただくということで、十分、勝負、海外に市場開拓できる部分もあるのかなと思います。ただ、そういうことも含めて、価格対策ということに取り組んでいただければというのが一つの趣旨ではないのかなというふうに思っているわけなんです。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私も非農家で詳しいことはわかりませんが、私は吹上なんですけどね、あそこは砂地で、やっぱりタマネギは物すごくいいのができるんですけども、お米については、やはり地元でそんなこと言ったら怒られるんですけど、米としては余り、平均的なものなんですけども。1回、子供がインターネットで新潟県のほうの、だまされたと思って、生産者の名前も言って、それで60キロ買ったことがあるんです。これはもう、やっぱり全然、お米の味が違うというか。

ですから、そういう土質とかいろいろな面があるし、努力せえいってもなかなか難しいと思いますけども、やっぱり企業努力するということを念頭に行かなんだら、政府は、それはもう、今みたいなことはないですけど、今は銀行もつぶれるような時代になっていますから、それは、農家がつぶれるような政策はとらないと私も確信していますけども、そういうふうには思っていますけども、やっぱりそういう個人個人が、ちょっとでもええ米をつくってということ、やっぱり浸透するように努力してほしいなど。これはもう、答弁結構です。



○登里伸一委員長       ほかにございませんか。  
印部委員。

○印部久信委員       私はこの請願はそれでええと思いますが、この請願の中で、いつも思うんですが、価格安定制度の導入ということは余り出てないんですが、そういうことは考えてないんですか。そういうことは請願として訴えるということはないんですか。

○登里伸一委員長       中郷参考人。

○中郷参考人       請願の3番目に、米価の再生産価格を保障するよう対策を行うよう要望することという、ここに含まれているんじゃないでしょうかね。考え方として。

○登里伸一委員長       印部委員。

○印部久信委員       具体的に、今の農業の生産物を見たって、ほとんどが全部、価格安定制度というのが、いわゆる自分の生産者も掛金を出してやるという制度が、大体定着していますわね。例えば、タマネギにも価格安定制度がある、レタス、白菜もある。主要野菜は全部ある。子牛の市場でのせり市に対しても、これは皆、全国で掛金をして、平均価格を下回った場合はその差額を補填するというような制度があるわけですね。

今これ、日本では800万トン近い生産がされておって、大体、水田の半分、百五、六十万ヘクタールが米作、米をつくっとるわけですね。今までが1反当たり1万5,000円、金額にして2,400から2,500億円ほどの直接支払金が出とったわけですから。ですから、これはやっぱり掛金制度をつくって、価格安定制度というのをつくっていく必要があると思うんですね。

今、水稻の場合は、今の農業共済で、災害に対する補償は、生産者も掛金し、国も掛金ししながら、災害に対しての補填はしとるんです。ですから、あと残っておるのは、価格に対する補填。それをやっぱり、国まで言わんと、生産者も掛金をして、価格安定制度というものをつくっていく必要がなかったら、これ、根本的に改善せんと思うんです。

さっきも言いましたように、ガット・ウルグアイ・ラウンドで、ミニマムアクセスで77万トン輸入しとるんでしょう。やっぱり、それに対してはもう価格がそれだけ下がるのをわかっておるのやから、国も責任ある。その補填というのは、農家も掛金をしながら埋めていくというような考えをせん、いつまでたってもこれ、何とかせえばかりになってしもうて、なかなか具体的な答えが出てこないのではないのかなというふうに思います。この請願そのものについては、それはもう異存はありませんけれども、内容をもう少ししま

た考えてやったらいいんじゃないかと思います。

○登里伸一委員長　ほかにございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員　先ほど、この南あわじで実際に水稻、お米をつくるのに幾ら要るかという試算が出てましたけども、これで具体的によくわかる話ですけど、やはり先ほど言われたように、農家の人は自分がつくった野菜なりお米なりに、自分で値段がつけられないというような話をよく聞きます。そういう意味から言えば、やはり自分がつくったお米が幾らで出せば、次の生産に生かしていけるかということが言われていると思うんですけども、そこで今、請願にあった3番目の、再生産価格を保障するということがやはり基本だというふうに思ってますので、やはり請願に対しては賛成ということで、特にお答えはいただかなくてもいいということです。

○登里伸一委員長　よろしいですか。

ほかにございませんか。

ないようでございますので、質疑がございませんので、質疑を終結します。

暫時休憩します。

紹介議員並びに参考人は御退席をお願いいたします。

(休憩　午前10時45分)

(再開　午前10時47分)

○登里伸一委員長　再開します。

これより、委員間討議を行います。何か御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　ございませんので、これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　異議がございませんので、これより採決を行います。

請願第5号、米価暴落に対する緊急の対策を求める請願書について、採択すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、請願第5号は採択すべきものと決定しました。

採択すべきものと決定した請願第5号について、当委員会で意見書提出の発委を行うことについては御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 御異議がございませんので、発委を行うことといたします。

意見書案及び提出先については、後刻検討いたします。

次に、議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りいたします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略をいたします。

① 議案第89号 南あわじ市保育所設置条例及び南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について

○登里伸一委員長 それでは、議案第89号、南あわじ市保育所設置条例及び南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 第1条で、「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改めるというふうに書かれております。これまでは、南あわじ市は保育に欠けるかどうかというのをいわゆる民生委員さんなんかに証明していただくというような形をとっておりましたけれど

も、今後、保育を必要とするというのはすごく、休業中であっても、就活をしている女性にも今後適用するということになれば、もう今後、民生委員さんのそういう書類の添付は必要ないように思うんですけど、その点はいかがなんでしょうか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 入所手続の関係になりますが、これまで、民生委員さんの、就労以外の部分については、証明をいただいております。今後も、この民生委員さんの証明については必要ということで、この27年度からの募集に際してもお願いはさせていただいております。

必要か否かということではございますけれども、この入所に関しましては、認定事務というのが発生しまして、標準時間・短時間認定の中で判断する上で必要になるものでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この入所案内書を見ますと、保育の実施を必要とする場合というのは10項目に分かれております。それで、すごく範囲が広がったということですから、そういうこれまで必要だった民生委員の証明というのは、この範囲から見れば、かなり拡大ができていますので、それは私は必要ないと思うんですけども、やはりそれは必要だという認識なんでしょうか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 同じ回答になってしまいますが、認定を判定する上で必要ということでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、学童保育の関係ですけども、指導員を支援員に改めるということで、最低2人以上というふうになってますけれども、この指導員については、支援員に改めるんですけども、資格の問題はどうなんでしょうか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 今現在、指導員という形で通称、呼んでおります名称が、新年度、来年度からは支援員というふうになります。しかし、この支援員については、教員でありますとか、保育士免許等を有する者というのには変わりございませんが、プラス、県が行う認定研修、こういう約24時間程度の研修になりますが、この研修を必ず受講していただくというふうなことが義務づけされております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言われた県の勉強会をしてというふうなことは、今、前段言われた教員とか保育士とかいうことの関係なしにということで理解してよろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 現在、南あわじ市においても有資格者を配置しております。しかし、新制度においては、例えば、1クラブに対して2名以上の配置につきましては、1名は有資格者、今、御説明させていただいた支援員、もう1人につきましては、補助員ということで、あえて資格がなくてもいいというふうな形で緩和をされております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしたら、現状は全員が保育士なり教員の資格を持っている人ですけども、今後、これが通れば、いわゆる補助員として、県の研修を受けた人ができるといふふうに、広がるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 今申し上げました補助員というのは、この現在の指導員の支援員研修とはまた別にございまして、これは、補助員は、例えば専業主婦でも、研修を受講できるような形で、これは別途、県または市が実施する研修を受講するというような形でございます。これは義務ではなく、そういうのが望ましいという形での研修でございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

- 吉田良子委員           そしたら、支援員と補助員とという形になるわけですね。全員、今後。
- 登里伸一委員長           福祉課長兼少子対策課長。
- 福祉課長兼少子対策課長（田村愛子）           この研修につきましては、指導員の確保というところで実施をされるわけなんです、南あわじ市におきましても、今現在、有識者の方々を常勤として配置をしております。この姿勢につきましては、今後も引き続きやっていきたいとは思いますが、また、開設クラブがふえたり、また、人数等が増加したときには、そういう補助員の配置も必要になってこようかと思えます。
- 登里伸一委員長           吉田委員。
- 吉田良子委員           ちょっと確認ですけども、支援員と、人数がふえたら補助員も確保して運営していくということになるわけですね。
- 登里伸一委員長           福祉課長兼少子対策課長。
- 福祉課長兼少子対策課長（田村愛子）           現在も、例えば長期休暇中でありまして、ヘルプという形で、常勤の休暇におきましては、そういう今、補助員に当たるような方々の配置もさせていただいておりますので、現状は、今の形を踏襲しながら、5年間の経過措置がありますので、この期間の間に資格なり研修を受講していただくというふうな形をとっていきたいと思えます。
- 登里伸一委員長           木場委員。
- 木場 徹委員           今回、3年生から6年生までの対象がふえるわけですが、これによって先ほど言われた支援員とか、まず、どのぐらいの定数になるか把握されておりますか。
- 登里伸一委員長           福祉課長兼少子対策課長。
- 福祉課長兼少子対策課長（田村愛子）           学年が3年生から6年生まで拡大されたとはいっても、人数に対する指導員の配置という形になりますので、10名程度に1名というような形で配置を予定しております。
- 登里伸一委員長           木場委員。

○木場 徹委員 今あるところは、それに対応できるんですが、辰美小学校を初め、一般質問でもお聞きしたんですけども、比較的小規模校、特に旧西淡のほうで、松帆以外には設置されてないんですけども、これを今後、新年度に向けてどういう準備をされておりますか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 今現在、未開設校区となっておりますところにつきましては、今後、施設等と場所の確保もしながら、体制整備を進めながらできた、体制が整ったところから開設のほうを進めていければと思っております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 もうそうしたら、その対象者の人数とか、そういう学童の対象者の人数というふうなことは、もう既に把握、各小学校区ごとにどのぐらいおると、そして、6年生になると社会スポーツクラブというようなものもあるんですが、その辺、どれぐらいになるというのは既にもう把握されとるんですか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 結論から申しますと、既に把握はまだ行っておりませんが、以前にも、保護者の任意でいただきましたアンケート調査におきましても、利用希望はあるものの、現実、実際利用される場合の人数というのが、なかなか見えないところがございます。今後、アンケートの仕方にもよりますが、実際、利用する、しないというふうな現実化した調査は、今後年度内にできたら一番理想なんですが、時期も含めて検討していきます。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今、課長の話聞いておると、年度内にまだ需要の調査をすると。それから、新年度以降に徐々に予算とか場所の問題もあるし、それのできたところから考えていくような、のんびりした、本当に、我々が聞いたら、何かもうどうでもええように聞こえるんですけども。切実なところもあるので、早くやっていただきたいと、設置していただきたいというのが我々のところに聞こえてきとるんですけども。今の話ですと、辰美

小学校では、そういう調査をしていると聞いておるんですが、まず、辰美小学校で設置、新年度、予定はされておるんですか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 新年度で設置されて、予定してるというふうな答えは、今はなかなか難しいところですが、前回も視察、また、それ以降も学校施設のほうを見せていただきまして、何らかの形での利用体制を今、探っているところでございます。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 まあこれ、施設ということになれば、今の現状を見ますと、辰美小学校の場合、空き教室がないということで、プレハブとかそういうものを設置せんと難しいと思うんですけども、既に複列小学校ではそういうやり方をしておりますし、予算さえつければ可能では、すぐに新年度でも予算がつけば可能やと思うんだけど、その辺は、考えはどうですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 一般質問のときにもお答えをさせていただきましたが、学童保育と、それと教育委員会のほうで行ってます放課後子ども教室というのがございます。これは、辰美小学校区でも、これは週に1回ですが、現在行っております。教育委員会のほうで、その放課後子ども教室の関係でアンケートもとってるというのは聞いております。詳しい内容はちょっとわかりませんが、すぐに学童保育でもって辰美小学校の中に空き教室がないから建物を建ててとるところまでストレートに考えているわけではなくて、その放課後子ども教室も含めた中で、何かいい方法はないかなということ、両面あわせて考えさせていただきたいというふうに思っております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、学童保育の放課後子ども教室、それは教育委員会、それで、学童保育のほうは一般の行政、健康福祉部でということで、これも何か幼稚園と保育所の関係とよく似た話なんですけども、一体、その辺は教育委員会とは連携してそういう協議会というか、横の連絡とかそういう会議、子育て会議とか、そういうのは頻りにや



っとるんですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 子育て会議というような形でやってるのではないですが、担当部署では相互に意見交換したり、今後のことについて協議は、現在もしております。先ほども申し上げましたが、放課後子ども教室の関係でアンケート調査もしております。それから、学童保育の関係でも、またアンケート調査というか、そういった調査はまたさせていただきたいと思います。それで、その調査結果をもとに、どういった形が一番ふさわしいのかというのを、また考えていきたいというふうに思っております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 また部長、また後戻りのような話に聞こえてくるんですけど。もう既にそういう把握をされてて、新年度に、もうこの年度内にどっちの方向でやるかというようなことを決めて、新年度に予算措置をすると、そういう格好にはならないのですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） これはもう同じ話になりますが、アンケート調査等をさせていただいて、その上で、その中身を見た上で、どういうやり方が一番いいのかというのを考えたいというふうに思っております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 こっちも一緒の話になるんですけど、既にそういうニーズというか、把握されとるというふうに聞いておったんですけども。実際はまだされてないという話ですね、今からということですね。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 学童保育のほうから辰美小学校区に対してのアンケート調査は、まだ行っておりません。ただ、放課後子ども教室のほうでは、学童保育の部分もある程度含めたような形でのアンケート調査をしていただいているというふうに聞いております。その結果と、それからこちらの健康福祉部のほうのサイドでの質問の仕方とか

またいろいろありますので、その辺のこともまたさせていただいた上で、どういう形がふさわしいのかということを考えたいというふうに思っております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 何回も言うて悪いんですけど、もうちょっとスピード感を持ってやってほしいんです。そうでないと、何か後戻りの話ばかりで、それと、これは教育委員会、これは健康福祉部ということで、何かもうひとつ、一般の保護者の方から言うと、どこまで真剣に考えていただいているのかよくわからんというような結果になると思います。ですから、このアンケート調査でも、早い話、両方の部で話をして、年内にもできると思うんです。それで、対象者、例えば辰美小学校やったら70人とか100人ぐらいやと思うんですけど、簡単にできると思うんですけど。そういうスピード感を持って対応していただくような格好にはならないのですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） できるだけ早いうちにしたいとは思っていますが、ただ、御理解いただきたいのは、今まででもアンケート調査等をして、利用の希望はたくさんあっても、実際に具体的になってくると、本当に来られる方というのは人数が物すごく変わってくるという実態があります。誰でも行けるのかというと、保護者等が、要は放課後に家にいない人を対象にしているわけですので、利用希望というのをとれば、たくさんの方が出てきても、実際に対象にならない方もおりますし、今現在、5,000円とか月にいただいておりますが、そういうのを有料でも来られますかということ、そういうのやったらまあええわというような、そういうのもありますし。

ですから、特に空き教室があって、ぽっと入れるのであればスピーディーにできるかもわかりませんが、新しく、例えば建物を建てるとなりますと、それは5人が来るというので建物を建てるのかとか、10人、20人、それは、それによって建物の大きさも当然変わってきますし、毎年変化もしていくわけですので、その辺も含めて検討する必要がありますので、その辺については御理解をいただきたいというふうに思います。

○登里伸一委員長 審査の途中ですが、暫時休憩します。

再開は11時20分といたします。

(休憩 午前11時10分)

(再開 午前11時20分)

○登里伸一委員長 再開します。

議案第89号に対しまして、質疑を続行いたします。

川上副委員長。

○川上 命副委員長 先ほど、同僚委員とのやりとりを聞いておったんですけど、これ私、いつも学童保育にはまだ初めて発言するんですけど、これ当初、同僚委員が言ったときに、西淡区域、松帆しかないということで、学童保育ということで陳情という意見を述べましたが、そのときに、辰美校区、この間の委員会の視察でも校長先生から言われたんですが、空き教室がないということで断ったと、できないということ。

今の答弁聞きよっても、空き教室ということは、こしらえたらいいんでしょう、はっきり言えば。こしらえな、できないんでしょう、根本的に、学童保育するには。それは、何でアンケートとかそういうことを言う、アンケートはそのときとったって、アンケートをとった時代の何が、次々と年度で変わっていくわな。卒業していくわな、保護者の方も。そういったことを理屈に、いつまでたっても堂々めぐり、これ、やる気あるんですか、ないんですか。はっきり言ってください。やる気があるんやったら、はっきりやりますと。ほんなら、空き教室がないから増築しますとかなんとか言うてください。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長(馬部総一郎) これはもう繰り返しになりますが、まずはやはり、アンケートの中身も考えらなあかんですが、それをとらせていただいて、それでもって学童保育、または放課後子ども教室、どちらが適切かということ判断させていただいて、それでもって進めさせていただきたいというふうに思います。

○登里伸一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 ほんま、堂々めぐりになるのやけんど。アンケートというのは確かに必要やけど、今の教育委員会の、保育園のときもそう。アンケートとって、もう2年も3年もなるんや、これ、アンケートをとって。2年、3年たったら、子供は卒業してしまうわな。学童保育も一緒。言いよる人は皆、もうかわっていくわな。これも2年、3年かかりよるんや、アンケートとってから結論出るまで。これを堂々めぐりというのよ、これをの。アンケート、アンケートとごまかしてしまひよる。やる気ないんでしょう。どうですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） やる気がないということではなしに、アンケート等の調査については、できるだけ早いうちにさせていただきたいと思います。

○登里伸一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 これはもう、負けるわ。ということは、アンケートをとって集計して、結論出して、それから予算づけしてということは、これはもうやっぱり、1年、2年かかってしまうわな。予算づけしたって、やっぱり審議もせんなんは、ある程度規模的なことも。アンケートをとった、そのときの時代のアンケートをとっても、時代が変わればまた変わってくるわな。やっぱり辰美校区の規模という、仮に辰美校区としたら、辰美校区の規模というもの、あらかじめ読めるわな、児童数が何人か、長期的に。

そしたらやっぱり、それを希望者が来れるような、条件に当てはまったら希望者が来れるような、やっぱり枠というものは十分ととかならんわな。初めからきちきちの最小限度をとるといふわけにはいかんわな。そういったことを予期した中でやるのやったら、できるやないですか。どうですか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 今、放課後子ども教室と学童保育の形で、どうしても国のほうでも所管が異なるというところで、少し連携もしながらやっているところなんですけど、県下におきまして、放課後プランという形で、子供の居場所を総合的に確保しようというふうな動きの中で、今後、学童保育が必ずしも子供の居場所ではないかとは思いますが。放課後子ども教室も、いろんな遊びの場所でありますとか、いろんな体験教室もやっている中で、そういう機会も今後、そういう日数的なものも調整しながら、居場所の確保を図っていこうというところで取り組んでいきたいなと思っているところでございます。

○登里伸一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 何ぼ言っても一緒やさかい言うときますけど、私もこれ、3年まだあるわけやな、これ。これからこの委員会におって、言い続けますよ。その3年のうちにでも実現してくださいよ、確かに。それを言って、もう質問終わりますわ。何ぼ言って

も一緒や。

○登里伸一委員長           ほかに質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員           今、辰美校区の放課後子ども教室とどうするかという話ですけど、これ、このハンドブックを見ますと、辰美教室は毎週火曜日15時から18時、津井幼稚園で実施しております。今、言われてるのは、学童保育はいわゆる毎日して、夏休み、冬休みしてますけど、放課後子ども教室はかなり預ける状況というのが違うわけで、親が望んでるのは学童保育であるので、そういう放課後子ども教室との違いというのは、どれだけ認識されてるのかというのが、先ほどからの答弁では、ちょっとよくわからないんですけども。放課後子ども教室というのは、なかなか週1回、時間も限られてる、こういうことで、神戸の事件があったりして、保護者はやはり学童保育を求める声さらに広がって思うんですけど、そこら辺の認識というのがすごく把握できてないんじゃないんでしょうか。

○登里伸一委員長           健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎）       放課後子ども教室は、現在は1週間に1回と、時間はその場所によって多少違って来ますが、ただ、必ずしも1週間に1回でないとだめやというようなことにはなっていないそうです。そういったこともありますので、同じ放課後、要は子供が家に帰っても誰もいないからというので、そういうところに行くというのは、基本的には考え方は同じやと思うんですよね。

その中で、要は、繰り返しになりますが、アンケートでとれば、毎日預けなくてもいいという人もいっぱいいるわけですよね。そういう人もいますので、実際に毎日預けないといけないというような方がどれだけあるのかということもありますし、その辺を十分把握した上で、両面で考えられないかということ、こちらとしては考えているわけです。

○登里伸一委員長           吉田委員。

○吉田良子委員           それと、この3年生から6年生に改めるというのは、こういう条例が通れば、一般の保護者の人はもう新年度からというふうな認識になると思うんですけど、これ、実施時期というのはいつからなんですか。

○登里伸一委員長           福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 設備及び運営の基準ということで、一応、対象者も就学児童というふうな形で拡大をさせていただいております。新しく新制度が始まるにおいては、学童の入所につきましては、やはり制限はできませんので、1年生から6年生を対象に募集はかける予定ではございますが、やはり定員等緩和、また、書類の就労状況等の審査におきまして、やはり低学年を優先とさせていただくものです。

今回の国の基準につきましても、全てのクラブにおいて6年生までを義務づけるものではございませんので、その辺は経過措置を見ながら、経過措置の期間においては、順次、対応をしていきたいと思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 具体的に、実施時期をいつからするかというのを伺っているんですけど。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 平成27年度からでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、新年度から実施するという事になれば、先ほどの答弁では、これからアンケートをとって年度内というような話でありましたけれども、そういう事になれば、新年度から実施というのはなかなか厳しい話で、実際、希望者が何人おって、先ほど言いよった支援員なり補助員の確保ということになれば、もう今年度、12月ぐらい、最低1月までぐらいにはもう人数を確保しとかんと、人の募集とか、なかなか間に合わないんじゃないんですか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 募集につきましては、既に開設校区につきましては、1月から募集を受け付けするような形で予定はしております。未開設校区についての募集については、今、お話しさせていただきました経緯のもとに、また検討を進めるということでございます。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 先ほどから議論、もう何かそういう学童保育のアンケートについて議論がかわされているわけですが、そういうアンケートをとる、今、社会体育との位置関係をよく理解されてそういうことを言われてるんですか。もともと、小学校低学年、小学生時代、学校の先生が忙しいからそういうことができないということで試合放棄をされて、今お世話をしている社会体育なり組織が高学年までできているわけやな。そやから、変なアクションを起こされると、社会体育、今まで一生懸命やってきた自体が、その組織自体にも、例えばそれを勧誘するのに先生が入るとか、これは、今のやっている組織でも、先生がやってくれたらもう一番ええねん。けど、それがでけへんから我々にやれや言うて、やったんが、昭和40年後半から50年前半にかけての動きであったわけやな。

ですから、アンケートをとるのはええけども、そういう、子供に、親にプレッシャーをかける、先生にさせるということは、これはとんでもないことやと思うんで、その辺をよう調査してやってもらわなったら、ぐあいが悪いです。あくまでも任意であって、今も学童保育あるけども、社会体育のときはそんな問題、何もありませんけどね。ほんなら、何か親を口説いて行かすとか、先生を上からプレッシャーかける、放っておいたらそんな形になりかねんと思うんよな。そういうことも十分配慮してほしいと思います。その点、どう思いますか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 今、子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うアンケート調査というのを去年、やらせていただいたわけなんですけど、その結果の中で、小学生を対象にした調査の結果の中で、まず、放課後を過ごさせたい場所として、保護者が選択してくださってるんですけども、まず、スポーツクラブ、塾などの習い事、高学年はこれが一番多かったです。その次は自宅、あとまた、祖父母とか友人・知人宅というふうな形で、複数回答なのでパーセントはちょっと計算上はあれなんですけれども、学童保育というのは、高学年はかなり少なかったです。ですから、選択制ということで、この辺も加味しながら、結果は出てくるのかなとは思っております。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今の阿万のほうなんか、野球なんか、160の子供、全校生、その中でもう10人、ことし1年ぐらいは行けるのかな。あとはもう40人がサッカー、それで、それも賀集と合併しまして、これはかなりな人数になってると。なぜかという、サッカ

一の場合は低学年でもそういう大会があるわけですね。すると、40人余りおっても、なかなか1チームでけんというので、賀集と一緒にやっています。そのようなことで、これはなかなか、今言いよった学童保育の教室の問題にしても、そういう中で、私、考えたら、なかなかそれは、そういう建物を建てて、果たしてそんな、こういう役に立つというか、現実的にそんな子供、アンケートとって集まらへんと私は思うのやけん。どうですか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） アンケートのお話なんですが、今、現状の報告もさせていただきますと、やはり小1の壁ということで、学童保育の利用者は小学校1年生が本当に過半数でございます。2年、3年になるごとに子供たちも自立しまして、自分なりに子供の居場所というのを見つけられております。ですから、アンケート結果も、アンケートといたしますけれども、とり方によって、また視点によって答えも変わってきますので、本来、学童の実際の利用希望というのは、十分な説明を行った上での調査は必要かと思えます。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 教育委員会とも、この放課後の子ども教室では関連あると思うんですが、教育委員会としてはどうですか。そういうアンケート、先生にそういうタッチをささんように、ここではっきり言うといってください。先生がタッチしたんやったら、これはもう、また大きな問題になってくると思うんです。もともと試合放棄しといて、それをまたいちゃもんつけるようなことをするんだったら、これはなかなか、今まで一生懸命やってきた人たちに申しわけないと思う。その点、どうですか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 放課後子ども教室につきましては、私どもの指導者を別に現地のほうに派遣しておりますので、先生方には全くそういうことはございません。

○登里伸一委員長 ほかにございませんか。  
吉田委員。



○吉田良子委員　　これは、条例が二つ、一つにまとめて提案されているわけですが、やはりそれぞれの条例はそれぞれごとに議案として提案すべきでなかったかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○登里伸一委員長　　福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子）　　この提案の仕方につきましては、法制事務の技術的なものと存じます。改正に至る根拠法令が一つ同じであるということで、一括上程とさせていただきます。これは法制上、こういうふうな形での上程ということになりますので、御理解いただきたいと思えます。

○登里伸一委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　子ども・子育て支援法の関係等でこういうふうに一括上程だというふうな説明だったんですけども、やはり保育所の関係と放課後児童健全育成事業というのは全然別な話でありますので、やはり本来は、基本的にはやはり別々に議案として提案すべきだったというふうに思いますが、今後、こういうふうなことも検討される余地はあるんですか。

○登里伸一委員長　　福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子）　　今回、別の法案が一括上程という形で、その前の86条もそうかと思えます。それと、今回、根拠法令となっております、長いので省略させていただきますが、いろいろな関係法律の整備に関する法律という、これが関係しているわけなんですけど、これにつきましても、約50の種類の法律が一括で改正をされているということでございます。

○登里伸一委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　今後の課題として、これは残る話ではないかということの質問なんですけれども、こういうふうに一括上程するということについての考え方なんですけども。

○登里伸一委員長　　福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子）　　これは、別々に議案提案をしたところ、法制

事務の関係で、こういうふうになったということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、今後の課題としてどうかという質問をしてるんですけど。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） それが望ましいのであればそうすべきかもわかりませんが、今度また、法制事務の関係との相談はかけながら検討していきたいと思っています。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ないようでございますので、これで質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第89号、南あわじ市保育所設置条例及び南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第90号 南あわじ市保育所保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について

○登里伸一委員長 次に、議案第90号、南あわじ市保育所保育の実施に関する条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明は既に終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第90号、南あわじ市保育所保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

③ 議案第91号 南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

○登里伸一委員長 次に、議案第91号、南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第91号、南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長　挙手多数であります。  
よって、議案第91号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

④ 議案第92号 南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○登里伸一委員長　次に、議案第92号、南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

小島一委員。

○小島 一委員　これ、本会議上程の際の質疑の中で、39万円の支給から40万4,000円になったということで、その1万4,000円分が産科医療保険の掛金を含むというふうな説明だったと思うんですけども。この保険については、これは強制的に全員が100%入らないかんものか、入っとるものか、その辺、任意でそれぞれ支給された中か

ら妊婦さんが払っているものか、そこら辺、どないでしょうか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） この産科医療補償制度は、出産の際に脳性麻痺とかの重度な障害になったときにそれを補償する制度でございまして、これに加入する、しないは病院の自由となっております。病院で選べることになっております。また、その掛金につきましては、今は、現在3万円でございます、それは、各保険者から支払われます出産育児一時金に含まれて支給をしております。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 病院によって対応しておると、それに入るのは個人の意志で入っておるといふことですか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） その出産する病院が、その制度に加入している病院であれば、そこで出産される方は、その制度を利用するということでございます。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 そしたら、病院によって入っていない病院もあるんですか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 淡路島の病院ではございませんが、全国では加入していない病院もございます。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 そしたら、それを含んで支給しても、そこへ払わん人も、島外で出産する人は、これは対象になるんですか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） その制度に加入していない医院で出産した場合には、その掛金である3万円は支給はございません。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。  
吉田委員。

○吉田良子委員 今言われた、この医療制度を使った形の南あわじ市のケースというの  
はあったんでしょうか、これまで。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） この制度を利用しているかどうかというのは、市の保険者  
としてはわかりません。ですが、全国的にもまだ件数も、兵庫県ではそう多くございませ  
んで、はっきりわかりませんが、ないのかなと思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これは、この医療制度でこういうふうに3万円積み立てるとというのが  
すぐお金がたまってるといふか、予想以上に利用者が少なかった、それはそれでよかつ  
たんですけども、それでお金を減して、出産のほうに充てるといふ、今回、振りかえだ  
といふふうに思うんですけども、本会議で部長は、この42万円で現在、出産費用とい  
うのが賄えるかどうかという質疑の中で、出産費用が今、高額になってきているとい  
うような答弁がありましたけれども、実際、そういうケースを感じたから、そういう答弁にな  
ったといふふうに思うんですけど、現在、出産費用というのは平均幾らぐらい要るとい  
うふうに認識されてるんでしょうか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 出産費用につきましては、保険外診療になりますので、出  
産される病院であったり、診療所であったり、大きな差が出てまいります。少し以前の資  
料でございますが、平成24年度で正常分娩で、直接支払い制度という制度があるんです  
が、それを使って請求された方の平均として、全国平均で48万6,734円ございま  
す。兵庫県では、49万3,542円となっております。南あわじ市で、平成25年の国  
保加入者の方で、その普通の正常分娩で直接支払い制度を利用された方が24件あるんで

すけども、平均して約46万円でございました。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 私のちょっと知り合いの人も、差額を四、五万払ったというふうな話を聞いてます。ですから今、課長が言われたように、それだけ実際、42万円ではなかなか賄え切れないというのが実態ですので、今回はこれでいいとしても、今後、やはりこれを引き上げていくというふうなことも必要ではないかと思うんですけど、そこら辺の見解はいかがでしょうか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） この出産育児一時金と申しますのは、社会保険の場合は健康保険法で金額が定められており、市町村国保の場合は、このように条例で定めていくわけですが、健康保険の種類によっては、それにプラスして付加金とか、いろんな形で支給はされているとは思いますが。ただ、市国保の場合は、それに対する、今度は補助金とかがございませぬので、多く付加金として支給すれば、それを全額、税に求めることになりますので、なかなか難しいことかとは思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 やはり、今、少子化の話はいろんなところで出てるんですけど、その入り口である子供を産むときのお金の費用というのは、やはり大きな負担になってきますので、やはりこういう制度として抜本的に見直すというところの姿勢に、ぜひ立っていただきたいと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） ただいま申し上げましたとおり、健康保険法が改正になることに伴って、今回も、市の条例も改正しているわけですので、その面で、また金額が上がってくれば、それに伴って市の国保からの出産育児一時金も上がっていくということと理解しております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員　　今回はこれですけど、実際、やはりお金の負担なしに出産できるというところで、これは法律ですから、国に対してとか、いろんな機会にまた意見を市として持っていただきたいというふうに要望して、終わります。

○登里伸一委員長　　ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　　ないようございます。質疑がございませんで、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　　これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　　異議がございませんで、これより採決を行います。

議案第92号、南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長　　挙手多数であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑤ 議案第93号 南あわじ市保健センター条例の一部を改正する条例制定について

○登里伸一委員長　　次に、議案第93号、南あわじ市保健センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

吉田委員。



○吉田良子委員       今回、このセンター条例で三原と西淡の保健センターが廃止されるということになりますけれども、今、西淡、三原保健センターで行っている事業というのは1カ月健診なり7カ月健診とかがあると思うんですけれども、実態をお伺いいたします。

○登里伸一委員長       健康課長。

○健康課長（小西正文）       保健センター事業につきましては、平成19年に緑保健センターに職員が集約されまして、そこでほとんど母子保健事業等は実施しております。

○登里伸一委員長       これまでの実績を質問しておりましたが、いかがでしょうか。  
健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎）       西淡の保健センターでは、たくさんありますので一部申し上げますが、健康相談が10回、それから町ぐるみ健診6回、それから、直接、保健の事業ではございませんが、いずみ会がその中で24回実施されたりとかしております。それから、三原の保健センターについても同じようなものですが、町ぐるみ健診が6回、それから健康相談が10回、あと、いずみ会の関係が17回といったところでございます。

○登里伸一委員長       吉田委員。

○吉田良子委員       これは、強制ではないんですけど、1カ月健診なり、子供の、そういうのもそれぞれの保健センターでしてるというふうに聞いているんですけど。それは実績として上がってきてないんですか。

○登里伸一委員長       健康課長。

○健康課長（小西正文）       今、部長のほうから答弁させていただきましたが、ほとんどは緑の保健センターでやっているわけなんですけども、その他の分については、職員が出向いて、三原なり西淡保健センターで実施しております、それについてはほとんど支障なくやっていただいておりますので、今後もそのような形で実施する方向にはしております。

○登里伸一委員長       吉田委員。

○吉田良子委員       そうすると、これ、西淡と緑の保健センターを廃止しても、先ほど部

長が説明したこれまでの事業は継続してやっていくということによろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、説明の中で説明させていただいてますけども、西淡の保健センターが市民交流センター等になると、また、三原の保健センターが中央公民館になっていくわけですが、使用につきましては従来どおり使用させていただくということになっております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それなら、変わりなくこれまでと同じようにするというんですけども、緑の保健福祉センターというのは、新庁舎ができればどういうふうな体制になるのでしょうか。

○登里伸一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、職員につきましては、新庁舎のほうへ当然、席等ありますので、出勤されるんですけども、2日に1回程度になるんですけども、緑の保健センターで保健事業等を実施していますので、出向いての事業実施という形を想定しております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、今、緑の保健センターで保健師とか働いてる方は、2日に1回、全員が保健センターへ行って事業をするというようなことになるんですか。

○登里伸一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 全員ではありませんけども、関係する事業に携わる保健師さんが出向いて事業を実施するという事です。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、2日に1回ということは、閉鎖というか、閉じる日もある

ということなんですか。

○登里伸一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、ほかの団体等も緑の保健センターで実施しておりますので、それについては支障のないように利用できるように、今、準備している段階でございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 日常、ふだんいろいろ健康相談とかに行きたいと思えば、新庁舎へ市民が足を運ぶというような体制になるんですか。

○登里伸一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 通常は閉まっておりますので、新庁舎のほうで受付等を行って、出向いて、向こうで実施ですので、新庁舎でいろいろなことをお聞きするという形になってこようかと思えます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、もう1点、南淡の福祉保健センターというのは、今、包括支援センターも入っているところだというふうに思うんですけども、この職員体制というのは変わらないんですか。

○登里伸一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 今は訪問看護ステーションと地域包括の南淡分室という形で入っておりますが、27年度に入りまして、訪問看護ステーションなり、地域包括は新庁舎のほうへ移るんですけども、今の総務部のほうへ一応、移るというような形でお聞きしておりますので、ずっと南淡保健センターのほうにいるということではございません。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、今、南淡福祉保健センターに入っている訪問看護ステーシ

ョンは1階の総務部で、包括支援は新庁舎に移るということになると、そこも必要に応じてあけるというような形になるんですか。

○登里伸一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、前の提案理由のところでも若干触れさせていただいておりますが、休日診療所という形で医師会のほうへ働きかけている段階でございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言われた、その南淡保健センターというのは、今後、休日診療所になるということになれば、建物の中で休日診療所と保健センターと分けて使用するというような考え方なんですか。

○登里伸一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 施設全体を指定管理するような形を考えてますので、行く行くは、廃止の方向であるということで、御理解のほうお願いいたします。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほどの説明では、来年4月からもう休日診療所が移行するというようなことになって、行く行くというのは、もう既に来年4月には休日診療所というふうになれば、保健センターの役割というのはどうなるんですかね。結局は廃止というふうな感じに聞こえるんですけど。もう既に4月に廃止というような意味合いがあるように思うんですけど。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 南淡の保健センターについては、先ほども課長のほうから申し上げましたが、現在の休日診療所が耐震補強もしてない、老朽化してきているというようなこともございますので、その南淡保健センターのほうに移るという考えで、今現在、調整中でございます。27年4月から休日診療所になるということではございません。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 いつからですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） まだ、いつというのははっきり決まっておられません。現在、いろいろなことを協議している途中ですので、はっきりといつからというのは、まだ決まっておられません。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 休日診療所がいつからそちらへ移ると、先ほど、来年4月というような話があったと思うんですけど、まだそれは未定なんですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） いえ、来年4月というのは、西淡と三原が、要は保健センターを廃止をして、市民交流センターであるとか中央公民館になるということであって、休日診療所は、来年4月からということではございません。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 休日診療所がそちらへ移行したら、もう南淡保健センターも廃止するというような、先ほど答弁だったんですけど、そういう方向ということなんですかね。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） その休日診療所がそちらに移るということになった後の使い方について明確には決まっておられません。保健センターについては、現在も一応、緑の保健センターを中心として、それで、それぞれの保健センターに、事業ごとに必要に応じて行っているというような状況ですので、形としては従来とそんなに変わるわけじゃないですが、そういうことになれば、緑の保健センターに、1カ所に一応、集約するという形で、保健センターとして残るのは緑だけになるという見込みです。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 私は、やはり保健センターは保健センターとして毎日開設して、市民の人らがいろんな相談事で行けるというような体制をつくっていただきたいというふうに思うんですけど。出張というような意味合いのことを言われておりましたけれども、それで市民の人たちは不便を感じないというふうな説明だったんですけど、それはそれでよろしいんですか。

○登里伸一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 今もそういう形でやっております、緑の保健センターに職員は全員おります。それで、事業があるごとに出向いて、そちらで健康相談等をやってますので、支障なくやっている状況でございます。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終わります。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第93号、南あわじ市保健センター条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
暫時休憩します。  
再開は午後1時10分といたします。

(休憩 午後 0時09分)

(再開 午後 1時05分)

⑥ 議案第96号 南あわじ市幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について

○登里伸一委員長 再開します。

休憩前に引き続き、審査を行います。

議案第96号、南あわじ市幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 これは、応益負担から応能負担に変更するということですが、これ、表に示しております1から5の階層で、それぞれ何世帯ぐらいになってるか、お願いできますか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 平成27年度の入園児の園児数を対象にした場合ですが、これからまたふえるかもわかりませんが、12月9日現在であれば、入園児数が105名で、そのうち第2子以降が無料でございますので、48名から徴収という形になるわけでございます。第2階層が3名、第3階層が16名、第4階層が26名、第5階層が3名の48ということに、現在のところなっております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、今、定額負担ですけど、影響が出てくるところは3階層以上になるのかなと思うんですけど。そうすると、45人が影響を受けるということにな

るんですか。

それと、この一時預かり事業なんですけれども、一般質問等であったのは4時までというものでありました。今、5時までの預かり保育を受けている方の人数というのは何人ですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 幼稚園のほうは、今現在、原則は16時までの預かりになってるんですけれども、伊加利、丸山、阿那賀の3園の交流幼稚園につきましては、5時15分までの預かりを試行的に実施しているところでございます。その中で、大体、5時15分、あるいは4時半まで、5時前までという方々については、現在、3名の方がいらっしゃいます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、10月28日にこの幼稚園の関係の保護者を集めた説明会があったわけなんですけれども、そのときに、5時15分なりのことは別途協議させていただきますという話であったわけなんですけれども、聞けば、もう5時15分まで預かってる子供は今後、27年度からもう幼稚園には通園できないというような話があったんですけど、ほかの保育所を探してほしいというようなことがちょっとあったんですけど、事実関係はどうなんでしょうか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 説明会のときに別途協議させていただきますということで、伊加利、丸山、阿那賀の交流幼稚園のところで、試行的に延長保育をされて5時15分まで預かっている方々を対象にして、個別の説明会を開かせていただきました。その中で、もちろん、2号認定を受けて保育所に行くことも可能ですけれども、個別の協議をさせていただきますまして、3名とも、今現在の幼稚園に来年度も引き続き入っていただくというように、話ではなっております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 最後のほう、聞こえにくかったんですけども、現状のまま行けるということなんですか。



○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 3名の方々については、引き続き現在の幼稚園で幼児教育を受けていただくことになっております。もちろん、制度的にはもう4時までということで、御家族の皆さんとよく話し合いをしていただいて、その制度の改正について、一定の御理解をいただいた体制の中で、そのように決定していただいたというふうに思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、通っている3名は5時15分まで通えると。違うんですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 午後保育というのが新しい制度の中でなくなりまして、一時預かり事業ということで始まりますけれども、これは4時まででございますので、幼稚園は4時までですということを御説明を申し上げて、その体制づくりを御家族の皆さんで相談しながら検討していただきたいというお話をさせていただいて、来年度、27年4月からは、それに向けて家族と協議をした結果、それに向けて体制を整えるということで、4時までの一時預かり事業、それから4時間の幼児教育と、今の幼稚園の形のままで引き続き入園していただくということになっております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、その3名の方は、今の説明だと、4時までということで了解を得られたというふうな話なんですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） そうでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 何か、そしたら5時15分まで預かっていた方々3名については、も

う無理ですということで、何かほかの保育所を探してほしいというような話もされたことはあるんですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 当然、選択肢として、2号認定を受ければ保育所に行けるわけですから、その2号認定を申請することも、当然可能ではありますが、家族で協議をしていただいた結果、1号認定を受けて、幼稚園に引き続き行きたいというふうになりました。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これまで、5時15分まで預かっていたのに、それを切られて、ほかの保育所を探せというような意見があって、何か、後退すると、サービスが後退するというので、ちょっと不満の声も聞こえてきたわけなんですけれども、市としては、それは了解を得られたというふうな認識なんですね。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） これまでの取り組んできた幼児教育、里山体験も踏まえて、そういったやっぱり幼児教育を残してほしいというニーズが、やはり物すごくあります。ただし、幼稚園の制度、すなわち4時間の幼児教育、そういうものではなく、これからやはり、働きながら子供を預けられる施設、そういったこともニーズには、あるにはありますけれども、幼稚園として新たな制度がスタートしますので、その辺のことを今回は御理解いただいたと。ただ、保護者の皆さんには、まだ今の幼稚園に通わせている子供以外にも、下の子供たちもいらっしゃるしますので、要望としては、やはり働きながら子供を預けられるようなことも、ぜひ早い段階でできたらお願いしたいというふうな要望はお聞きしております。

以上です。

○登里伸一委員長 ほかにございませんか。

阿部委員。

○阿部計一委員 これ今、所得割額を見てますと、これはやっぱり保育料の滞納もあるように思いますけども、そういうことはそうないんですかね。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 滞納については、以前はあったように聞いた記憶がございましたが、今現在は滞納等はありません。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、100%徴収されているということですか。幼稚園も保育所も含めて。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 保育所、公立、私立ございますが、若干名は滞納がございます。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 若干いうたら。税の徴収というのは、若干ではわからんと思うんで。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 人数については、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、滞納者はいるということは承知をしております。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いやいや、滞納者がいるでなしに、金額にしてどのぐらいの滞納額があるんか、今、これはわかれへんの。資料ないよって、わかれへんのけ。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 済みません、きょうはそこまでの詳しい資料を持っておりません。また調べておきます。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 資料がなければ仕方ないんですけど、これもいろいろ市民の方から、そういうきっちり払ってるところがほとんどなのに、そういう滞納でそのまま継続されておるといふようなことで、これはなかなか難しいと思うけども、こういうことはやっぱりきっちりやっついていかなんだらね。これはやっぱりほんまに、税の不公平性というか。その辺やっぱり、なかなか所得割額見とったら、滞納もあつてもしゃあないんかなと思うけども、その辺やっぱり100%徴収して当然の税やと思うんですけどね。その辺、どうですか。部長、答弁を。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） おっしゃるように、100%というのが本来あるべき姿ではありますが、現実にはなかなかそうも行かないというのが実情でございます。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 部長、こんな言い方はきついかもしらんけど、結局、執行部の皆さんは、税が滞納しようがどないしようが、給料に関係ないのよ。子供を預けて、それで保育料も何も払えんと、そんなんが通るんであれば、これは若干やいうことで、これはそんな言い方ないと思う。子供を預けて、ほんで文句だけ言うて。そんなのようけおんねん、阿万でも。そんなんが通っていくんだったら、払いよる人はびっくりするぐらい払いよるんよ。それは、そういう親御さんの間で、それが最終的ないじめとか、そんなことまでも発展する可能性がある。それで、これはまた普通の税の徴収と違くて、これはもっと慎重にやっついていかなんだら。私はもう、税金についてはほんまにふしだらなことを見てきとるよ。ほんまにこれ、性根入れてやりよんのけど、こう思うんよ。

今聞いても、そんな今、資料はないやいうような状況ということ、きょうは委員会があるのに、ほんだけ、そんなことを重要視しとらんということやの。今後、どういふ対策を措置するのよ。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 滞納者につきましては、自宅訪問等、また、徴収の事務は常時行っておりますが、プラス合わせて、児童手当の交付に当たって、その児童手当を保育料として納めていただくというふうな、分割納付というふうな手法もとり

まして、徴収事務を行っております。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 資料はないよってしゃあないんだけども、私も大体わかっとなのやけど、大体の額というのはわかっとなだ。そんなの、わからんはずはない。私が知っとなのやから。

○登里伸一委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 1時20分)

(再開 午後 1時21分)

○登里伸一委員長 再開します。  
木場委員。

○阿部計一委員 いや、ちょっと。その答弁が出てこなんたら、こっちは続けて言えんやないか。

○登里伸一委員長 済みません、今調査中ですので、しばらくお待ち願いたいと存じますが、よろしゅうございますか。  
福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 調べて、後ほど報告をさせていただきます。

○登里伸一委員長 よろしゅうございますか。  
木場委員。

○木場 徹委員 ちょっと確認したいんですけど、4月から保育料につきましては応能負担ということになるんですが、平日の預かり時間は確認したんですが、長期のいわゆる休み、夏休み、冬休み、春休みについては預かりの時間はどういうふうになるんですか。変更あるんですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 夏季休業中につきましては、午前のみ預かりをしていきます。ただ、春季休業日、冬季休業日につきましては、家庭でということになっております。夏季休業中においても、盆の週は夏季休業、休みをしております。ただ、伊加利、丸山、阿那賀のほうは、午後も預かりをやっておりましたけれども、今回は6園ともに夏休みについては午前まで、それと、お盆の週は夏季休業というふうな体制になっております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ちょっと聞き取れなかったんですけども、要は、午前中で終わって、午後からの一時預かりはしないということでもいいんですか。そういうことですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） そうでございます。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今までもそうだったんですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 伊加利、丸山、阿那賀の交流園以外はそうございました。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。  
川上副委員長。

○川上 命副委員長 吉田委員も木場委員も質問したんですが、ちょっと勘違いしとったら許してくださいよ。伊加利、阿那賀で幼稚園は4時までと、これはもう昔から決まるところで、それから、延長をしとって、今回やめられたということで、保護者の了解をとったと言われとるのは、これはいやいや了解しとんのか、これ。何も、はいはいと了解したのと違うのよ。そやさかい、ええことをやっついて、続けていてくれたらいいんやけど、やめるということは、ちょっと大分、攻撃を受けとんのかやけん。このことについてちょっとお願いします。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） やはり今回、幼稚園のこの子育て支援の法律の関係で、幼稚園として6園ともに同じ条件の幼稚園にしますということで、一定、来年スタートしますけれども、その御意見をいただいている保護者の皆さんからは、やはり働きながら子育てをしたいという思いがやっぱりあります。それらについても、今の西淡地域の保育所がないということ、しかしながら、これまでやっていただいた幼児教育は素晴らしいということで、幼児教育を残してほしいというお声も聞く中で、就労に関係なく子供たちを預け、幼児教育や保育が一体化した認定こども園というふうなこともございますので、保護者の皆さんからは、その方々からは、そういった形が自分の子供が、下の子がまだいるので、そういう体制を整えばありがたいですと、そういうふうな強い要望をこちらとしては聞いております。

○登里伸一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 悪いことはやめんのやけど、ええことをやめるということは、これは、教育委員会の指示に従って保護者の方は喜んでおるのにやめると。けど、これからやっぱり女性が働く場所とか、働く、社会進出が気安くできるように、また、子供を安心して産めるような方法というのは、やっぱり保育の充実ということで、後退をしないように、ひとつ、教育課長、お願いをしたいんですけど、どうですか。どうももやもやして、保育、幼稚園教育が足踏み状態の、今の南あわじ市の教育委員会とこの担当課ですが、どうですか。今後ともひとつ、もう少しすっきりとやってほしいんですけど。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 一般質問のときにも、平成27年度、これを目途にきちんとした方向性を示しますというふうな答弁をさせていただいていると思いますので、今、川上副委員長からありましたようなこともしっかり踏まえた上で、十分な体制づくりに向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○登里伸一委員長 ほかにございますか。  
吉田委員。

○吉田良子委員 今、課長が答弁されてましたけども、今後のあり方については27年

度を目途に方向性を決めるということですか。幼稚園のあり方を。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） その27年度を目途に、きちんとした対応ができるように検討を進めていきます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほど、10月の説明会の話もさせていただきましたけれども、説明会のときには、2年間は現状で行きたいというような説明があったかと思うんですけども。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 条例改正をして、今回、経過措置を設けさせていただきましたので、2年後には、今の提案した条例案どおりの授業料の保育料になりますと、そういうふうなことの説明であったかというふうに思っております。

ただ、この要領改定、保育料について経過措置を設けておりますので、それが完成するのが2年後ですので、それまでは、幼稚園としてはこの授業料で、幼稚園としては行きますというふうなことでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 いえ、私は、その4園統合なり、そこら辺の話も含めて2年後に、2年間はそのまま行きますというような説明に聞いたんですけど、それはそうでなかったんですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 今のニーズを精査してやっていたとしても、いわゆる施設・設備のことと、職員数のこと、そういったことを十二分に検討しなくてはなりませんので、そういったことから言うと、27年度にある程度の線が出て、計画を立てたとしても、すぐには建物の状況、建設の状況、その他全てが整うまでは、すぐに、もう27年に立てたから28年にスタートするというふうな形ではないかというふうに思いますので、



十二分な検討をした中での判断であるというふうに御理解いただけたらと思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 すると、今、議会で一般質問等でいろいろ出てます4園統合とか、2園とか、いろんな意見がありますけれども、それは2年間、時間をとって検討するということよろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 2年かかる、3年かかるはわかりませんが、とりわけ27年度にはそういう検討をしっかりとしていきたいと。それでまた、それが2年後になるのか、3年後にこういう形で進めたいということにつきまして、十二分に判断したことを説明できたらなというふうに思っています。そういう体制づくりについて検討を進めますというふうでございます。

○登里伸一委員長 暫時休憩します。

（休憩 午後 1時31分）

（再開 午後 1時40分）

○登里伸一委員長 再開いたします。

阿部委員、お待たせしました。ただいまから答弁いただきますので、よろしくお願いたします。

福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 申しわけございませんでした。滞納額につきまして、平成25年度決算の額について報告させていただきます。市立保育所の保育料、また、トータルでございますが。そしたら別々に、済みません。市立保育所の保育料として、三つですね。17万500円からマイナス5,000円で、16万5,500円が保育所の未収、収入未済額ということでございます。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員       それで、市町村民の所得割額、これを見よったら、21万1,200円、そういう何を見よったら、ほんまに一生懸命働いても滞納になる方もおられると思うんよな。それで、そういう方については、それはやっぱりやむを得ん、ほかの滞納もいろいろあるわけやから。私が言いよるのは、やっぱりかなりの権限を持って、調査権も持つとんのやから、その辺を、金額云々よりも、やっぱり厳しくチェックをして、本当に払えるのに払わんという方に対して、そういう調査をしよんのかということをお聞きしとんのですよ。そういう、払えるのに、おまえら、税金払いよるのか、あほやのというような、お酒の席でも言いよるような人もおるしね。

そやから、私は現実、そういうことがわかった中で質問しよる。だから、ただ滞納だけでなくして、その調査をして。先ほど、滞納になってもおまんら、給料に関係ないやないかというような、ちょっと私の言い過ぎになりましたけども、そんなふう思うわけですわ、全体的に。これまでの経緯をしよったら。そんなんで、その辺をどの程度チェックをしておるのかということをお聞きしとんのを1回、御答弁願いたいと思います。

○登里伸一委員長       福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子）       保育料につきましては、やはりこの保育基準というのに決定に当たって、所得の関係の調査をさせていただいております。ですから、ある程度の所得のある方につきましては、やはり徴収のほうは頻繁に行っているところでございます。

○登里伸一委員長       阿部委員。

○阿部計一委員       最後にしときますけど、そういうことで未収については調査権も、銀行まで入って調査できるだけの権限を与えられとるんですから、やっぱりそういうことを十何万、20万足らずの金額にしても、やはりそれをきっちりやっていきよらなんだら、これはやっぱり税の不公平性、まともに払いよる者が損をするというような、大きな問題になってくるのでね。やっぱりその点、保育料とはいえ、十何万というような金額にしても、これはやっぱり、100%収納できるように努力してほしいとお願いしまして、終わります。

○登里伸一委員長       ほかに質疑ございませんか。  
吉田委員。

○吉田良子委員       これ、所得階層で保育料を新たに算定していくわけですがけれども、市

民税非課税世帯というところで、注意書きで、全ての世帯が市町村民税が課税されていないということですから、両親だけでなしに、祖父母も同居している場合でも、その祖父母も含めて課税されていないというふうなことでよろしいのでしょうか。世帯ですから。

○登里伸一委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） この備考欄に書いてあるとおりでございます。その世帯全ての方が非課税であるということでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これは、なかなか厳しい非課税世帯の定義だなというふうにもちょっと思うんですけれども。本来なら、保護者がというか、両親が非課税世帯であればいいんですけど、いなかですから、同居家族というのが結構ある中で、祖父母までの課税をここまで検討するのかなというのは、ちょっと行き過ぎというか、ちょっと考えものだなと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 通常、両親等の課税の状態を見て保育料を決定するわけなんですけど、この非課税世帯につきましては、この規定のとおり、全員の課税か非課税かを判断をして、保育料等を決定をしていくというふうになっております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、3階層で市町村民税所得割が7万7,100円と、4階層の21万200円という、この幅がかなりありますけれども、税額ですから単純に収入がこの範囲でということではないと思うんですけども、モデルケースで行けば、この3階層と4階層の収入というのは、ある一定、計算できる部分かと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 夫の給与収入ということで考えてみますと、3段階の給与収入で行きますと、約168万から約300万、それから、4段階では、300万円か

ら約720万円、5段階については720万円以上というふうになります。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、先日もみかり会のほうで保育料の試案というのが示されておりましたけれども、その階層と比べれば、今回の階層というのは5階層ということで、この幅が、税額がすごく違うわけですけれども、ここら辺は、保育所と幼稚園の性格があつて変えてると思うんですけれども、今言われた所得がこれだけ違うのに同じ保育料というのは、かなり厳しい部分があるのではないんですか。もっと細分化すべきだというふうに思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 基本的には、幼稚園のほうは応益から応能負担に変えるというふうなことで、保護者の方々への説明会も開かせていただきました。そういった中で、この5階層というのは、国が一定、示していただいた5階層です。これについて、うちはこの国に準拠したこの階層をしっかりと説明することが、保護者にも一番理解を得られやすいのではないかと、そういう判断をいたしまして、この5階層という形をとらせていただいております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 国の方針どおりという説明でありましたけれども、ここら辺は市の裁量で、弾力的運用というのは当然できると思うんですけど、そこまで至らなかったというのはなぜなのでしょう。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 多くの保護者の皆さんに理解をいただくためには、国のこの5段階の5層が一番理解していただきやすい、特に応益から応能に変わるという大きな制度の改革でありましたので、そういった意味では、国に準拠した形で説明をさせていただいたということでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 国の説明どおりで行けば、それは説明しやすいかと思えますけれども、やはり今、滞納の話もありましたけれども、これだけ所得に幅があって同じ保育料ですと、やはり当然、滞納の分も生まれてくるのではないかというふうに、今後思われますので、ここら辺はもっと制度も、パソコンでぱっと調べれば、そない事務的には大きな事務量でないというふうに思いますので、もっと階層を細かくして、払える保育料にしていくというのが基本ではないのでしょうか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 保育所のほうが8階層ですので、その8階層と幼稚園の8階層では、また別のものになります。今回はもう、先ほど申し上げましたとおりで、国に準拠した形で行いました。例えば、今までは入園料もあったわけです。3,000円の入園料がありました。この3,000円の入園料につきましても、これは3年間で行くと36カ月、これを1カ月にしまして、大体83円程度。これらを、入園料も授業料に入れるというふうな、さまざまな工夫をした中で授業料のほうを設定していきましたので、この5階層という形が一番理解をしていただきやすいというのが判断でございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 もう、繰り返しになりますのであれですけど、こういうちょっと乱暴なやり方だと、私はちょっと認識してますので、やはりもう少し保護者の懐ぐあいをもっと見るべきでなかったのかというふうに思っております。

以上です。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第96号、南あわじ市幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑦ 議案第97号 南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

○登里伸一委員長 次に、議案第97号、南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 今回、変わる部分があるわけですがけれども、この基準というのがあるって、今回、使用料が変わってきてるのかなと思うんですけど、その基準というのは何を基準にされてるのかというのをお尋ねします。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 基準につきまして、これは合併をするときに、それぞれの公民館並びに施設の大きさを全て統一していこうという動きがありました。そのときに、一応、普通の会議室を平米5円、それから調理室を平米8円で大体統一していこうという動きがありました。そういう中でも、地区公民館の調理室なりが残ったり、それから、新しく市民センターから変わる施設については、それを基準にして今回、料金を決定させていただいております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員       それと、西淡のほうは、いわゆる西淡公民館が湊公民館に変わるということになると思うんですけども、ここで新しく、湊地区公民館で使用料がそれぞれ書かれておりますけれども、午前中にあった保健センターの関係の部分で、健康指導室、検査指導室、事務室Aとかいうのが今現在あると思うんですけども、その分の使用料についてはないように思うんですけど、それはどうなってるんでしょうか。

○登里伸一委員長       生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二）       保健センターの部分なんですけども、西淡公民館の条例のところの使用料のところを見て、正誤表を見ていただければわかると思います。新旧対照表ですね、それのところを見ていただきますと、湊公民館というところがあると思います。開いていただきましたでしょうか。そこで、新たに和室、調理室、多目的室というのがあります。検査指導室については、会議室等に使えるので、会議というか、そういう大きい部屋では使用料はとりませんので、今ある現在の和室はそのまま和室、調理室は名前が変わってると思います。それから、多目的室というのは、今まで機能訓練室と言われとった部分なんですけども、そちらのほうは使用料が上がっておりませんでしたので、先ほど言いましたとおり、平米掛ける5円で新たに設置をさせていただいたということになります。

○登里伸一委員長       吉田委員。

○吉田良子委員       そしたら、西淡公民館が湊地区公民館に変わりますけれども、いわゆる保健センターがあったいろんな会議室、指導室等は、全部湊地区公民館の中の使用料に含まれていくということで理解してよろしいんでしょうか。

○登里伸一委員長       生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二）       そのようになっております。

○登里伸一委員長       吉田委員。

○吉田良子委員       合併当時、そういう面積なり会議室、調理室で平米幾らというふうなことが決められていたけれども、それは従来どおりの使用料の範囲であったわけですけども、公民館なんかを利用する方々から見れば、やはり使用料は1円でも安いほうが利用しやすいということで、今回、引き上げられる部分があるんですけども、これも従来どお

りの料金設定でよかったのではないかと思うんですけど。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） まず、市民交流センターに今回なっていくということで、公民館の位置づけがもっと市民に密着してくるだろうというふうに考えております。ただ、こういう形では条例の上では使用料を統一させていただいておりますけども、従来と使用の状況ではほとんど、地域の団体の方であれば料金は発生せずに、エアコン代、空調電気代だけが今、いただいているので、そのままになるかと思えます。ただ、対外的によそから来られる団体が使うときに、地域外というんですか、それから、市外等の団体が来たときに、きっちりと統一した料金でいただけるというふうな、今回、条例の改定をさせていただいております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それが備考の1に反映しているのかなというふうに思うんですけども、やはり市外の方であっても利用していただくと、こういうふうに公民館を利用していく中で、帰りしに、地元の、南あわじ市で買い物するとかいう波及効果もあるわけで、やはりそういうことから言えば、料金設定というのは従来どおりでよかったのではないかというふうに思います。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 先ほども言いましたとおり、この21館というのは、地域密着型というふうな考えでおりますので、できるだけ地域の人に優しく、先ほど言いましたように、料金は現在、地域の方はほとんど払っている状況ではないと思えますので、市外から来られる方などに使っていただくといったらおかしいんですけども、そういうときはとりあえずきっちりと区別をさせていただこうということでございます。

○登里伸一委員長 質疑ございますか。  
木場委員。

○木場 徹委員 公民館に関連して、各旧町単位にある文化団体の事務のことについてお尋ねします。今度、中央公民館に、三原の公民館に統一されるんですが、従来から行っ



ております旧西淡、三原、緑、南淡、これらの文化芸能祭、それから文化展等についての中央公民館としてのかかわり方といいますか、どのくらい事務とか、人的にかかわり合っ  
て、それらをフォローしていくかということについて、文化団体のそれぞれにどのような  
説明をされておりますか。説明をお願いします。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 文化団体のことなんですけども、  
この文化団体につきましては、平成23年に設置されました社会教育施設の再編の中で、  
1カ所にしていこうという動きがありましたので、24年度からそれぞれの文化団体の方  
にお話をさせていただいております。実際、27年度には南あわじの中央公民館が所管す  
る、これは南あわじ市文化団体連絡協議会、本部になるわけですけども、そこだけを事務  
局とさせていただくことになるというふうに言うてます。

これはなぜかといいますと、自治会を初め、このたび老人会も多分言ってると思うん  
ですけども、やはり旧町単位の2階建てという部分はなくそうと、要するに、本部からそれ  
ぞれの団体にそれぞれの連絡が行けるようにしていこうという動きがありますので、それ  
を何とか皆さんに御理解いただきたいということでお願いをしております。また、物理的  
に緑の公民館が広田の地区公民館、それから、西淡の公民館が湊地区公民館、南淡が福良  
公民館ということで、職員も当然、そこには公民館職員は配置されませんので、物理的に  
無理だということで、中央公民館で所管をさせていただくと。

ただ、団体のほうに説明させていただく中で大きなことは、それぞれの地域でそれぞ  
れの自主的な活動として残していただくことにつきましては、できるだけそういうふうにし  
ていただいて、地域で盛り上げていただきたいということではしています。ただ、事務等  
の補佐につきましては、これも中央公民館1館で職員が全部扱いますので、なかなかしん  
どいのかなということで、できるだけ自主運営をそれぞれの旧町文化団体ではお願いした  
いということで、お願いをしているところでございます。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それぞれ今、活動しているわけで、一発にそういう格好にならんと、  
徐々に自分らでできるような体制づくりができるまで、中央公民館のほうでフォローとい  
うふうなことでお願いしたいと思います。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） それは、私どももそういうふう  
に考えております。ただ、例えば文化祭に関しても、大体、同じ日、文化の日に4カ所で  
やられても、なかなか職員がついていけませんので、できるだけ順延をしながら、手伝え  
るところは手伝って行って、完全に自立していただくまではフォローなりは、支援なりは  
していく予定です。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第97号、南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり  
可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第97号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑧ 議案第98号 南あわじ市図書館条例の一部を改正する条例制定について

○登里伸一委員長 次に、議案第98号、南あわじ市図書館条例の一部を改正する条例  
制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員        今回の改正は、南淡図書館一本にして、三原図書館は中央公民館の図書室にするという話で、先日の質疑では、現状は変わらない体制で行きたいというふうに言われておりましたけれども、この職員体制についてどう考えてるのか、お伺いいたします。現在の状況と変化が多分あるのではないかと思います、どうなんでしょうか。

○登里伸一委員長        生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二）        まだ、新年度の体制につきましては、市全体の職員の体制もありますので、今は何とも言えませんが、私どもとしては現体制を、人数は何とか確保したいというふうには考えております。

○登里伸一委員長        吉田委員。

○吉田良子委員        そしたら、三原が今度図書室になりますけれども、指示系統というのはどういうふうになるんですか。

○登里伸一委員長        生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二）        職員につきましては、公民館の管轄職員になります。ただ、図書の運営については、これは図書ですので、図書館の領域だというふうに考えております。

○登里伸一委員長        吉田委員。

○吉田良子委員        ちょっと答弁がわかりにくかったんですけども、三原図書室は、中央公民館の配下にあって、しかし、運営は図書館ですというようなことなんでしょうか。

○登里伸一委員長        生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二）        簡単に言いますと、ハード面というんですか、人的のところまでは公民館で、中の、例えばリファレンスサービス等、それから、図書の蔵書等々につきましては、図書館のほうで全て運営いただくということになります。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら今、三原図書館には館長というのがいますけれども、館長も含め、今、正規職員、全体で3人いると思うんですけど、それは堅持できると。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 私どもとすればそれ以上に、今度施設が、21館の管理が、今度全部中央公民館で所轄になりますので、できたらふやしていただきたいというふうには思っておりますけども、まだ人事案件につきましてはわかりません。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと今、図書館の購入なんですけれども、本の購入、ある一定、南淡、三原、西淡、緑というのは、割合は決められてるんですか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 予算に応じて、今、決まっております。ただ、今度のは、例えば、俗に言われるハード本という、かたい専門書というんですか、そういう部分は三原に置かずに、三原はもう少し住民の方に接しやすいような本にして、そういうハード本については南淡図書館だけでいいのかなと。高額な本につきましては南淡図書館で、そちらのほうで購入して置いておいていただいて、もっと見やすいというたらおかしいんですけども、実用書とか文庫本、単行本、そういう形の本を三原に置けたらなど。これは、今から運営をしていくわけですので、決定ではないので、運営をしながら、そういう形で皆さんで考えていただきたいというふうに思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 尋ねたのは、図書予算というのはあると思うんですけど、その図書予算を今、四つの図書館、図書室で割り振ってると思うんですけど、その割合というのはどういうふうになってるんですか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） ちょっとお待ちください。済みません、ちょっと休憩をお願いいたします。

○登里伸一委員長 暫時休憩します。  
2時20分まで休憩します。

（休憩 午後 2時10分）

（再開 午後 2時20分）

○登里伸一委員長 再開します。  
休憩前に引き続き、審査を行います。  
生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 申しわけございません。図書購入費につきましては、全体で1,500万です。そのうち、緑と西淡につきましては約150万ずつを配付し、残りのところを500万と700万という形で、500万が三原、南淡700万という、大体おおむねその線でしたと思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほどの答弁では、南淡図書館にそういう専門的な図書を配置するというような答弁で、三原については実用的なものという話がありましたけれども、これまでこういう予算づけで行ったのが、図書室に変わっても同じような状態で行けると、職員体制も含めて同じような状態で行けるといふふうに考えてよろしいでしょうか。

○登里伸一委員長 文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 先ほども言いましたとおり、まだまだこれから職員がどのような配置をされていくかわかっておりませんので、その辺も含めて運営を考えていきたいというふうに思います。予算は一括計上しておりますので、その中で分配をしていきますので、今後、そこら辺を詰めていきたい、そのように思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、職員体制についてはまだまだ不十分、見通しが見えてないような答弁だったんですけれども、しかし、本会議では、現状を維持したいということで、見えてない中で現状を維持というのは、何か矛盾した答弁のようなんですけれども、教育部長、そこら辺はどうなんですか。

○登里伸一委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 三原公民館が中央公民館になって、その三原の図書館が三原公民館の図書室になるというようなことで、図書室の運営を今、正規の職員3人と臨時の職員2人、5人体制でやっております。その中で、やはり人数的に精いっぱい的人数でやっているの、そこら辺は、人数は確保できればというようなことで答弁をさせていただきました。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 職員体制はそれで行くと、さっきは何か、なかなか見通しが見えないような答弁があったわけなんですけども。

○登里伸一委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 職員の配置につきましては、これから人事の案件でございますので、教育委員会のほうでこうこうというのは、要望はしていきますが、内容について、結果としてどういうふうになるかというのは、こちらのほうで決定するものでもありませんので、要望として、やはり今の、現状の状況等を十二分に把握をしていただきたいということは、人事のほうには申し上げていきたいと、そのように思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、人事のここにいるメンバーの中で、決定権というのは誰が持ってるんですか。副市長ですか。市長ですか。市長がいないので、副市長。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 職員の配置については、これから検討させていただきます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、教育委員会がそういう意向があるということは、どう受けとめて  
るんですか。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 意向があるということを踏まえて、検討させていただきます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 何か、なかなか見通しが無い、言葉では現状維持と言われてますけども、職員体制もはっきりしてない中で、現状維持ができるのかどうかというのは大変不安な答弁になってるんですけれども。私はこれ、三原図書館、これまでの利用状況なんかも見ると、南淡図書館とほとんど余り変わらないというような状況では、やはり指示系統の問題もこれからありますし、やはり分館というような考え方になぜ立ち入れなかったのかというところはどうか、南淡図書館分館。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 教育委員会のほうで、図書館については1館にするということを決めて、そのとおりに動いてきてるわけですから、それはそれでいいのではないかと思います。運営については、いろいろなやり方はあろうかと思えます。中央公民館の図書室ではあるわけですが、運営については南淡の図書館と連携を図るとかいうようなことは可能だと思いますので、そこは教育委員会の考え方で、市民の皆さん方には御迷惑がかからないようにしても、運営に妙味が出てくるというようなことも可能ではないかなというふうには思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 最後に、私は、この三原図書館は分館として位置づけて、やはり職員体制なり図書予算のことは、当然必要だったというふうに思いますので、廃止、図書室に

するということについては納得できないという立場であります。  
終わります。

○登里伸一委員長 質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、これで質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 それでは、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第98号、南あわじ市図書館条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第98号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑨ 議案第74号 平成26年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○登里伸一委員長 次に、議案第74号、平成26年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 58ページの療養給付費負担金というのが、これ、大幅にふえており



ます。これは一般被保険者の方々がお医者さんに行く費用がふえたというふうに理解するわけですが、これだけ大きくふえた要因というのはどういうふうに判断されてるのでしょうか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 医療費につきましては、1人当たりで平成23年度で前年度対比0.2%プラス、24年度でプラス1.6%であったのですが、昨年度は対前年度比プラス6.7%と、大きく伸びてございます。本年度も3月から8月までの実績でも、伸びが大変大きく、決算見込みといたしまして、4.7%の伸びを見込んでおります。

要因といたしましては、昨年度もそうでしたが、特に入院での伸びが大きく、レセプト1件当たりの日数が減っているのに、医療費が1割程度ふえているという現象が起こっておりますので、やはり医療の高度化が大きな原因だと思います。それでプラスいたしましたして、65歳から74歳までの前期高齢者の数がふえてきております。前期高齢者の方は、若い方に比べて医療費が平均として高いところがございますので、その方がふえるということで、医療費がふえる要因にもなっていると思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言われた入院がふえてるという話でありますけれども、入院する病状といいますか、そこまではつかんでるんですか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 詳しい分析はできておりませんが、平成26年5月診療の医療レセプトを見ておりますと、国保加入者のうち、生活習慣病の患者さんが33.1%ございます。医療費総額に占める割合が58.9%となっておりますので、この部分も大きいかと思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これまでも生活習慣病については啓発活動をして、生活習慣病にならないような取り組みもされてると思うんですけれども、この収支を見ると、医療費がふえるということになれば、これからの生活習慣病対策というのは、ますます必要になるかと思うんですけれども。そこら辺では、どういうふうな施策を講じるように予定してありますか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 町ぐるみ健診で行っております特定健診の未受診者に対して大きくアプローチをしていき、健診を受けていただき、早い段階で病気を発見するということを進めていきたいと思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、56ページの保険基盤安定繰入金ですけれども、これは7割、5割、2割という形で保険料、保険税をしていく方のこれ、人数がふえたのかなというふうに思うんですけど。

○登里伸一委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） 7号、2割につきましては、平成26年で一部制度改正がございましたので、2割軽減の方が10万上乘せの軽減で、5割軽減につきましては、世帯主を含むというような軽減に変わりましたので、2割層はふえたのですが、もともとの2割層が5割に移ったということで、全体からしますと、それは6月の委員会的时候に試算で人数のほうをお伝えしたわけなんですけども、その分で行きますと、医療分につきましては、5割軽減が世帯数で426、人数で言いますと926人。介護分につきましては、世帯数が253世帯で363という形で、6月の段階では報告させていただいたんですが、6月の段階では、その当該、ことしの所得に対して制度が違う形で試算しました。

今、比較する数字になりますと、去年の数字で去年の制度と、ことしの制度でことしの所得と数字で比較しますと、非常に表現の、差額のところは表現しづらいところがあるんですが、違った制度の中で同じ所得という形であれば比較はできるんですが、制度が違って所得が違うということになりましたら、ちょっと人数的には比較は非常にしづらいんですが、それでよろしければ、数字的に出ておりますのが、7割軽減はほぼ動かないんですけども、5割軽減でことしの場合で、医療分については581世帯、支援につきましても581世帯、介護分につきましては286世帯で、2割につきましては、逆に5割に移った方が多いということで、医療が75、支援が75、介護が6。今の数字は、全部マイナス数字です。マイナス75、マイナス75、マイナス6という世帯になっております。

以上でございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 いわゆる制度改正で、こういうふうには補正予算を組んだというふうな  
ことではよろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 制度改正と申しますか、基盤安定で繰入金の額がほぼ確定  
しておりますので、その額を計上させていただきました。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第74号、平成26年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を原  
案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑩ 議案第75号 平成26年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1  
号）

○登里伸一委員長 次に、議案第75号、平成26年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第75号、平成26年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑪ 議案第76号 平成26年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○登里伸一委員長 次に、議案第76号、平成26年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 歳出の84ページ、委託料についてお伺いいたします。介護保険シス

テム改修委託料637万7,000円についてお尋ねいたしますが、これは何のためのシステム改修なのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） このシステム改修につきましては、1号被保険者の多段階化と軽減強化、それから、住所地特例、高齢者のサービス付住宅の拡大というようなことと、それと、介護報酬の改定、保険料の賦課の決定の除斥期間の決定というような、この三つのことについての改正に伴うシステム改修でございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これは、実施時期はいつなのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この実施時期につきましては、27年4月1日からでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、第6期の介護保険事業計画というのが行われておりますけれども、第6期の介護保険で65歳以上の保険料等々の見直しがあるかと思いますが、そういうことの意味合いを込めたシステム改修ということなのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 委員さんのおっしゃるとおりでもございますし、今、システム改修で多段階化ということを説明させていただきましたが、以前というか、5期のときは、6段階という基準でございました。南あわじ市については、10段階プラス軽減2段階ということで、現実には12段階の細分化しておりますが、今度、国のほうで、9段階というような、さらに6から9という3段階、多段階化をされまして、その分を見込んだ改修というようなことでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員　　今言われた介護保険料も、段階を細かくしてという話がありましたけれども、それは第6期の事業計画で決められていく話かというふうに思います。先日も、介護保険事業計画をどうするかということの策定委員会も開かれておりましたけれども、その中で、こういう委員さん方に資料配付というのもあると思うんですけども、ある委員から質問も出ておりましたけれども、12日の開催で5日には資料配付ができるという話でありましたけれども、届いたのが当日だったというふうなことがあって、かなり指摘も受けておりましたけれども、本来、こういう策定委員会の人たちが、やはり十分、その会議で議論しようと思えば、やはり5日やったら5日に、事前に、一週間ぐらい前に資料配付して、十分検討した中で策定委員会に出て意見をいただくというのが、この策定委員会の方針というかやり方だと思うんですけども。今回、そういうことに至らなかったということについては、原因はどういうふうになってるのでしょうか。

○登里伸一委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司）　　まず、資料の配付につきましては、前日というふうなことになったことについては、深くおわびさせていただきました。資料が整理できなかった理由につきましては、衆議院等の解散とか、いろいろ国のほうの情報がかなり遅かったということもございます。そういうことから、事務がちょっと予定以上にかかったというようなことで、皆様方の委員さんに届けるのがおくれたというようなことでございます。

○登里伸一委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　この策定委員会の事業計画と、衆議院の解散というのが、なかなかイコールでちょっとわからない説明なんですけど。

○登里伸一委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司）　　国の厚労省のほうの情報というのが、なかなか保険者のほうには流れてきにくい状態になったのかなというふうに感じております。

○登里伸一委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　衆議院の解散によって、この事業計画が変更になり得たというようなことで、資料配付がおくれたんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 変わり得たということではないんですが、きょうの読売新聞の記事でございますが、消費税の関係で、この税・社会保障の一体化改革の部分で、予定どおりするものと先送りするものを選別するというような記事がございました。ということで、そういう事務上の都合が国のほうで生じたというようなことかなというふうに思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この策定委員会の事業計画を見れば、南あわじ市の高齢者の状況とかひとり暮らしの状況、これからボランティア活動をどういうふうにするとかいうことのほとんどの説明であって、解散の話とは全然、この計画の中身を見ても関係ないようなところで資料配付されてたと思うんですけども。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 介護保険の制度を設計するに当たりまして、まず、給付というところを考えます。そういったところから、やはり国のガイドラインが確認できないと、なかなか一つ一つのサービスの生地が盛り込みにくいというふうなことがあって、やはり無関係ということではないので、そのあたりにつきましては、介護保険につきましては、単価は全国统一でもございますし、そのガイドラインを見ながら進めていきたいというふうにやってきておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、今後、この間の市の広報にも出てたんですけども、この介護保険の事業計画について意見募集、12月22日からするというようなことですけども、この意見募集、いわゆるパブリックコメントは何のためにするんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） これにつきましては、政令のほうで決められておりまして、いわゆる市民の意見を制度に反映させるというようなことから、市民の意見を聞き、

その介護保険のほうの充実を図っていくものだというふうに思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 市民は、介護保険について一番関心あるということは何だというふうに思ってますか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） それはもちろん、長寿社会を安定的に生活できるということが市民の期待するところだと思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この間の委員の中から、やはり介護保険料がどうなるのか、さらに、施設サービスがどうなるのか、それと今回、法改正でいろんな所得の高い人は2割負担とか、いろんな改正があるんですけども、やはり一番関心あるのは保険料と、今、待機者が多い問題とか、そういうことが一番関心があるものではないんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） もちろん、委員さんのおっしゃるとおりでございますが、いわゆる健康な高齢者であっても、いつか当然、寝たきりになったり要介護度が発生するように思います。そのときについては、施設であったり、そういうふうな給付制度が充実するということが希望するところでございますが、その要介護にならない事前の虚弱高齢者のときに、いかなる予防を進めるかというようなことで、やはり年齢に負けないといえますか、安定した安全な暮らしをするために、この介護保険の考え方もあるのではないかなというふうに思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この間の会でも、百歳体操を利用している人、さらに、それを運営している人の悩みなんかも出されておりましたけれども、やはり、誰も元気で高齢を迎えたいというのはあるわけですけども、しかし、いざとなったときに、やはり十分なサービスが受けられるかどうかというのも大きな課題であります。ですから、パブリックコメ



ントが今回、どういう形で皆さんに意見募集するのかなというのが、先日の会議では全然見えなかったわけですね。

これから、南あわじ市として介護保険を利用しないためにどういう施策をしていくかというところは、若干、話としては出ましたけれども、いわゆる保険料なり施設の今、不足している問題とか、そういうところについて話し合いが十分できないような資料づくりだったので、そういう意見募集についても、そういうところまで踏み込んだ意見募集をしていかないと、市民の声がなかなか反映された事業計画になっていかないのではないかと思いますんですけど、その点いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 市民の声がうまく反映できないというようなことなんです。この部分につきましては、この計画をつくるに当たって、アンケートを健康な高齢者の方から1,200、それから認定者から1,200というようなことで調査してございます。それから、あわせて各小学校区に意見交換ということで、地域の資源であるとか、また、どういうことが不足しているのかというところを聞きながら進めておりまして、そのあたりも含めながら、意見募集につなげられたらなというふうに感じております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今後、このシステム改修をしていって、保険料をどうするかという話がこの中で出てくるわけですが、そういうのが具体的に市民の声が十分反映されないような資料提供のパブリックコメントでなしに、やはり保険料をどうするか、施設介護、さらに居宅サービスをどうするかというところを、もっと市としての考え方を、こういうふうに考えてますというところをもっと打ち出さなければ、市民からの意見というのがなかなか出てこないように思うんですけど。そこら辺、改善すべき課題ではないかと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この意見募集につきましては、22日から翌月21日ということで、30日行うわけなんです。その間に、意見が出にくいというようなことになるということなんです。その部分につきましては、やはり今、国のほうのメディアでもかなり介護保険について言われております。ですから、2025年というような長期スパンの中で、保険料を推計していくというようなことも出てきておりますので、そのあた

りを見ながら、このいわゆる南あわじの個性的なこの地域で、どういうふうな額を設定するのかということ、意見として出していただけたらというふうに思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今の状態であれば、なかなか意見というのが出しにくいようなパブリックコメントになるということをやっと指摘しておきたいと思います。

それともう1点、よろしいでしょうか。86ページに財政調整基金積立金というのがありますけれども、これ今回、積み立てるわけですが、トータル幾らになりますか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 財政調整基金の残高でございますが、25年度の期末で6,451万1,000円。それで、3,945万9,000円ということをや積み上げて、1億397万というようなことになるかと思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これは、第5期のトータルしてこれだけ、先ほど言われた金額が出てくるわけですが、これを第6期で全部使ってという考え方はどうなんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この基金につきましては、保険料の軽減に充てるというようなことになると思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、先ほど言われた金額全額を第6期に使うということによろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 保険料につきましては、その期、その期にゼロ決算というようなことが一番いいわけなんでございますが、やはり、前回のときに借入れを行っ

て、見込みを立てたところ、このように残ったということなので、これにつきましては、その6期に全てを充当したいというふうに思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、第6期でこれを使うということになれば、介護保険料の基準額というのは、第6期、幾らぐらい想定されているのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 保険料につきましては、国の推計から申し上げますと、約1割程度上昇するだろうというふうに言われております。ですから、今、南あわじですと6万円弱というようなことなので、6万五、六千円というのが、それぐらいの推計になるのかなというふうな感じを受けております。ですから、それにいわゆる1号被保険者の数で割った部分が保険料になりますので、まだばくつとしたことしか申し上げられませんが、1号被保険者につきましては22%というふうな負担割もできますから、今の部分よりも四、五百円ぐらいは上がるのかなと、月単位ですが、そのように感じています。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、標準額が4,980円、月にですけども、見通しとしては、四、五百円のアップというところですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） まだ算定しておりませんので、余り具体的なことを聞かれましても答えられない、これはあくまで、今まで課長が申し上げておりましたのは、国全体として考えた場合には、1割ぐらい上昇するのではないかというような話です。南あわじ市につきましては、この前、策定委員会をいたしましたので、その中で、要介護の認定者の推移ですね、どれぐらい伸びていこうというふうな推移であるとか、あとは施設、介護の施設をこういうものを建てるという計画やというふうな、そういうので、こちらから提案させていただきましたもので、おおむねいいというふうな御判断をいただきましたので、それをもとに、今から金額を計算していくと、給付額を図って、その、今度は、今までは21%が1号被保険者の保険料でございましたが、今度は22%になるというふうなことでございますが、それでもって計算をしていくということですので、今は、

あくまで国全体の推計の中での話ということで、御理解をいただきたいと思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 国も消費税を当て込んで、所得の低い人に割合を減らすというような方針が出てたんですけど、それもどうなるかという話もあるんですけども、四、五百円のアップでも、年金がふえていけばそう負担ではないんですけど、今、年金が減ってる、手取りが減ってる中での保険料のアップというのは、大変大きいものがあります。厚生労働省なんかも、一般会計からの繰り入れについては、何の規制もないというような見解も示されておりますけれども、南あわじ、この積立金を取り崩しても、そういうふうな意向だというようなことになれば、そういう厚生労働省の見解も踏まえて、一般会計からの繰り入れも視野に入れて保険料を見通すということはできないものなんでしょうか、部長。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） まだ、その辺についてはちょっとわかりませんが、先ほどから四、五百円と言われてますが、これもわかりませんので、あくまでこれ、例えばの例として出しているだけなので、その数字がひとり歩きされますと、結果、出た数字と大きく違うことはないと思いますが、違っているとまたあれですので、その辺については御理解をいただきたいと思います。

もともとというか、国が示している方針では、全体的にはもちろん上がるという話にはなるんですが、今までの低所得者、世帯非課税のところの部分については、今までよりも軽減をするという考えです。ただ、それを埋め合わせる財源について、もともとは介護保険のお金じゃなしに、別のところからお金を持ってくるという考え方だったんですが、その辺が消費税の先延ばしであるとかいろいろな影響やと思いますが、そういったことでどういうふうになるかわからないというようなところがちょっとありますので、ちょっと先のことまではわからないんですが、必ずしも、要は、全体的には上がってもその軽減が、所得の低い方のところについては軽減が大きくなるというのは間違いなことやと思いますので、その辺でもって御理解をいただきたいなというふうに思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 いや、質問とちょっと答えが全然違うんですけども。市の施策として、一般会計からの繰り入れで保険料を抑えるべきでないかという質問だったんですけども、今、説明があったのは、国の考え方でした。市としてどうかということをお尋ねして

るんです。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 私は、先ほど委員がおっしゃった、一般会計からお金を入れてもどうぞというようなところは、私は存じておりませんが、本来はそういうものではないという、私は考えを持っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 また、資料も提供しますので、そういう考え方も、厚生労働省は特に罰則規定も設けてないので、そういうところでまた介護保険料を判断していただきたいということを申し上げておきます。

終わります。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 先ほど、やりとりを聞いておったら、私はもう、この保険制度やいうのは、国の制度に基づいて、それが基本でやりよると思うから言えへん。先ほど、課長の答弁によると、第6期の1億円のそういう基金ですか、それを今度は軽減の材料に充てるやいうことをはっきり言いよったけど、そんなこと、たかが1億円それができたよってって、そんなこと明言してええんですか、部長。そんなこと、今言えるはずがないがな。1億円、そんなら今度、それ、軽減で必ず使うんけ。今言いよったやん、課長。部長、どないよ。たかが1億円ぐらいのお金が浮いたよって、そんなもの、そんなこと言えるけ。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 今、先ほど課長が申しましたその1億円というのは、介護保険の中で納めていただいたお金と使うお金の差額で出てきたお金ですので、全額そっくりそのまま使うとか、そのやりくりの仕方については検討するような部分は出てこようかと思いますが、基本的には保険料の軽減に充てるということになるろうかと思います。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いやいや、先ほどの答弁やったらそれを、そんな保険のそういう基金

というか、取り過ぎた分とかいろいろあるわけやけども、それをそんな、今ごろそういうことを。はっきり言うてましたやん、そんなこと言うて、そのときにどういう状況になるやわかれへんだな。そんな、私は思うねん、国の制度を基本にしてやりよんねんな。それで、それを市が、市独自のいろいろなことをやる自治体もあるし、制度に基づいてずっと行くところもある。大体、うちの場合は国の制度に準じてやりよるわけよな。それを、ここでやりとりやっても、これは時間がたつてもしやあない。ただ、今言うた1億円を、そんなわし、ほんまに、えらい軽いこと言いよるなと思うとんのやけどな。そのような、必ずこれ、軽減するように全部使うということやな。もう少しはっきり。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 考え方としては、要は、結局は3年間でもってこの保険料をどういうふうにするかというのを考えてやっています。予定よりも要介護者がふえたから経費がかかったり、施設ができたからかかるという場合もありますし、思ったよりも使う部分が少なかったというので少ないことも、ぴしゃっと当てるということは、これはもうできませんので、ある程度はゆとりも考えながら、しかし、保険料はそれでもって高くなつてはいけないというので、その辺のぎりぎりの線で考えていくということになろうかと思います。

現に、先ほど申しました1億円余りのお金というのは、納めていただいたものでもってやりくりした結果、余りそうやということですので、全額をどうというのは、全体をもつて先のことまで考えらなあきませんので、必ず増というところまでは言えませんが、基本的には、次の保険料ができるだけ上がらないようにということでもって使っていくのが通常かなというふうに思います。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、それは部長、そういうこと、そりゃ、そういう金がちょっと余分にできたといったところで、またどういう状況になるや、保険制度やいうのは。ですから、その辺はぼかして言うべきことであって、そんなはっきりとそんなこと言うべきでないと言いよるのやの。国にしても、230兆円、言うたら余剰金、国民から余計に取り過ぎた分があんねん、230兆。そんなことは、国会議員は一つも言えへんけど、これはいろいろ、ファンドとかいろいろなのでやりくりしてやりよるのやけんどね。

そんな、たかが1億円出たもの、それを何か、あたかも次に回してやるやいうことは、それはやっぱり、そんなら、今度またそれを足らんよって、また一般財源からというようなことになると、それこそおかしなことになれへんけ。もうちょっと答弁もちゃんとして

もらわなんだら。今の部長の話を聞きよったら、何かまた、課長の答弁と違うやねんか。何か緩やかなところ、課長ははっきりと言いよったんよ。ほんで、これは言わんなんと思うけど、吉田委員が質問しよるよって言う暇がなかったけどな。ちょっと無責任やと思う、そんなこと言うのは。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 私のほうが緩やかに言うとは事実です。というのは、実際にどういうふうにするかというところまで、まだ決めてません。決めてませんので、これから算定して。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 決めとらんことを緩やかに言うといたらええのよ。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 現に、先ほど課長の話にもありましたけど、前回にはお金が不足するというので、4,500万円借り入れをしたということもございます。そういったことが起きる可能性もありますので、その辺も踏まえた中で、全体的にうまくおさまるようなことを考えていきたいというふうに思います。

○登里伸一委員長 質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第76号、平成26年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑫ 議案第77号 平成26年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）

○登里伸一委員長 次に、議案第77号、平成26年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第77号、平成26年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）



○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑬ 議案第78号 平成26年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算  
(第1号)

○登里伸一委員長 次に、議案第78号、平成26年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

阿部委員。

○阿部計一委員 これも大分前に瓦業界の新聞ですか、広報かに載ったんですが、南あわじ市の市議員が構成した議員連盟が永田県会が会長で、そういう組織があって、それを産廃の瓦の残土をほるのに、洲本や淡路市もほらせてくれと言いよると。それも地元並みにしてくれということをして市長に陳情したということを知って、それから、市長の、その辺はわからんねんけども、これ、地元でも今、もう部長も御存じのように、個人も入れて1,680も90も事業所がある、それで零細企業も550も60もある中で、私もそういう地元業者もある程度、サービスしたらどうやと言いよるけど、地場産業でそういう形で優遇しておるんやということやったんよな。

それで、私が見よったら、ほんまに地場産業やということで、1,600、大方1,700ある中で、80社ほどの業者やな。ほんまに保護政策でありがたいことをやってるなと思うんです、我々も零細企業にとったら。これ、私だけの意見と違います。そういう中で、そういう議員さんが何人か知らんけど、そういう県会を筆頭にそういう陳情して、淡路や洲本市が、業者がこれをほるのに、結果、どないなったんで。ほる産廃の金額、この結果、どういう結果になったんですか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長(北口 力) 阿部委員の御質問ですが、淡路工業組合のほうから、洲本市、淡路市の瓦を受け入れてほしいという要望がございまして、その後、南あわじ市にしましても、廃棄物受け入れの条例がございまして。この条例では、市外廃棄物は、原則、受け入れしないということになっておりまして、ただし、公共事業に限るといのが条例でうたわれております。そういった中で、淡路瓦工業組合さんと、今現在、協議中がございまして。結果は、今、どないなったというのは申し上げられません。

が、まだ調整中という段階で御理解いただきたいと思います。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、それはどないになるのか知らんけども、私らに聞こえるのではね、そういう議員連盟や県会のそういう組織を挙げてのそういう応援団体も無視できへんというようなことで、そういう地場産業の発展のために、結局、そういう優遇措置をとるといふうに聞いておるのやけんど、もっと話が進んでおると違いますか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） いえ、まだ淡路瓦工業組合様とは、はっきりとした答えにまで達しておりません。現在、調整中でございます。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そりゃ、こういうことを言いたくないけどね、ほんまに今、アベノミクスや言いよるけども、これは安倍さん、今度はローカルミクスや言いよるけど、ほんまに厳しい状況にあんねん、南あわじ市の零細企業、ほとんど10人以下の。そういうことを考えたら、瓦はそない言うけんど、補助金もかなり行きよんやないか。これを、瓦、公共事業については洲本も淡路も受け入れるやいうて、そんなことは南あわじ市の市民の、市民はこれだけの業者を無視して、そういう議員の団体と県会が頭におるよって、そういうことをやるやいうことはけしからんと思うんや。どない思うとるんや。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 今、現実には市外から受け入れというのは入っておりません。今、私が説明させていただいたのは、条例上の規定でありまして、現実、最近では、去年の災害ということで、それと、なおかつ市外、洲本市のほうでも産廃処分場が閉鎖されたという理由から、去年は災害ということで受け入れしたと聞いております。したがって、今現在、洲本・淡路市から、公共やから受け入れているという状況ではございませんので、よろしく申し上げます。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 けど、そういうことが一般市民、企業者にもう知れ渡つとるわけや。そういうことをやり切っていくんであれば、これはもうほんまに、何か世の中、正義も何もないのかなというぐらい。これは、どれだけ民間のそういう、瓦さんを私、悪く言いよると違ふねん。そりゃ、大概のことをしよるやないか。それをほんま、まだよその工事で、公共でやったものを地元で受けてどないこないやいうて、そんなことが通るんだったら、こっちも考えあんねん。その辺、ほんまに、もう皆、知つとるで。議員が集まって、圧力かけてやりよるやないかと。事実の話でしょう。部長、どないよ。答弁してよ。議員の圧力に負けてそんなこと、やれるもんか、やるんやったらやってみいや。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） まず、瓦工業組合からの要望ということで私は理解して、それで一旦、その要望の折には、市内に搬入するところがないということの前提で要望があったわけでございます。調査しましたら、淡路市のほうに処分ができる施設があるというようなことでございますので、一度、瓦工業組合にもう一度よく確認してくださいということが一つと、あと、何件くらいあるのか、それとあと、葺替工事に出た分を特定できるのかというようなこととお話を一旦、返してございます。

以上でございます。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、そやからね、それはそういうふうには、圧力に負けてやるんだったらやったらええでねえか。ただ、地元のそういう一生懸命にやりよるところも、そういうふうにするんであればやるように、緩やかに、投棄料にしても考えていくんやったら納得できるわいや。そうでしょう。皆、それぞれ身分に応じた税金も納め、やっていきよんのやからね。そんな、淡路市や洲本市にそんなことをやるやいうことは、これはとんでもないことやと思う。だから、今の答弁聞きよったら、まだ決まってないいうて、部長、そやけど、とぼけて言いよったって、終いにはわかることよって、はっきり言うてよ。これはもう、そういうこと、ほんまにけしからんと思うねん。もうちょっとはっきりした答弁してくれ。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） まず、要望のあった状況から、ただいま、淡路瓦工業組合とお話をしたところ、多少の食い違いも出てきておりますので、まだお受けしたわけで

はございません。これは本当の状況でございます。また、処分場の地元への報告もござい  
ますので、そういう状況、環境条件、そのあたりをしっかりと確認しまして、慎重に決断を  
下したいと思っております。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 慎重は、それはもうほんでええねんけど、やっぱり、これは私だけ言  
いよんのと違うねん。だから、瓦の業界も地場産業やから、それは補助金も出したたら  
ええ。私から見たら、ちょっと甘やかし過ぎやなと思うけど。ほんまに、これをまだ、  
よその市からやいうことは、これはもうとんでもないことであってね。ほるところがなか  
ったら、どこでもよそへ持って行ってほったらええことであって。それは、そういうこと  
をやるのであれば、地元の業者にもそれなりのメリットが出るような判断をして初めてそ  
れが、公平性というようなものが保たれると思うんでね。

これはもう、ほんまに。これ、また3月の一般質問でもやるつもりでおるので、ほんま  
に中小企業、零細企業への支援というか、全くほんまに、厳しい状況にあるんやよって、  
特にそういう、ひがんどるのかと言われるかしらんけど、こういう立場の中で、これはそ  
ういう零細企業の代表として、きょうは言わせていただいたんです。そういうことで、も  
う答弁結構ですので、その点、そんな圧力団体に負けるようなことのないようにやっても  
らわんとぐあいが悪い。

○登里伸一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 今の件で、阿部委員が、議員さんの圧力とかなんとか言って。ま  
だ地元の頭越しにこんなことを協議するということ自体が間違うとんねん。地元と交渉も  
何もしてないのに、こんなことをここががが、地元議員としても、これはおまはんら  
の答弁、悪いよ。これは、御立腹したらストップするよ、ほんま、はっきり言うたら。何  
も、一つも交渉しとらんのに頭越しに何を言いはるんですか。

(発言する者あり)

○登里伸一委員長 ちょっと今、発言中なので。

○阿部計一委員 議員連盟の要請によるって、ちゃんと広報に出てますやん。そういう  
ことがあって、言いはるねん。

○登里伸一委員長        ちょっと待ってください。川上副委員長、答弁求めますか。

○川上 命副委員長        あんな、全然協議しとらんのに、おまはんら、阿部委員にそういうことははっきり言わんとあかんで。誤解を招くで。そういう話はあるけど、地元とはまだ交渉しとらんやないか。私も入っとらんやないか。

○登里伸一委員長        市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓）        それで、状況を今、瓦工業組合に伺っとる状況なので、先ほど言いましたように、まだ地元との協議もかけておりませんということは、ただいま申し上げたとおりでございます。

○登里伸一委員長        川上副委員長、発言どうぞ。

○川上 命副委員長        圧力も何も、交渉しとらんのに。地元の感情を害するぞ。それだけはちゃんと答弁しなさい。

（発言する者あり）

○登里伸一委員長        暫時休憩します。

再開は3時35分といたします。

（休憩 午後 3時24分）

（再開 午後 3時33分）

○登里伸一委員長        おそろいでございますので、ただいまから再開いたします。

休憩前に引き続き、審査を続行いたします。

先ほどのことに関しまして、答弁をお願いいたします。

市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓）        瓦工業組合からの要望につきましては、先ほど言いましたように、前提が島内に廃棄するところがないという前提でございました。ただ、調査してみますと、島内に受け入れてくれるところがあるというようなことでもございますし、もう一度、瓦工業組合のほうにお話を一旦お返ししておるところでございます。また何か

連絡があるかもわかりませんが、その辺は慎重に、公平に決断をしたいと思っております。

○登里伸一委員長 質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第78号、平成26年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑭ 議案第81号 平成26年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算(第1号)

○登里伸一委員長 次に、議案第81号、平成26年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第81号、平成26年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑮ 議案第82号 平成26年南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算(第1号)

○登里伸一委員長 次に、議案第82号、平成26年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算(第1号)を議題とします。  
これより、質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第82号、平成26年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑩ 議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について(沼島リサイクルセンター)

○登里伸一委員長 次に、議案第99号、公の施設の指定管理者の指定について(沼島リサイクルセンター)を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

砂田委員。

○砂田杲洋委員 この指定管理者に指定しておる委託事業ですけど、今、本市が指定管理をしてきて委託しておる事業は何個ぐらいありますか。結構あると思うんですけど。わからんか。全部や。わからんなら、そんでええ。

ほんで、委託しとるということは、委託料を払いよるわな、指定管理者に。指定管理してもらって、指定管理料、払いよると思うんよ。その金額は、それもわからんわな、そんなら。数が何ぼかわからんのやさかい、わからんのう。そんなら、金額はまた今度の機会に聞きます。

それと、その指定管理料というのはいろいろあるけど、年度初めに指定管理料を払い込むか、それとも年度末に計算して精算するのか、どんな方法で払うとるか、それもわからんか。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長(高木勝啓) この件に関する沼島リサイクルセンターの指定管理料は、月割で払ってございます。年次契約の月割でお支払いしております。



○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） この沼島リサイクルセンターの指定管理料ですが、今、部長が毎月払っていると言いますのは、今までのリサイクルおのころに指定管理しておりました、それにつきましては毎月支払いしておりました。ただ、今回の指定管理につきましては、自治会に管理委託ということで、18ページに年次協定書がございます。そこに運転資金として、18ページの第4条第2項で、4月と10月に運転資金として支払うというような形になっております。これにつきましては、中央リサイクルセンターと同様の支払い方法となっております。

以上でございます。

○登里伸一委員長 ほかにございませんか。  
印部委員。

○印部久信委員 これ、指定管理、この2ページ等を見ておりますと、平成17年4月からということになっておったわけですが、これは結局、10年の契約期間が切れて新たにということなんですか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 今、委員おっしゃるとおり、10年間、指定管理として沼島の自治会が選出したメンバーで10年間委託しておりました。今回につきましては、沼島連合自治会へ委託するものでございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっとわかりにくいのやけど、これ、指定管理をしとったのを、再びこの指定管理をして契約するという事かな。それとも、前は業務委託か何かしとったんかな。そんでないとこれ、11ページに23年、24年、25年と▲で、1,100万余りのマイナスが出とんのやな。これら、ちょっと説明してくれますか、どういうことか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 11 ページですが、これにつきましては、指定管理に係る過年度決算額ということで、歳出のほうをごらん願います。人件費で掲げております、これが1,008万円、これが明細に書いてますように指定管理料ということで、それとあと、需用費、役務費、委託料以下の金額につきましては、市からの支出を計上しております。

内容としましては、業務委託に該当するのですが、当時、自治法の改正で、平成15年でしたか、指定管理者制度が自治法の改正にありまして、そういった中で、当時、経過措置3年ございまして、平成15年から3年間、経過措置ということで、それで、その17年4月1日から10年間、内容としては業務委託であります。経過措置を踏まえた中で指定管理制度ということになっておりますので、したがって、10年間は指定管理者として運営されたところでございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ見よつたら、粗大ごみ処理手数料というのが23年でこれ、2万3,000円か。24年で2万3,000円、25年2万3,000円。歳入合計2万3,000円やの。これを見る限りにおいて。歳入合計2万3,000円の年間の事業に、この1,190万も1,200万もの指定管理料を支払うということは、これはどういう業務ぜ、これは。2万3,000円の粗大ごみを処理するのに、1,200万もの指定管理料を支払うというのは、どういう事業をしよんのか、これは。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） この11ページの歳入の2万3,000円といいますのは、粗大ごみだけの手数料でございます。業務内容としましては、13ページの基本協定書なんです。第5条に基本的な業務の範囲というのがうたわれています。第1号から第7号までなっとるんですが、主に一般廃棄物の収集業務であったり、沼島リサイクルセンターの分別ですね。ベルトコンベヤなりホッパーなりあるんで、そこから分別をし、その一般廃棄物のごみを搬出しとるといような業務内容になっております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 それはそうかしらんけれども、分別してその分別したものを転売したら、転売の分別の収入というようなものが出てこんといかんのよ。これ、とにかく沼島

リサイクルセンターというのは、見る限りにおいて、とにかく歳入合計が2万3,000円だ、いろいろな処理して。そうだ。年間2万3,000円の事業を行うのに、1,196万円もの指定管理料を払うというのが、どない考えてもこれ、2万3,000円の事業をするのに1,200万円もの指定管理料を払うというのはどういうことか、よう理解でけらんのやけんどな。ちょっと、もっとわかりやすいように言うてくれるか。

○登里伸一委員長           生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力）           これは、中央リサイクルセンターも同様ですが、収入としましては、粗大ごみの持ち込み分の収入であります、歳出としましては、先ほど申しましたように、収集業務と、それと廃棄物ですね、搬出というような事業を行っております。

○登里伸一委員長           市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓）           まず、わかりやすく言いますと、沼島の各家庭からごみが排出されます。そして、ごみと申しますのは、主に可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、そして、先ほど手数料の入っていた粗大ごみという4種類がございます。4種類目の分については2万何がしなんですけど、家庭から出てきたごみを、ごみ収集カレンダーによってそこまで一旦、収集します。全部集めてきます。そして、可燃ごみのほかに生ごみというのがありまして、それは地域性がありまして、生ごみというのはポリバケツでずっと昔から集めております。そして、まず可燃ごみは燃やすごみとして、また湊へ持ってきて、資源ごみ、不燃ごみも日を決めて、何ぼかストックしておいて、灘へ持ってきて、リサイクルセンターなりやまなみへ持っていくわけなんですけど、ここの業務としては、まず集めて、仕分けして、可燃、不燃、資源、その辺を仕分けして、また湊へ持ってこんなん、その一連の業務と、あと、リサイクルセンターがございまして、その辺の維持管理を含めた中での指定管理という業務でございまして。

○登里伸一委員長           印部委員。

○印部久信委員           ということは、この収支計画書を見たら、支出合計1,198万5,000円のうち940万円が人件費ということやの。この事業というのは、ごみ収集の人件費が圧倒的な事業内容だ、これは。

○登里伸一委員長           市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 人件費が主な経費でございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、これ、沼島リサイクルセンターということの名前になつとんのやけど、しよる事業そのものは、ごみを各家庭から分別収集して処理場に持っていきよるといふことだろう、基本的には。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） えらい説明不足で申しわけございません。詳しく言いますと、月曜から金曜までの朝8時半ごろから午前中、収集、軽トラ2台で収集しまして、それを仮置きしまして、毎週火曜日に搬出して、燃えるごみはやまなみ苑へ、それと、資源ごみは中央リサイクルセンターへ持っていくというような流れになっております。

なお、5ページに事業計画書を記載されております。5ページの中ほどですが、平成23年度から平成25年度までの可燃ごみ、生ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、これらのキロ数を処分しているところでございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうなつたらもう、この主たる事業はほとんどごみ収集業務というのが圧倒的な仕事と違ふんですか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 収集が圧倒的であります。ただ、一部、資源ごみを中央リサイクルに運搬しまして、そこで分別作業しまして、缶とか瓶とか仕分け作業も行っております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、過去10年間とこれからの10年間の違いといふのはどういふことか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 過去10年間は11ページに、先ほどごらんいただきましたが、従前は人件費のみを指定管理ということで支払いしておりました。あとの消耗品であったり燃料費、光熱水費等々は、市のほうから支出しておりました。それらを指定管理の委託ということで、10ページをごらんいただきますと、これらの消耗品や需用費関係、あと、役務費とかいうような支出も指定管理者が支払うというようになります。そこらが大きな違いでございます。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第99号、公の施設の指定管理者の指定について（沼島リサイクルセンター）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑰ 議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について（休日応急診療所）

○登里伸一委員長 次に、議案第100号、公の施設の指定管理者の指定について（休日応急診療所）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 これ、休日診療所が今まで、賀集の部分から変更されて、賀集の保健センターに、休日診療所がそこで業務を行うということであると思うんですが、この指定管理というのは、休日診療業務を南あわじ市医師会に指定管理するという事でよろしいですか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） まず、お断りいたしておきますが、この現在、議案に挙げております休日応急診療所の指定管理は、現在の応急診療所の場所での指定管理のことでございます。御質問のありました医師会への委託業務でございますが、休日診療所の診療所を運営するものと、診療所の場所の管理をお願いしております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは、この場所は、今私が言った保健センターの場所ではなしに、今の場所ですか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） はい。そうでございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 私は、来年度ぐらいから賀集の公民館の横にある南あわじ市保健センターに、この指定管理、医師会の休日診療の指定管理の診療業務が変わってくるというように聞いておったんですが、これは、私の聞いておるのは違うわけですね。同じ場所での指定管理ですね。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 同じ場所での指定管理でございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、この指定管理というのは、今まで、いつからいつまでの指定管理で、契約が切れるので、27年4月1日から29年3月31日の2年間というように、短期の指定管理にしとるんですか。過去の指定管理の期間は何年であったんですか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） その前に、賀集の南淡福祉保健センターへの移転の関係でございますが、移転の話でございますが、これはまだ今現在検討中ございまして、いつ移るとかということがまだはっきりしない段階でございますので、今回、2年の指定管理といたしております。

まず、合併当時には、合併時から本年度27年3月31日までの指定管理を行っております。それが切れますので、27年4月1日から29年3月31日までの2年間の指定管理を行うものでございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 この指定管理というのは、休日診療業務を行うということの指定管理ですか。この場所において、休日診療業務を行うという指定管理なんですか。事によったら、医師会に休日診療業務は指定管理しますけれども、診療業務を行う場所は、事によったら変化するというのは含んでおるんですか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） いえ、含んでおりません。現在の場所で、場所の管理運営と休日応急診療所の運営をお願いしているところでございます。

○登里伸一委員長 暫時休憩します。

（休憩 午後 3時56分）

(再開 午後 3時59分)

○登里伸一委員長 再開します。

印部委員。

○印部久信委員 そういう話ならば、表に出てない話を聞いたことに答えてもらいたいと思う。表に出てないことを聞いたことを、ほんまかうそか、正しいかを答えてほしい。例えば、これがいつ、保健センターとの話し合いができて、休日診療所の業務をする場所が賀集の保健センターに行ったと仮定しませんか。それはそれでええ。私が聞いた範囲内で、医師会、南あわじ市医師会の事務局が保健センターの中に入ってくるというのを聞いておるんですが、そこまでの話はどうですか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 現在も、休日応急診療所の中に医師会の事務局がございます。その休日応急診療所が賀集の保健センターのほうへ移った場合は、医師会の事務局もそちらのほうに移る予定でございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、今も現在、その休日診療所の中に医師会、南あわじ市医師会がその施設に入っておるということなんですが、私もこれ、決算書を見ますと、この収支計算書の決算書を見るんですが、その医師会が南あわじ市の建物に入っておるわけですね。職員給与、医師会が恐らく、私も行ったことないんでわかりませんが、2,570万円の給与を支払っておる。普通に考えた場合、そこに五、六人の職員が常勤しとらんかなと思うわけです。まず、それはどういうふうになってますか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 医師会の事務員は、団体概要書にございますように、事務職員は3名でございます。この給与のところに挙がっております経費は、休日応急診療所に勤務する医師の手当、看護師、事務員、その医師会の事務員の給料全部を含めた額でございます。

○登里伸一委員長 印部委員。



○印部久信委員            ということは、この決算書、収支計算書は、人件費は休日診療所の業務の雇用者と医師会の職員の給与と合算して入ってるということか。

○登里伸一委員長            保険課長。

○保険課長（川本眞須美）        済みません、この収支計算書は、南あわじ市医師会の収支計算書でございます。

○登里伸一委員長            印部委員。

○印部久信委員            そしたら、この支出の分を見よったら、賃貸料が入ってないんですね、その休日診療所の南あわじ市の施設の入ってる医師会の賃貸料が入ってないんですね。ここにある賃貸料は、別の賃貸料だと思うんです。年間総額3万2,360円やから、これはもう全然違うと思うんですが、南あわじ市医師会、社団法人か何か知りませんが、医師会が南あわじ市の施設に入っておるわけですね。医師会が、休日診療所を行う業務とは別に、常勤で南あわじ市の施設に医師会が入っておるわけですね。それは、賃貸料はもらってますか。

○登里伸一委員長            保険課長。

○保険課長（川本眞須美）        年間10万円いただいております。

○登里伸一委員長            印部委員。

○印部久信委員            年間10万円。この収支計算書にはないんですが、年間10万円ですね。ということは、有料ですね。

○登里伸一委員長            保険課長。

○保険課長（川本眞須美）        はい。そうでございます。それと、この収支計算書の雑費のところに含まれていると聞いております。

○登里伸一委員長            印部委員。

○印部久信委員      ちよつとこれ、この間も聞いたんですが、市の施設で休日診療所の診療業務をその場所で行うのは、それは当然、市から休日診療業務を指定管理してお願いしとるのやから当然なんです、その市の施設に団体が常勤して、団体の業務を行っておるということなんです。御存じのように、淡路市は淡路市で医師会館というのを独自で建設して、そこを使って、そこで団体の業務を行っておるということなんです。南あわじ市の場合は、たまたまその場所を市から借りてやっておるということなんです。有料でやってもらっておるということは、それはそれでええと思うんですが、年間10万円ということになりますと、私は、金額的にもちよつと安過ぎるんでないのかなというふうな思いもあるんですが。

例えば、大日川土地改良区が北阿万の農業改善センターか何かの地下1階で事務所を借りてやっとなる場合は、もう少し家賃も高く払っておったと思うんですが、今度、健康保健センターに仮に変わった場合に、聞くところによりますと、南あわじ市の医師会の事務局も入る、歯科医師会の事務局も入るんでないかというようなことを聞いとるわけなんです、いわゆる医師会であれ、歯科医師会であれ、政党に対して寄附金を行っておる、いわゆる医師会という名のもとの一つの医師会というものもありますし、政治団体の顔もあるわけなんです。医師会政治連盟というものもあるわけですね。そういう団体に公の施設がその場所を貸与するというのはいかななものかなと私は思うんですが、その辺は法的には何の問題もありませんか。

○登里伸一委員長      保険課長。

○保険課長（川本眞須美）      申しわけありません。法的に問題があるかどうかは、現在調べておりませんので、済みません、ないということでございます。それと、この応急診療所に現在、医師会の事務所があるというのは、今の現在の応急診療所を建設当時、かなり医師会の協力をいただいて、休日診療を行うということ自体に対して、医師会の協力をいただいて建設をしたという経緯があったかと思います。なので、その金額がちよつと安い、高いというのは、ちよつと今、はっきりとお答えはできませんけれども、今度、移るときには、またいろんな経費等も変わってまいりますので、協議はしたいと思っております。

○登里伸一委員長      印部委員。

○印部久信委員      課長、南あわじ市にとって、いろんな団体があるんですね。これはもう、皆、市がお世話になったり、お世話しながらこの行政というのは動きよると思うんですね。例えば、商工会なんかは立派な建物を自前で建てて、商工会が入って自主運営しと

るんでしょう。あらゆる南あわじ市の中でも、一般社団法人とか財団法人とか、いろいろあって、皆これ、市と協力したりされながら、市を運営しとるのであって、ここの団体にお世話になった、ここの団体はどうやというような、これはもう何だって全て平等に市との関係があると思うんでね。

私は、業務は業務で、それはもうやってもらわんといかん、それはもう団体によって、南あわじ市からお願いせんなん団体は幾らでもあって、業務はやってもらわんといかんのやけれども、その団体の事務局を南あわじ市の建物の施設の中に入れるということは、やっぱり誤解を招くおそれがあるんですね。どこであっても、兵庫県の中を見渡しても、薬剤師会館あり、歯科医師館あり、看護師会館もあり、皆、団体はそれぞれ独立した会館を持つ、あるいは一般のビルを借りて、そこで事務所を持つというのが定説というか常識なんやな。

だから、できたら、あの団体は南あわじ市が大変お世話になつとるやいうたら、これはもう皆お世話になつとるのであって、そういう考えでなしに、やっぱり誤解を招くようなことは、できたらせんほうがええんでないかなと。お医者さんやからこないしてやる、あの団体やからこないしてやるというようなことになったら、またややこしくなってきた、それこそ、利権というようなことも言いかねらんこともあるんで、そういうことは気をつけてやっていってほしいと思います。

今、副市長から休憩中の話で聞いて、私は、これを見て話をしよるのであって、議案として出してくるときには、そういうことがあるなら、先に議案説明で、休憩中にもうちょっとそういう裏話的なことは先に聞かせてもらわんと、我々は、出てきた議案で物を言うてますんでね。そこをお願いします。

終わります。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 印部委員と、このことについて印部委員にもちょっとお話をさせていただいたことがございます。そのときに理解をいただいとるというふうには私は勝手に理解をしておりましたので、そういうことになったんかなというふうに思っています。議案のほうで、その期間どおりになるかどうかというのはわからないというのはいつあります。ただ、その新しく今度向こうへ移るといときには、新たにまた議案を出させていただくという予定でしたので、特にそれに関してはそのままにしておりました。

それからもう一つ、賃料の関係のことですが、一般の団体が市の所有する建物の中に部屋を貸してほしいということで部屋を貸すということと、休日診療所及びその休日診療所の建物を管理をしていただくということ、南あわじ市の医師会に対して、その維持管理をお願いしていますので、その維持管理をしている団体がその中で、要はその現地でもって管理

をするという部分がございますので、単純にその部屋を借りるというのとは、またちょっと違う意味合いもございますので、その辺は十分検討した上で、どういうふうな対応をするか考えていきたいというふうに思います。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そういうことになったら、もう一遍確認しとかんなんことがあんねけんど。この休日応急診療所は、休日応急診療所というものは、市が南あわじ市医師会と指定管理をしとるんか、それとも、この休日応急診療所が入っておる建物の管理と応急診療を指定管理しとるんか、どっちですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 休日診療所の業務と、それと、休日診療所の建物、敷地も含めてですけども、その部分の管理もお願いをしています。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 ならこれ、どこに書いてあるの。建物の管理はと、どこにも書いてないと思うよ。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 協定書の、ちょっとページ数打ってないですけど、基本協定書の中の7条ですね。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、この診療活動、これはもう、いわゆる診療活動は、この費用は保険請求と診療にかかった人の自己負担で賄ってますわね。そしたら、この施設の維持管理費用というのは、市は無償で維持管理をしてもろうとんのですか。有償ですか。指定管理料は払うんですか。どっちですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

- 健康福祉部長（馬部総一郎） 指定管理料の中に入っております。
- 登里伸一委員長 印部委員。
- 印部久信委員 この休日診療を指定管理するのに、指定管理料はどこに出とるんかな。
- 登里伸一委員長 保険課長。
- 保険課長（川本眞須美） わかりにくくて申しわけございません。事業計画書の中に収支計画書がございます。これの収入の部分の休日診療所受託収入の2,185万9,200円が指定管理料でございます。
- 登里伸一委員長 印部委員。
- 印部久信委員 この指定管理料2,185万何がしかというのは、休日診療所の診療費の、医師会が受け取る診療費と3割負担なら3割負担の合計を言うとするのではないんですか。
- 登里伸一委員長 保険課長。
- 保険課長（川本眞須美） 休日診療所の場合、診療収入は全て市に入っております。なので、ここに出ているものは、その医師の手当であったり、応急診療所全体にかかる経費でございます。
- 登里伸一委員長 印部委員。
- 印部久信委員 ということは、この指定管理というのは、建物の維持管理、医師、事務員さん、看護師さんの年間のトータルの日当なら日当の合計を指定管理料として支払っておるわけですか。
- 登里伸一委員長 保険課長。
- 保険課長（川本眞須美） そうでございます。
- 登里伸一委員長 質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員       この指定管理の期間を2年にするというのは、先ほどから出てます休日診療所を保健センターに移転する予定で2年間という話でありますけれども、今、保健センターで行っている食の自立で、給食サービスを社協に委託して、ここでしてると思うんですけども、このことは、休日診療所が移行すれば、どういうふうな形になっていくんでしょうか。

○登里伸一委員長       健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎）       社会福祉協議会のほうには、今すぐという話ではないんですが、そういったことになればその場所については提供できなくなるというお話はさせていただいております。

○登里伸一委員長       吉田委員。

○吉田良子委員       そういう話を伺ったんですけども、こういうふうに今、保健センターを休日診療所にして、その食の自立支援は社協に委託してると思うんですけど、その調理場所というのはこれと同時に考えていかなければならない課題だと思うんですけども、市としてはどういう方向で考えているんでしょうか。

○登里伸一委員長       健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎）       場所を探すのは、あくまで市がということではなくて、社会福祉協議会が考えていただく、主として考えていただくということだと思います。ただ、社会福祉協議会のほうとすれば、どこかいい場所がないかということで、私どもに相談はございます。

○吉田良子委員       まだそれは、具体的にになってないということで、委託ですから、市が本来すべきを社協に委託してるわけですから、市もともどもに、やはり場所の選定を見ていくというのは努力が必要ではないんでしょうか。

○登里伸一委員長       健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎）       もちろん、市は何も考えないということではございま

せんが、実際に、ただ事業を行っておりますのは、委託事業とはいいいながら、社会福祉協議会がそういったことを行っておりますので、主としては社会福祉協議会のほうで検討いただきたいという考えでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 食の自立で、この間の介護保険の事業計画のときでもこのお話も出ておりました。やはり今、民間がかなりいろんな、ワタミとかが進出してきてますけども、やっぱり社協は社協の役割があるので、そこら、市も十分対応をお願いしたいということをお願いしておきます。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第100号、公の施設の指定管理者の指定について（休日応急診療所）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑱ 議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について（国民保養センター「鳴門

みさき荘」他2施設)

○登里伸一委員長 次に、議案第101号、公の施設の指定管理者の指定について（国民保養センター「鳴門みさき荘」他2施設）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 これ、ちょっと一般質問でも触れたかと思うんですが、今まで、売り上げに対して当初1%、3年後3%、その後、このたびの指定管理で見えておると、5%ということになっておるんですね、いわゆる施設使用料が。まず、そうなった経緯と理由についてお願いします。

○登里伸一委員長 暫時休憩します。

再開は、午後4時35分といたします。

(休憩 午後 4時24分)

(再開 午後 4時34分)

○登里伸一委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

先ほどの、商工観光課長兼企業誘致課長の答弁を求めます。

○商工観光課長兼企業誘致課長（阿部員久） 先ほど御質問のありました、この施設の指定管理、それから施設使用料等の経緯でございますが、このみさき荘及び大鳴門橋記念館につきましては、平成16年7月末までは淡路鳴門岬公園開発事務組合、いわゆる一部事務組合で運営をしておりました。その後、8月1日から新会社を設立し、民営化するという動きになりまして、株式会社うずのくに南あわじに指定管理を行っております。それで、一部事務組合が変更した、民営化した会社であるということから、当初は1%という施設使用料で3年間行ってまいりました。その後、ある程度民営化という、会社で軌道に乗ったということもあって3%に変更して、現在まで至っております。

今回、この指定管理を見直すに当たりまして、10年間のこの会社の運営を見ますと、ある程度スムーズに行っておると、健全な経営をやっておるといようなことから、また、ほかの類似する施設等々の比較もありまして、非常に3%では安いというふうな声も多く



聞かれました。そこで、5%という段階的なアップをまず今回、提示しまして、この5%の施設使用料につきましては、非常に施設も古くなって老朽化しておるということで、将来的に、近々にでもリニューアルを考えなくてはいけないということで、5%の施設使用料につきましては基金として積み立てて、今後のリニューアルのそういった改修工事等に充てていきたいというふうに考えております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 私は、一般質問でこういうことを聞いたと思うんです。サンライズは1億円までは13%、1億円超の場合は超えた部分の3だったか5だったか、今、正確に覚えてないんですが、そういうことになっておると。その理由は何ですかと言うたら、指定管理者が一生懸命やって事業を、売り上げをふやすことによって、指定管理者がその利益を、潤いを余分に入れるようにしてあるんだということよの。ということは、指定管理を受けとる人が、一生懸命努力して、売り上げをふやしたら、その分、報われますよということでやっとなんかということよ。

そんなら、今の話を聞けば、ここは大分もうけてったさかい、施設使用料を3から5取ってもええんじゃないかということよの。ということは、二つを対比した場合、相反しとんのよの。一生懸命やって売り上げを上げてったら、売り上げ上げてこんだけもうけるんだったら、3から5にしたらええんでないか、こっちは、1億円まではこうやけんど、それを超えた分は努力したさかい、施設使用料を下げたその分に報われましようという考えで下げとんのよの。これ、市として、施設を指定管理しとって、相反するようなことをしとんのよの。これはおかしいように思うのやけんど、それはどういうことですか。

○登里伸一委員長 商工観光課長兼企業誘致課長。

○商工観光課長兼企業誘致課長（阿部員久） 先ほども、民営化に至るちょっとお話をしましたが、民営化にするに当たっての覚書というようなものを交わしておりまして、この一部事務組合の身分を保障するというようなところから、指定管理、前回は始まっております。今後も、その覚書の中では、将来にわたってこの会社にするものであるというのがありましたが、それをこのたび見直そうということで、まず、このたびの10年間はうずのくに南あわじに指定するけども、次の10年後にはさらに検討が必要じゃないかというようなことで、検討委員会の中でも協議されました。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、課長、覚書ということを行いましたけど、その覚書はどういうようなことを書かれとるのか知らんけれども、その覚書は、10年間有効ですよ、15年間有効ですよというようなことを何か書いてあるのか。

○登里伸一委員長 商工観光課長兼企業誘致課長。

○商工観光課長兼企業誘致課長（阿部員久） 覚書の中には、その期限というのは記されておられません。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうだ。ということは、今、課長が言うたことは極めて課長の判断だけで言いよるのであって、私はどんな覚書が書いてあるのか知りませんが、そういうことであって、その覚書やいうのはどういうようなことを書いてあるのか知りませんが、その覚書に期限でも書いてあったらともかく、それはもう10年過ぎて新たに見直すとかそんなこと勝手に言いよるけど、そんなことは一つ違うたら、それこそ訴訟沙汰になる可能性があるわけです。

なぜならば、イングランドの丘は、顧門に契約書に書いてあって、期限満了で打ち切りということを書いてあったのに、損害賠償を求められたぐらいでしょう。だから、そういうことはやっぱり、書いてあってもそういうことが起こるのやから、なかなか、どういう解釈もできるような覚書やということで、そういうことを勝手にやられたら、また双方、嫌なことを言わんといかんようになると思うんですよ。

それはそれでいいわ。そんで、やっぱり市としての方針よの。例えば、これ仮に、これ今、ことしは8億も9億も上がってきて、3%で二千数百万円のやつを今度は5%になったら四、五千万円になってくるわけ。そしたらこれ、仮に事業が努力してこんだけなってきたよる、仮にマイナスになってきたら、考え方によったら、指定管理料を市から払わんといかんわけや。そうでしょう。現実に、さんゆ〜館なんかは、もう2千万円も指定管理料を払いよる。そうだ。だから、悪くなったときは払わんなんです、考え方によったら。よくなったときには、今度は使用料を上げてしまえ、順調に行きよるから、2から5にせえとか、そういうような考え方であってええもんかということやの。

ほんなら、南淡路農業公園株式会社からイングランドの施設使用料を、入場料に対して15%取りよると。売り上げに対して3%でも5%でも、私は構わんと思う。そうでないと、ある程度、市が指定管理しとんのが、数字が違ったら、かえっておかしいと思うんよの。やっぱり、これだけ市としては必要やと思うたら、それに合うように、この部分にだけ施設使用料をかける、この部分は全体にかける、この部分はここまでかける、これを超

えたものは下げるとか、そういう市の類似施設的なものに関して、そういう数字のばらつきがあるのは、やっぱり不信感を招くというか、いかがなものかなと思うんですが、どうですか。

○登里伸一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） この指定管理料のあり方については、一般質問の中で、印部委員さんで行ったわけでありまして、その施設、施設のその当時のいろいろと指定管理料を決めたいきさつもございます。先ほど、あのときでも言われたんですけども、やっぱり利益を上げて、従業員の方が潤うのが一番いいんでございます。

そういうことで、今回の5%のアップについては、やっぱりみさき荘の老朽化が一番大きいと思います。やっぱりそれを直すには、ある程度の金額も必要になってきます。そういうことで、基金をためてそれに充てたいということで、5%にアップした理由はそれでございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 けどね、これ部長、よう考えといてよ。今度のみさき荘が老朽化してるから上げた。そしたら、今度は考え方によったら、サンライズももう老朽化してきよる。サンライズの施設使用料というのは、雑入で入りよるのやと思う、雑入で。うずのくにも、今まで雑入で入った。これを今度は基金積立の目的にするわけやの。それならば、今度はサンライズのほうの施設使用料も雑入でなしに基金として積んでいくというような考え方にせんといかんわけ。農業公園は、イングランドの丘のやつは基金として積んでるらしい、そうでしょう。そやさかい、やっぱりこの場合はこう、この場合はこうではあかんということを言いよるので。そうだ。

それと、特に一般質問でも言うたように、修繕費であっても、農業公園株式会社も500万円までは自分ですよ、それを超えた場合は指定管理者ですよ。なら、農業公園でも年間1,300万円ぐらい使いよるんだ、修繕費で。そうだ。ほんなら、うずの丘の場合だったら、二千数百万円使いよる。これは皆、500万円以下のやつを年間積み重ねたやつがこないなとるんであって、500万円超えたやつは一つもないわけや。これ、イングランドの丘であっても千何百万円、毎年使いよるんや。そやから、ここにばらつきが物すごくあるわけよ。なかなかこれ、施設のやつ、あらゆるものを全て一斉にするということは、これは不可能やと思うのやけれど、見たときに、これはないなというようなばらつきの大きいのはいかがなものかなと思うわけです。

そういうことで、これ以上言いよってもきりないので、この辺に抑えますけど、やっぱ

り市の指定管理というものは、見たときに誰も、大体こういうものになっとなのやなというようにせんと、補修費であっても50万円以内は自分でやりなさい、こっちは500万円以内は自分でやりなさい、ほんで、実際使いよるのはうずの丘やったら二千数百万円、イングランドの丘でも千数百万円使いよんのやから。そういうことをひとつ、今後考えてやっていただきたいと思います。いかがですか。

○登里伸一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 修繕料50万とか500万とか、そのときの県の契約の関係で、500万という規定を設けております。ただ、先ほど言いましたように、サイクリング、サンライズにしてもやっぱり老朽化が出てきますので、その対応の仕方については、今後考えて、勉強したいなと思っております。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。  
川上副委員長。

○川上 命副委員長 この29ページでちょっと聞きたいんですけど、29ページのこの株ですが、発行可能な株数が6,000株ということになった中で、発行済株式の総数が600株ということで、当事者年度末の総株主数が15名ということで、140株が南あわじ市で、職員の何が、飛田が80株、堀井が60株、東が60株ということで、この株はどのような状態になったか、ちょっと説明願います。これは個人、民間に、誰でも欲しい人は買えるのか。今、どういうふうな状態になっておるか、まずそれだけ説明してください。

○登里伸一委員長 商工観光課長兼企業誘致課長。

○商工観光課長兼企業誘致課長（阿部員久） 今、この会社の株についての御質問でございましたが、この29ページに書いておりますとおり、発行株数が6,000株、3,000万円ということでございます。うち、ここに記しておるのは、大口というのか、大株主のみ挙げておりました、南あわじ市が140株、それから、飛田様が80株、堀井様60株、東様60株、それ以外に11名の方がおるといふふうに聞いております。これは、民営化に当たったときの当時の従業員の方々がそれぞれ出資して会社を設立したというような経緯がありまして、この方々が持っておる株ということで、一般の方が買えるというようなところではないと思います。

○登里伸一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 そしたら、民営化のときに合併当時、これ、町職員にするかしないかというような形の中で、町職員はできないというような形で民営化を図ったということですが、この株そのものが、既に発行済みが600株、これで全然動かなかった場合は、やっぱりこの大株主が動かないということで、もう全然、役員も皆、かわっていかんわな。どのような今後、これはもう民間にもどこにも売らないのか、それともこのままの状態で行くのか、ちょっと聞かせていただきたい。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 私はここの大株主でございまして、取締役でもございます。その中でも話をしておるのは、株式を職員で売買するのは容認はできると。ただ、関係のないところに株は売却することは容認しがたいということは言うてございまして、飛田社長も同じような考え方でございますので、今現在おられる職員の中でのやりとりはやっているようでございますけど、関係者以外のところには売却しないということにいたしておりますし、株式の発行もこれ以上するという考え方はないというふうに話しております。

○登里伸一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 そしたら、この15名、今、株主が、株があるんですが、15名は退職以外には。退職したらどういふようになるか、一応お聞かせ願いますか。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） そういふところは、申し出があつたら会社の内部で、先ほど言いましたように、職員間で買う人がおりませんかというふうな形であつせんはしております。そのあつせんをしたものの、決定は取締役会ですということになっておりますので、取締役会の承認がなければ、株の売買はできないということになるわけです。今現在は、やめられた方の株を現の職員、または取締役の方が売買しているというのは事実でございます。

○登里伸一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 ということは、やめていて、株を売るといふたら、職員、この1

5名の中でたらい回しするということは、個人で買い占め、この15名の中の誰かが買い占めようと思うたら買い占められるわけやな。そうやね。わかりました。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第101号、公の施設の指定管理者の指定について（国民保養センター「鳴門みさき荘」他2施設）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑲ 議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物直売施設」）

○登里伸一委員長 次に、議案第102号、公の施設の指定管理者の指定について（あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物直売施設」）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員      基本協定書は案が示されておりますけれども、その26ページの第11条、施設使用料というのがあります。ここに、施設使用料は無料とするというふうに書かれております。ただし、健全な経営が推移された場合、前年度市と指定管理者が協議して、施設使用料の額を確定させ、指定管理者は市に対して施設使用料を支払うというふうに書いてありますけれども、「健全な経営が推移した場合」というのは、どういう場合を想定されているのでしょうか。

○登里伸一委員長      食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和）      これにつきましては、手数料会社になりますので、その収益が適切に入ってきて維持管理、あるいは農業振興、市域活性化に費やす費用が適切に執行された上で、なおかつ余剰金が出た場合、将来的には、できたら基金をこしらえて積んでいき、修繕に回していきたいという思いで書かせていただいております。

○登里伸一委員長      吉田委員。

○吉田良子委員      そしたら、今、余剰金ということがイコール健全な経営というふうなことだというふうに思いますけれども、具体的に幾らの売り上げがあつてというふうなことも想定されてるのでしょうか。

○登里伸一委員長      食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和）      現段階におきましては、お手元の資料の収支計画に挙げさせていただいております資料をもとにいたしますと、やはり数千万の利益が上がった場合というところ、あるいは、次なる投資、または出荷者に対するいろんな講習等の経費を差し引いて余剰が出た場合というような考え方でおります。金額については、その折々の収益によって差異が生じますので、差し控えさせていただきたいと思います。

○登里伸一委員長      吉田委員。

○吉田良子委員      そしたら、1年1年、これは指定管理者と市が協議して、今、余剰金が出たら積み立てると、基金として積み立てるという話でありましたけれども、そしたら毎年毎年、これは話し合うということになるんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） そのとおりでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 何か、幾らという金額も想定しないままに協議の範囲にとどまるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） オープン当初にその他必要になる事業、あるいは追加になる備品等も出てくる可能性もありますし、また、なかなか経営上難しいという御意見も周りからいただいた経緯もございます。その中で精査しながら確定していきたいというふうに思っております。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。  
木場委員。

○木場 徹委員 今回の申し込みですね、農業関係で何名、また、畜産、水産についてどのような状況になっておりますか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 今は、農産物の出荷者の募集をさせていただいています。その中で、入会金、年会費を振り込んでいただいているのが、先週末で160名程度になります。参考に、今まで仮申し込み、あるいは研修会に参加していただいた個別の、延べではなくて、個別の人数が410名いらっしゃいます。  
以上です。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 水産とか畜産の関係は。



○登里伸一委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 魚部門に関しましては、ただいま、水交会の直営ということで了解いただいて、今、進捗しております。その中で、水産加工物につきましては直営、それから業者が数社、名前を挙げておりますので、それは年内、水交会の役員会を開催いたしまして、どうするかというふうな方針を決めていくというふうな今、話になっております。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 精肉に関しましては、淡路ビーフ加盟店の島内の二つの業者と最終の詰めに入っております。  
以上です。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 最終、この農業の関係ですけども、どれぐらいの見込みですか。160名から300とか400とか500とかあると思うんですけども、どれぐらいの予定ですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 希望ではありますが、年内に200から250名、オープンまでに300名を最低確保していきたいというふうに思っております。目標は500名でございます。将来、できましたら近い二、三年とか、四、五年の間には1,000名のほうに持っていきたいというふうに思っております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そしたら、個人で持ってくる方の大体の業務の中で、朝、例えばとれた野菜を、どういう流れになりますか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 基本的には朝、時間は今、最終調整で出荷者

にいろいろ説明をさせていただいておりますが、7時半ぐらいから1時間程度で入れていただいて、その後、10時から2時、3時の間に再度入れていただくというような形で、売れ残りありましたら、特に葉菜類、葉っぱ類ですけれども、その日のうちに売れないようなしおれ方まで行きますと、持って帰っていただくというような形になります。

トータル的には日に3回、今、POSシステムの詰めをしておりますが、日に3回、何時の時点であなたの、例えばハウレンソウが2束何円売れたというのを逐一、メール配信をさせていただくということ、それから、支払いにつきましては15日、月末締めで、5日以内に払わさせていただくというような形で進めさせていただいております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 例えば、一旦、引き上げ、毎日入れかえするんですけれども、そういうチェックというか、それはしないんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） それは、職員がチェックするということになりますし、出す前に、栽培日誌、先般も農協管内でもレタスのいろんな農薬の件がありましたので、栽培日誌を必ず書いていただいて、16の農協施設の営農指導員さんないしは会社で承認の印鑑をいただいたものを出していただくというような形にさせていただいております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 具体的に聞きますけれども、冬場から春先、野菜が少ないと思うんですけれども、どういう種類の野菜を。皆さん方に、何か指導していると聞いたんですけれども。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 今、農協の営農指導部において、いろんな品種、200品目程度のいろんな品種の農薬あるいは栽培技術等の一覧表をまとめつつあります。1月に入りますと、申込者を対象に、できましたら葉菜、根菜、果樹、加工等にわけまして、1月中、後半から講習会に入って、徹底していきたいと思っております。冬野菜につきましては、2月、3月、3月14日オープン予定ですがけれども、少し遅くなりますけれども、カブラであったりハウレンソウであったり、一部には3月どれのタマネギというよう

な方もいらっしゃいます。そこら辺も、申し込みに何を出すかということを書いていただきながら集計をしている段階でございます。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。  
吉田委員。

○吉田良子委員 8ページに出資団体からの出向ということが言われて、先日も3名の出向ということが言われておりました。農協からの出向だというふうに思うんですけども、この正職員5名というふうに書かれておりますけれども、これ、出向との関係はどうなんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 現在、あわじ島農協、9月1日付で3名の人事異動をして、担当部局を立ち上げていただきました。残り2名につきましては、今のところ、農協の組織内で探すのか、外部に公募をするのかというのは検討中ではありますが、他の施設の事例も踏まえて、やはりいろんな形の中で技術的に持った方々を正職員として出向あるいは採用という方向で検討に入っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、正職員5名の中に3名の出向が含まれてるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 現在のところは、そのような予定でございます。今後、いろんな形で変更はあるかもしれませんが、現在においては、そのような形になっております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 出向と正職員という書き方はちょっと、やはり出向は出向、正職員は正職員として書くべきだというふうに思いますのと、その出向というのは、期間というのは、もう何か契約を決めてるんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） これは、当初の場合は安定するまでという形になろうかと思いますが、農協内の人事でございますので、差し控えさせていただきたいと思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 出向期間というのは、特に話し合いの中で明記はなっていないということですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 現在は、農協と会社と協議中でございます。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。  
印部委員。

○印部久信委員 ちょっと基本的なことからお聞きしたいんですが、これ、計画書がいろいろ出てるんですが、まず、この事業計画書の27年度から36年度までのあわじ島まるごと株式会社収支計画が出ておるんですが、この数字の一覧は何を想定して、何かをモデルにとるんかと思うんですが、どういうものをモデルにしてこの数字を出してきてるんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） ただいま、あわじ島まるごと株式会社の事務局は、あわじ島農業の総合農政企画の担当と、食の拠点事業推進室課で行っております。このベースにつきましては、当初、昨年作成しました、市のほうで作成しましたコンサルがつくったものをベースとして、農協事務局と協議した上、作成したものでございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、2年前に淡路人形会館が建設されたときに、当時の担当部長が、

とにかく8万人の集客を見込んで、1人当たり1,260円の入場料収入であると、年間1億円の入場料収入を見込んでやるということだったんですが、最近は6万人ぐらい来とるらしいんですが、当初5万人ぐらいであって、入場料収入も1,260円でなしに、やっぱりこの旅行会社とかそういうところからのお客さんが来ますと、それなりのアールとかいろんなものも出さんといかんということで、平均入場単価が1,000円を割り込んだということで、年間の売り上げが、入場料収入が5,000万円だったんですね。当初の半分であったわけで、今、聞きますと6万人ぐらいに回復しとるとということなんですが、これも、この数字も見たところ、この数字はこれ、希望的な数字であるんかもわかりませんが、これで1人当たりの単価、どれぐらいを見込んでこれは積算しとるんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 農畜水産物加工品の4品目を合わせて、1人当たり単価2,400円をめどとしております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 2,400円いうたら非常に高いんであって、我々が視察等で行って、そのレジの単価はどれぐらいですかと聞いたら、せいぜい、千四、五百円ぐらいだったわけですね。これは、年間と、1週間に一遍、休日があったんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 現状においては、火曜日を休館日にし、花みどりフェア期間中は無休というような計画でございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 とにかく、そうしますと、年間、店が開いとるのが300日余りということですね。そういうことになってきますと、これから逆算しますと、相当な人数が来て、相当な売り上げが来んといかんわけですね。例えば、これでありますと、年間、毎日2,000人ぐらい来よってええかげんなもんですかね。2,000人で300日というたら、年間60万人ぐらいのリピーター客からお客さんが来んとあかんのですが、現実はこの数字は確保できそうですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 当初計画では、購買者数、レジを通るレジ数を28万人と想定して、2,400円の主要4分野、あるいはその他の通信産地間交流等の販売で8億7,000万余りを計画しております。ぜひとも最低これの売り上げを目指したいというふうに考えております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 もうこれは、こんなことは架空の数字で、どうこう言う気はないんですけど、8億円を300日ということになりますと、1日300万円近い売り上げをせんとこの数字になってこんわけですね。それで2,400円ということになりますと、千五、六百人の人が毎日来んといかんということで、300日掛けたら45万人が来んといかんわけです。こんなことは言うてもしゃあないんですが。

先ほど、吉田委員が言うておりましたけれども、プラスが出たときの施設の使用料はそのときに、また利益が出たときに考えると言うておりましたが、今度、反対にこれ、この場合、マイナスが出た場合はどうするかというのが書いてないんですね。しいて言いましたら、20条に、管理運営業務に関するリスク分担についてはということで書いてあるわけですが、我々にはこのリスク分担というのはどういうものかというのは、どこを見たら書いてあるんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） これにつきましては、市から指定管理予定者に仕様書として配付をさせていただいてます。お手元の資料は、過去の例からお配りをしていないということで、添付をさせていただいておりません。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、委員長、きょうはこの質疑をさせてもらうんですが、利益が出たときの施設使用料の収納は出とるんですが、リスク分担でマイナスのときにはどうなるとるかということが今、課長の話ではここに出てないんですね。できるものなら一遍、出してもらいたいんですが、いかがですか。

○登里伸一委員長 ただいまのお話、答えられますか。

食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 御指示がございましたら、配付させていただきます。  
きたいと思います。

○登里伸一委員長 そしたら、配付していただいてよろしゅうございますか。  
暫時休憩します。

（休憩 午後 5時13分）

（再開 午後 5時18分）

○登里伸一委員長 再開します。  
食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 別表で、施設管理運営リスク分担表ということで配付をさせていただきました。その中の各項目について、いろいろと調整をしております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、今もらったところでずっと見とるところで、会社が金銭的にマイナス計上になった場合の補填というものは書いてないように思うのやけど、ほかのことについたら、リスクは分担するように書いてあるけど、会社運営のマイナスに対しては書いてないように思うんですが、この辺はどうなっとるんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） お手元の資料、ページ7と記入されておりますが、一番、7の上ですね、事業中断・終了リスクというような形の中で、指定管理者の経営悪化によるもの、協定内容不履行によるものということで、負担者指定管理という欄に丸を入れさせていただいております。

ただ、今、基本協定書（案）で添えさせていただいておりますように、第21条で、指定管理料を無料とするという原則の中で、「ただし、指定管理者が実施する管理運営業務のうち、利益が生じない農漁業振興並びに地域活性化事業に要する費用については、市と

指定管理者が協議の上、別途、年度協定に定め、指定管理料を支払うことができる。」という項目を入れさせていただいております。

以上です。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 私は、この21条は次に言うつもりなのですが、とにかく、今私が言いよるのは、20条の、いわゆるリスク分担について、この今の分担表を見る限りにおいて、金銭的なマイナスについての補填というものは書いてないわけです。ほんで、今、課長が言いましたように、21条について聞きますけどね、この場合、利益が生じない農漁業振興事業及び地域活性化事業に関する費用については、市と指定管理者が協議の上、別途、年度協定に定めるということなのですが、このことについては、別途、年度協定にどういうふうに定めてあるんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 26年度内の部分ではありますが、33ページをお開き願いたいと思います。第6条、指定管理料として、「市が指定管理者に支払う指定管理料は無料とする。」と、26年度に関してはそういう文言にさせていただいております。なお、指定管理期間が3月14日から、年度については3月31日までで、トータル的には10年と18日としております。

以上です。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから、この21条は、具体的にどういうことをやった場合にはどういうことをしますかというてやっとかんといかんのと、もしこれが現実に、この市が指定管理者に指定管理料を、この事業に対して支払うことができるというのなら、予算措置しとかんといかんと思うのやけどね。予算措置できてますか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 委員御指摘のとおり、当然、指定管理料を支払う場合は予算措置をしなければならないと。ですから、そのときに御説明をさせていただきながら、御理解を賜れたらと考えております。



○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そういうことになってきたら、この協定書の解釈というのがね、非常に難しくなってくるんやな。そしたら、この利益が生じないこの云々という事業は、具体的にどんな事業。この事業に対して、どんな予算措置がついていくんですか、これは。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 本来、農業振興事業、あるいは地域活性化事業で別途おいて推進する事業と、この食の拠点を基盤としてあわじ島まるごと会社が主体的に運営すべき妥当性のある事業と分けまして、後者につきまして、適切に内容が精査されましたら、そういう事業に持っていきたいと思います。内容につきましては、商品開発であったりマーケティングであったり、販売の手法であったり、また、農業後継者、10年スパンでありますので、農業後継者の育成等で所定の費用がかかったり、また、インターンシップの受け入れ、その他もろもろでいろいろと想定をさせていただいております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは結局、課長、こういう解釈をするようにしてあるのと違うのかな。農業漁業振興事業並びに地域活性化事業、この意味は、食の拠点で事業を行いよることそのものは、既にこれに当てはまると違うの。食の拠点でやりよる事業そのものが、この項目に当てはまるのと違うの。それを、都合によって指定管理者が指定管理料を支払うことができるというように解釈せえというようにしてあるのと違うんか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 特別な農業振興事業とあわせて、例えば今、いろんなパーセントが出てきておりますが、それを極端にいろんな方々の御意見等で下げるといようなことが出てった場合に、そういうことも検討の一つとしてテーブルに上がるのかなというふうに思っております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、副市長、私はいつも思うんですが、この当初、今、やってみら

んとわからん、どんなリスクがどっちに出るかわからんやいう事業を、この会社に丸ごと指定管理するんでなしに、やっぱり何年間か直営でやってみる必要のほうがええんと違うの。ある程度動いた後、指定管理するとかなんとかせんと、黒が出るや赤が出るや、どんな状況かわからんものを丸ごと指定管理者に渡して、やってくれというのはどないぜ。

今までやっぱり、今までの指定管理の事業を渡しとったのは、ほとんど市が直営でやりよったやつを、何年かやって指定管理しよる事業が結構多いわけよの。当初からポーンと指定管理にやっとなるやつはほとんどないように思う。大体皆、市がやりよって、直営でやりよって、指定管理に事業が移りよるものが多いと思うんよ。そしたら、ある程度の事業がどんな流れになりよるかわかるのやから。このたびはこれ、やってみらんとわからんやいうやつを会社に丸投げしてやるというのどないぜ。副市長、どない思う。

○登里伸一委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 委員さん言われるように、今まで、これに取りかかった経緯は全然ありません。直営の話は出ましたけども、今回、御存じのように、農業関係団体で組織した新会社をつくって、それを新会社が指定管理者ということで運営していただくんですけども、これが7月の頭に総会をして設立して、今までいろんな事務をやってきた中で、中心がJA、農協が中心になっていただいておりますけども、そのJAの組織のバックアップ力、それはもうすばらしい。

ということは、今も課長が説明したように、作物を栽培するについても栽培暦が要る、栽培暦というのは、どういうときに種をまいて、消毒は何回以内で、こういう消毒をいらない、そういうマニュアルを全部つくっていただいて、それをチェックかけて、もし何か残留農薬が出たら、もうこの食の拠点は終わりです、風評被害で。それをでけへんように、そこまでチェック体制をしていただいております、営農指導員により。なおかつ、今回の入会金に対しても、市の16カ所の金融機関がバックアップしてくれて、窓口に行ったらすぐに入会できるような体制もつくっていただいております。POSシステムなんかについても、課長が説明したように、売れ行きを随時、その日に報告し、なおかつ、月15日締めで自動的に口座振込していただけるというような、こういう組織的なことは、直営では絶対不可能です。だから、そういう関係団体の集合体によってこそ、初めてこの事業は成り立つものと思っております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、市は、この会社をつくってもろうて、農協にほとんど全面的にもたれて運営しよるのに、市はそしたら、その会社に対してどれだけのことをしよる

の。丸投げでねえか、ほんだら。ほんだったら、どれだけのことをしよるのぜという。

○登里伸一委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） だから、丸投げではありません。今回の推進についても、うちの職員の農協の職員とでタイアップしながら推進もしてきました。なおかつ、この一番最後の21条の一番問題点ですね、指定管理料は無料とするただし書きがあります。まず、一番最初に思ったのが、課長も言いましたように、10年間の長きにわたる指定管理でございますので、2期工事も絡んできます。2期工事には、当然、加工場とか農場関係も出てきます。これは、直営では少し難しいと。これは、その関係機関の指導とかそういうのを仰いでいかねば成功は多分難しいであろうと、その辺のことも考慮に入れて、最初はつくりました。

このリスクなんですけども、リスクについては、県も市も、随時その経営状態を把握しながら、各種団体もバックアップしながら、とにかくこれが、経営が順調に、スムーズに経営が乗るように、これをバックアップしていきたいと、この1点で、何とかこの経営、この事業を何とか農業振興策につなげていきたいなという思いで取りかかっていたいなと思っております。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。  
吉田委員。

○吉田良子委員 先ほど、休日の話もありましたけれども、今、さんちゃん市が農業公園の中にありますけれども、ここは休みというのはあるんでしょうか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 現状のさんちゃん市は、年中無休でございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この食の拠点施設というのは、観光客もそうですけども、地元の人たちに利用していただきたいということをしきりに言われておりました。さんちゃん市に行きますと、やっぱり結構、地元の人買い物に来てます。そういう中で、定休日を設けるというのはいかがなものかと思うんですけども。やはり、年中無休で誰もが利用できると

というようなことにすべきでないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 吉田委員御指摘の議論も、相当させていただきました。イングランドの丘が年中無休である以上、食の拠点も年中無休にすべきだという議論もありましたが、最終、いろんな案の中で、代表取締役判断で、いわゆる人件費というもの、経費というものを重要視し、また、当初のオープン時、職員の疲れというものも考慮した上で、火曜日を1日、休業というような形にさせていただいております。ただし、その議論の中で、状況を把握しながら、可能性が出てきましたら、年中無休に変更することは、想定としては考えております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 さんちゃん市は、大体、年間今、1億円足らずの売り上げがあるというふう聞いてます。ですから、年中無休でそれだけで、スペースが狭いということで出荷者はちょっと苦情もあってということで、食の拠点も考えられたのかなというふう思うんですけども、なかなかこの収支計画書の中で、農産物の手数料15%でこれだけの利益が生まれるのかというのは、なかなか難しい話ではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 吉田委員御指摘の分が、15%を10%とか5%にしたらどうだということと理解しましたけれども、やはり、手数料会社です、粗利のない会社ですので、手数料一本で、その他も少し入りますが、やはり最低限の確保をしていながら、維持管理、あるいは広報宣伝、警備等をしていかなければならないので、これはやはり限界の数字かなというふうに考えております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 最後に、ちょっと体制の問題で、十分な体制図もできてないままの提案なんですけれども、やはりそこら辺は、先日の答弁では、農協の職員がいろいろ研修を受けていると、受けてるけど、私はその答弁を聞いて、その人たちが免許というか資格がとれるかどうかというのは未知数ですよ。いろんな資格の勉強に行っていると、その人た

ちが、本当にそれが、資格がとれるかどうかというのは不透明な中で、これ、人員、火災の関係とかで名簿に明記されてないんですけれども、やはりそこら辺はまだ不十分な要素が含まれてるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 今、食品衛生管理者の講習をもう既に3名受けられて、資格をとりました。資格といいますか、講習を受けて、その資格をとりました。また、近いうちに防火管理者も受けるようになっております。近いうちにもまた、酒類販売ですね、これの講習も受けに、既に行っております。ですので、逐一、長期間かかる資格がどういうものが想定されているのかわかりませんが、逐一、とれるものとは違っていくという姿勢で準備を進めております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、先ほど出向ということで、出向された方もどの期間いるかどうかかわからないという話がありましたけれども、その人たちが出向が終われば、そういう資格もない人がいるというような状況も生まれてくるかと思うんですけども、出向という形でなくて、正職員の中でやはり資格をとっていくというのが本来の姿ではないでしょうか。出向に頼るといえるのはいかがなものかと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 当初、オープンの準備につきましては、なかなか期間もないということで、そういう出向になっております。ただし、出向であっても会社が給料を支払うということになります。独自の職員をとということではありますが、それらも視野に入れて、今後検討の課題にも挙がっておりますし、また、将来を踏まえていろんな資格を探そうという今、具体的な話も挙がっております。ですから、今現在、詳しいことは言えませんが、吉田委員指摘のように、あらゆる想定をしながら人事配置ができないかということは、検討に入っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これを順調に運営していくのは、やはり出向という方も必要かと思

ますが、本来、やはりここできっちりと正社員として働く人たちの確保、その人たちが  
いろんな資格をとって運営していくというようなことでないと、出向に頼っているとい  
うような雰囲気を感じられるので、やはりそこら辺はちゃんとした形をとるべきで、いつ正  
社員を採用する予定なんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 正社員については、農協を中心に、代表取締  
役のほうで検討されております。パートさんにつきましては、1月に募集が入って、3月  
1日から採用しながら、2月に研修をしたいというふうに考えております。人数につま  
ましましては、表現は若干名ですけども、12から14名というような考え方でおります。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 パートのことでなしに、正社員はいつ採用になるんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 正社員については、今現在は農協内部、ない  
しは代表取締役のほうで検討しております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 まだ見通しというのは立ってないと。先日の農協の広報なんかを見て  
みましても、なかなかそういう記事もありませんけども。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 人事に関することですので、ここでは申しわ  
けないんですけども、答えを繰り返させていただきたいというふうに思います。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ、3月にこの会社を立ち上げてやるわけですけども、その後の経  
営状況というか、そういう面で、何か議会とかこの委員会に報告を今から聞くことはでき

るんでしょうか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 当然のことながら、議会から御指摘をいただければ、そういう資料の提出であったりとか、そのお答えをするようになります。また、基本協定書の中にも業務報告等を必ず決算期の分、済んだ分を出すように、あるいは調査権というような文言を入れさせていただいておりますので、随時、その対応は、時々によりますが、できるかと考えております。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 それでは、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第102号、公の施設の指定管理者の指定について（あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物直売施設」）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第102号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑳ 議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について（あわじ島まるごと食の拠

点施設「農畜水産物飲食施設」)

○登里伸一委員長 次に、議案第103号、公の施設の指定管理者の指定について（あ  
わじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物飲食施設」）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 6ページに事業計画書の中で、このお買い上げシートなり入園券半券  
というのがすごくこれ、わかりにくい表現になってるんですけど。お得なというだけはわ  
かるんですけども、これはちょっと具体的に説明していただけますか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） いろいろ記載はされておりますが、食の拠点  
とイングランドの丘と相互にいろんな特典をこしらえながら、常にあのエリアに来たお客  
様に、両方ともに入っていただくというようなすべを考えていきたいということでござい  
ます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 すべはわかるんですけど、このお買い上げレシート、入園券の半券と  
いうのはどういうことなんでしょうか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） これにつきましては、今現在、福良の咸臨丸  
とイングランドの丘も連携されております。半券を持ち込めば、お互いに何割か、何%か  
安くなるというようなことで、連携しております。その一環として、計画書に書かれてお  
ります。しかしながら、それぞれにはいろんな課題がございますので、スムーズにお客様  
にお手間をかけないような。

○登里伸一委員長 答弁の途中ですが、機械の調子がおかしいので、暫時休憩します。

（休憩 午後 5時40分）



(再開 午後 5時45分)

○登里伸一委員長 大変失礼いたしました。

そろいましたので、ただいまから再開いたします。

食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 吉田委員からの御質問にお答えをいたします。

イングランドの丘と食の拠点が相互に連携して、共存共栄ができるような工夫をしていきたいというような表現がここに入っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 共存共栄ということで、お買い上げレシートを持っていった人は、ファームパークへ行ったときには、何か入場料を半額にするとか、そういうことが想定されているのかなというふうにもちよっと思うんですけれども、それについても農業公園の負担になってくるのかなというふうに思う部分もあるんですけれども、5ページに食材調達については、ここ、直売施設を最優先にして食材提供ということになってますけれども、こういうふうなことで言えば、先ほど出とったところに委託しても、指定管理してもよかったですのではないかというふうに思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） イングランドの丘の13年間の経験、それから集客の手法、それらを踏まえて、最終、南淡路農業公園株式会社に随意に指定するというのを決定させていただきました。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長            ございませんので、これで討議を終わります。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長            異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第103号、公の施設の指定管理者の指定について（あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物飲食施設」）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長            挙手多数であります。  
よって、議案第103号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

1 議案第105号 社会福祉法人に関する事務の委託の廃止について

○登里伸一委員長            次に、議案第105号、社会福祉法人に関する事務の委託の廃止についてを議題とします。  
これより、質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
吉田委員。

○吉田良子委員            一つだけよろしいでしょうか。これは、社会福祉法人の事務を兵庫県に委託してたのを、市に今後するという事でよろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長            長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司）            そのとおりでございます。

○登里伸一委員長            吉田委員。

○吉田良子委員            そうすると、この社会福祉法人って南あわじ市に何か所かあると思うんですけども、その経営状況なりいろいろ、市が監査するような形になるんですけど

も、それはまた、その報告書なりは議会に対しても説明というのは行ってもらえるんでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 検査結果のほうにつきましては、議会報告ということではないんですが、検査については公表のほうもしておりますし、また、施設のほうにも指導するというようなことになります。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、公表してるというのは、何を通じて公表してるんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 施設の経営状況、それから内容につきましては、県のほうに報告をするというふうなことになっております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 県のほうに報告するんですけども、市民というか、そういうところには公表はしないんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 市民のほうにつきましては、経営方法というのは、その法人がホームページとか、そういうもので公表しております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それぞれすると思うんですけども、市が今回、兵庫県から移ってきて、いろんな情報が得られるわけですけども、それをやはり議会なりに報告はしてもらえるんですね。再度、確認です。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 議会に報告するというのは、ちょっとはっきりわかりませんが、今、県のほうがその社会福祉法人の監査等を行っておりますが、その社会福祉法人の状況については、県もホームページの中で載せてますので、市はどういうふうな対応をするか、ちょっとまだはっきりわかりませんが、何らかの形で公表はできるんじゃないかなというふうに思います。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 市のほうにあっても、検査した法人さんの情報については、ホームページのほうで情報発信をすることとなります。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第105号、社会福祉法人に関する事務の委託の廃止についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第105号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○ 議案第106号 字の区域の変更について（阿万地区）

○登里伸一委員長 次に、議案第106号、字の区域の変更について（阿万地区）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第106号、字の区域の変更について（阿万地区）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

π 議案第107号 字の区域の変更について（福良、阿万地区）

○登里伸一委員長 次に、議案第107号、字の区域の変更について（福良、阿万地区）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第107号、字の区域の変更について(福良、阿万地区)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第107号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

≡ 議案第108号 平成26年度農業共済事業に係る農作物共済無事戻金の支払いについて

○登里伸一委員長 次に、議案第108号、平成26年度農業共済事業に係る農作物共済無事戻金の支払いについてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　　ございませんので、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第108号、平成26年度農業共済事業に係る農作物共済無事戻金の支払いについてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○登里伸一委員長　　挙手多数であります。  
よって、議案第108号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

[ 議案第109号 平成26年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払いについて

○登里伸一委員長　　次に、議案第109号、平成26年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払いについてを議題とします。  
これより、質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　　質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　　ございませんので、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第109号、平成26年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払いにつ

いてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第109号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

α 議案第110号 南あわじ市（仮称）あわじ島まるごと食の拠点施設第1期工事請負変更契約の締結について

○登里伸一委員長 次に、議案第110号、南あわじ市（仮称）あわじ島まるごと食の拠点施設第1期工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 第1期工事で食の拠点施設が完成していくわけですが、この中に厨房機器とか電気工事とかが追加するというので、今回変更するわけですが、本会議で、レストランのメニューについては、サラダバーを中心という話がありました。そういうことから、今回、こういう設備になってきたのかなというふうに思うんですけども、そういう食材を提供するための設備として今回、こういう増額があったのかなというふうに思うんですけども、淡路に来た観光客というのは、やはり海に囲まれた島ということで、やっぱり魚が食べたいということがこれまでもよく言われてきておりましたけれども、この魚を食べるような厨房機器設備等が今回、この中で盛り込まれているのかどうかということについてお伺いいたします。

○登里伸一委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 議会で答弁させていただいたんですけども、舌足らずで申しわけありませんでした。サラダを健康づくりということで、淡路の、特に南あわじの野菜をふんだんに使ったサラダバーを中心に考えておるんですけども、それ以外でもいろんなメニューを考えていただいております。淡路鯛の魚のライスとか、淡路牛がメインですので、淡路牛の肉ライスとかカレーとか、淡路ヌードル、バーガー、スイーツ、自家製のヨーグルトとかパンケーキとか、淡路島牛乳を使ったプリンとかソフトクリーム、自家製のプリン、島チーズケーキとかドリンク、淡路でとれてる特産を利用してお客さんに



淡路を全面的にアピールしたいなという食材をいろいろ考えていただいております。スムージーとか季節ジュースとか。メインはどうしても、さっき委員さんが言われたように、魚と肉が中心になって、ライスについては魚、肉が中心になってくるのかなというふうに思っております。

○登里伸一委員長        よろしいですか。  
      吉田委員。

○吉田良子委員        それと、先日の質疑の中で、魚は沼島青年部が担当するという話がありましたけれども、これまでも議論が出てた、いわゆる水槽を置いてさばいて売るとか、そういうところについてはどういうふうになっていってるんでしょうか。

○登里伸一委員長        水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫）        魚部門につきましては、部長のほうからもありましたけれども、主に担当するのが沼島の漁協の青年部さんというようなことであります。取り扱いの魚の種類につきましては、活魚はちょっと経費のこともありますので断念するというようなところで、鮮魚と、それから水産加工品をやるというようなところで、今、沼島の漁港内でも乾物をつくる工場も今、建設の準備に入っております。あと、青年部さんだけでなしに婦人部さんもやろうかというふうな前向きな姿勢も出ておりますので、沼島漁協さんが中心になって、水交会在全面的にやるというふうな今、計画で進捗しております。以上です。

○登里伸一委員長        吉田委員。

○吉田良子委員        それと、先日の一般質問の中で大分、こっちは立ち上がってきてるんですけども、情報発信基地も、基礎の部分ができたといいような質疑があったんですけども、情報発信基地については、今回、指定管理も出てないんですけども、これについてはどういう考え方なんでしょうか。

○登里伸一委員長        産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐）        情報発信基地については、淡路島観光協会のほうに問い合わせしております。というのは、今、淡路島観光協会については、定款上、事務所を洲本市内に置くというのが定款上でうたっております。ただ、それをするにしても、今の洲本

市にいるのか、今の情報発信基地に来るのか、淡路島観光協会のほうで理事会を開いてもらって、そこで協議をしてくださいよと、それを早急に、早く会をしてくださいということで、そういうことで伝えております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そちらのほうは特に今回、契約変更というのがなく、今までの予算の中でそれは行けるということいいというふうに思っております。ただ、当初からの予算から見たら、大きく増額になってるんですけども、汚水排水対策ということも今回、契約変更の中で挙がってきてるんですけど、こういうのは当初からもうわかってた話ではなかったんですか。

○登里伸一委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 主に1階と2階の厨房とか仕切りとか電気機械設備が今回の変更の中心なんですけども、土木関係で、屋外の開発関係で1,640万円の変更増を計画している中に、先ほど委員さんが言われた汚水の関係なんですけども、この地区は下水の整備計画というのが八木・榎列浄化センター区域ということで、4,000人槽ぐらいの浄化槽で対応しておると。イングランドの付近はこの計画外ということで、食の拠点施設の中の汚水関係については、貯水槽を設けて、一旦そこへためて、そこからポンプで二、三百メートル行ったところに下水道管が、マンホールポンプがございます。そこへアクセスして、そこから下水のポンプで浄化槽へ圧送するというような流れになっておるんですけども、主はあくまでも下水道の施設でございますので、下水道の施設が余裕があったときに食の拠点の貯水槽からポンプアップするという計画になっております。整備計画外ですので。

そこで、フロートが要ると。向こうがメインですので、向こうが中心で、向こうがあいたときに食の拠点のほうからポンプアップしますので、そのときのセンサーであるフロート等が抜けておったと。僕らは当初、話の中で、随時送れるんかなというような思いで計画しておったんですけども、話を詰めていく中で、そういう問題点が出ました。それやったら、公共下水が主ですので、常時送れないんじゃないかなというふうな疑問も持ったんですけども、整備している範囲が広いものですので、稼働については今、10年間ほどは安心であろうと。今後、どのような加入の仕方によって、八木・榎列地区の下水の処理能力と検討していかなあかんのかなと。当分は大丈夫ですよというようなことは言わさせていただきます。その関係の変更工事分でございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、そういう今の説明ですと、下水道課と十分協議がされていない中で、1回目の入札が行われたというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 協議は詰めておりました。その詰めたおかげで、八木地区のこの下水のイングランドの正面の通路、あそこは工事期間で言えば1年後に回っておったんです。食の拠点が来年の3月オープンするというので、2年前から協議に入って、1年を前倒しでオープンに間に合うように工程を変更していただいたということで、そこまで話は詰めておったんですけども、このフロートの関係について、お互いにちょっと意思疎通が抜けておったかなというふうに思います。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 これも保健所と協議して間仕切りをつくらないかんようになったと。保健所の協議をいつからしよったんで。工事始まってからしたんか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 昨年12月に実施設計業者が決まりまして、その後、協議はしていたというふうには聞いておりますが、私、4月から保健所に行く中で、保健所の追加指摘があったというような形になっております。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 具体的にこの間仕切りというのは、想像はつくんやけども、どこを区画するための間仕切りですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 魚・肉の10メートル、5メートル角の部屋があります。今回、お願いをさせていただいている厨房機器の入るところですが、そこで総菜をつくるというスペースも考えて、要は、天井まで壁をつけなければならないという

ような形になります。魚・肉、それから2階のレストランというようなことになっております。それから、フードコートにつきましても、全てボードというか壁で囲いなさいというような形で追加になっております。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 飲食の許可をとるときには、下処理というか前処理というか、搬入口、ストックヤード、それから下処理室、それから作業場、何方か区切りなさいというふうな指摘は当然、当初からあると思います。担当者がかわったんかどうか、ようわかりませんが、往々にしてころころ変わるというのは、僕らもよう経験があるんですけども、ちょっとその辺、これ、当然、建築確認もこういう配置のもとにとっとると思うんで、これとってなくて、工事始まってから間仕切り変えたんでは、またもう一回計画変更で、確認のとり直しをせないかん、恐らく間仕切りがふえたりした部分でとらないかと、とっとると思うのやけども。その辺が慌てて後から、工事が始まってからしたもんかどうか、ちょっと確認したかったんです。それは問題ない、建築確認、設計段階から打ち合わせしとったということやね。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 私が聞いている限り、建築確認を出す前から設計士さんが保健所に出向いて、いろいろと協議はされとったと聞いておりますが、追加でいろいろな壁、壁を一つつけますと、空調、電気、その他配管、その他いろいろ出てきます。関連がたくさん出てきますので、今回、それも合わせて上げさせていただいております。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 これは法的なものなのか、それもようあるんやけども、つけないかんもんなんか、指導なんかという、その辺がちょっとようわかれへんのやけども。指摘があればつけざるを得んという部分ですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 例えば、魚のエリアで水産振興課長もいろいろ協議させていただいてました。魚をさばくところ、いわゆるうろことかるところと、

刺身にするとところと、総菜にするとところ、三つに分けなさいというような、その三つに分けますと、当然、厨房とは、シンクとは別に手洗いもつけなければならないというようなこともあります。しかし、これはおかしいというようなことの中で、協議を重ねていくことで、二部屋と、いわゆる1枚をつけるというような部分もありました。協議の中で、いろいろと確定していくというような形で今、承知しております。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第110号、南あわじ市(仮称)あわじ島まるごと食の拠点施設第1期工事請負変更契約の締結についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第110号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。  
お諮りします。

12月17日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 委員長・副委員長に一任の声がありますので、それでは、そのようにさせていただきます。

## 2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○登里伸一委員長 次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。  
お手元に配付の閉会中調査事件申し出一覧表のとおり、議長に申し出てよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、議長に申し出ることにいたします。

## 3. その他

○登里伸一委員長 次に、その他に入ります。  
その他、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 ございませんので、その他を終了します。  
執行部からの報告事項がありましたらお願いいたします。  
商工観光課長兼企業誘致課長。

○商工観光課長兼企業誘致課長(阿部員久) 灘黒岩水仙郷の開園につきまして、報告とお願いを申し上げます。

もう既に議長さんを初め、本委員会の委員さん方には御案内させていただき、また、御返事もいただいているところでございますが、12月26日金曜日、午前9時30分から灘黒岩水仙郷の入り口広場で行います。9時30分に安全祈願祭、続いて9時50分からオープニングセレモニー、御挨拶、それからテープカット等を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○登里伸一委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長        ないようでございますので、これからは意見書検討のため、執行部退席をお願いいたします。長い間、お疲れさまでございました。

(執行部退席)

○登里伸一委員長        それでは、米価暴落に対する緊急の対策を求める請願書に対する意見書の提出について検討いたしたいと思います。

お手元に意見書の案を配付しておりますので、お手元の配付の米価暴落に対する緊急の対策を求める意見書(案)について、本委員会での発委について検討をお願いいたします。

小島委員。

○小島 一委員        さっき言うたみたいに、この消費をふやすような努力をもっとしてくれるような部分をどこか盛り込んでもらうたらええんと違うかなと思うねん。米の消費をの。これはこれでええと思うけど。どないで。わし、それをちょっとつけてくれたらありがたいなと思う。皆がぐあい悪かったら、それはそれでええけど。

○登里伸一委員長        ただいまの御意見に、追加して入れていくことでよろしいでしょうか。

○川上 命副委員長        4番に入れるのか。

○登里伸一委員長        相談します。

当委員会はこちらの意見書につき、発委を行うことについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長        提出先について、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長        それでは、この内容で、当委員会から発委を行うことといたします。これで全て議了しましたので、副委員長から簡単に御挨拶をお願いいたします。

○川上 命副委員長        それでは、きょうは長時間、どうも御苦勞さんでございました。  
無事、全議案可決いたしました。ありがとうございました。  
これで閉会をいたします。ありがとうございました。

○登里伸一委員長        どうも長い間、ありがとうございました。

(閉会 午後 6時20分)



委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年12月15日

南あわじ市議会産業厚生常任委員会

委員長 登 里 伸 一

# 産業厚生常任委員会会議録

日 時 平成26年12月15日  
午前10時00分 開会  
午後 6時20分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（8名）

委 員 長	登 里 伸 一
副 委 員 長	川 上 命
委 員	砂 田 杲 洋
委 員	阿 部 計 一
委 員	木 場 徹
委 員	吉 田 良 子
委 員	小 島 一
委 員	印 部 久 信
議 長	廣 内 孝 次

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

局 長	小 坂 利 夫
課 長	垣 光 弘
書 記	小 川 浩 子
書 記	斉 藤 浩 平

### 説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
副 市 長	矢 谷 浩 平
教 育 長	岡 田 昌 史
市 民 生 活 部 長	高 木 勝 啓
健 康 福 祉 部 長	馬 部 総 一 郎

産業振興部長 兼鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長	興津良祐
農業振興部長 兼食の拠点事業推進室長	神田拓治
教育部長	太田孝次
農業振興部次長	森本秀利
教育部次長兼教育総務課長	藤岡崇文
市民生活部市民課長	塔下佳里
市民生活部税務課長兼収税課長	山崎稔弘
市民生活部生活環境課長 兼衛生センター所長	北口力
健康福祉部福祉課長 兼少子対策課長	田村愛子
健康福祉部長寿福祉課長	大谷武司
健康福祉部保険課長	川本眞須美
健康福祉部健康課長	小西正文
産業振興部商工観光課 (マーケティング戦略室)長 兼企業誘致課長	阿部員久
産業振興部水産振興課長	榎本輝夫
農業振興部農林振興課長 兼農業共済課長	宮崎須次
農業振興部農地整備課長 兼地籍調査課長	和田昌治
食の拠点事業推進室課長	喜田憲和
農業委員会事務局長	小谷雅信
教育委員会学校教育課長	廣地由幸 (学校教育指導主事)
教育委員会生涯学習文化振興課長 兼人権教育課長 兼玉青館館長	福原敬二
教育委員会生涯学習文化振興課付課長 (子ども映画祭・青少年育成センター事業担当)	川上洋介
埋蔵文化財調査事務所長	山見嘉啓

紹介議員

議員 蛭子智彦

参考人

兵庫農民連  
淡路農業を守る会 中郷健

## II. 会議に付した事件

1. 付託案件	1 8
① 議案第89号 南あわじ市保育所設置条例及び南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について	1 8
② 議案第90号 南あわじ市保育所保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について	3 4
③ 議案第91号 南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	3 4
④ 議案第92号 南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	3 5
⑤ 議案第93号 南あわじ市保健センター条例の一部を改正する条例制定について	3 9
⑥ 議案第96号 南あわじ市幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について	4 6
⑦ 議案第97号 南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について	6 1
⑧ 議案第98号 南あわじ市図書館条例の一部を改正する条例制定について	6 5
⑨ 議案第74号 平成26年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	7 1
⑩ 議案第75号 平成26年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	7 4
⑪ 議案第76号 平成26年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第1号）	7 5
⑫ 議案第77号 平成26年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）	8 7
⑬ 議案第78号 平成26年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算（第1号）	8 8
⑭ 議案第81号 平成26年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算（第1号）	9 3
⑮ 議案第82号 平成26年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）	9 4
⑯ 議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について（沼島リサイクルセンター）	9 5
⑰ 議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について（休日応急診療所）	1 0 0
⑱ 議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について（国民保養センター「鳴門みさき荘」他2施設）	1 1 0
⑲ 議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物直売施設」）	1 1 7

⑳	議案第103号	公の施設の指定管理者の指定について（あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物飲食施設」）	134
㉀	議案第105号	社会福祉法人に関する事務の委託の廃止について	137
㉁	議案第106号	字の区域の変更について（阿万地区）	140
㉂	議案第107号	字の区域の変更について（福良、阿万地区）	140
㉃	議案第108号	平成26年度農業共済事業に係る農作物共済無事戻金の支払いについて	141
[	議案第109号	平成26年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払いについて	142
α	議案第110号	南あわじ市（仮称）あわじ島まるごと食の拠点施設第1期工事請負変更契約の締結について	143
σ	請願第5号	米価暴落に対する緊急の対策を求める請願書	6
2.	閉会中の所管事務調査の申し出について		149
3.	その他		149

### Ⅲ. 会議録

# 産業厚生常任委員会

平成26年12月15日（月）

（開会 午前10時00分）

（閉会 午後 6時20分）

○登里伸一委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、産業厚生常任委員会を開会いたします。

初めに、私より御挨拶を申し上げます。本日は、産業厚生常任委員会の開催に当たりまして御案内いたしましたところ、定刻にお越しをいただきまして、まことにありがとうございます。

12月に入り、日本列島は寒波に見舞われ、国民の生活に影響があらわれつつあります。昨日は、衆議院議員の総選挙の投票日で、テレビの報道に、また、けさの新聞はその結果一色であります。結果は御承知のとおり、国民の審判が下りまして、政府・与党の圧勝でありました。有権者は、安倍首相が政治を安定させ、実績を上げたことを評価しました。総選挙結果は、安倍首相への信任であり、その政策への期待であります。願わくば、長期のデフレで疲弊した地方を活性化させ、希望を持って暮らせる地方を創生することに大胆な政策を期待するものであります。

本日は、今期定例会で本委員会に付託されました議案の審査が非常に多岐にわたり、数が多いでございますので、委員、職員の御協力を切に申し上げます。

それでは、これで御挨拶といたします。

執行部より、御挨拶をお願いします。

副市長。

○副市長（川野四朗） おはようございます。

まずもお断り申し上げますが、市長が公務のために欠席をさせていただいておりますので、御了承いただきたいと思います。

先ほど、委員長さんのほうからお話がありましたように、きのうは慌しく、師走の選挙ということで、非常に我々としても投票率の結果が気になっておった選挙でもございました。やっぱり寒いせいもあったり等々で、非常に心配のとおりになってしまいました。南あわじ市の投票率、最終の投票率は53.92%、前回の選挙に比較いたしますと、8.35%の減少になりました。ある程度、予測もされておりましたので、管理職を駆り出して街頭の啓発もさせていただいたり、告知放送でも回数をふやすというようなことをやってきたわけですが、結果はこういうふうになりまして、非常に残念に思っております。この内訳を見ておりましたら、期日前投票が20%を超しているわけですし、もうほとんど半分半分ぐらいになってくるというふうなことがございます。期日前投票を今後は力を入れて、場所等も検討した上で、そういうところでの投票を呼びかけるというのも

一つの方策かなというふうなことを思っておるところでございます。何はさておきまして、投票率は、やはり十分な率を確保するというのが、我々にも課されたことでもございますので、今後、努力をしてまいりたいというふうに思います。

先ほどのお話にありましたように、きょうは産業厚生常任委員会の改選後、初めての委員会のようにもでございます。委員の皆さん方には、次期の改選まで、どうかよろしく御指導いただきますようお願いを申し上げます。きょうは、私どものほうから提案をさせていただいておりますのが26件に上りますので、慎重な御審議の上、スムーズな審議であればと思っておりますので、どうかよろしくをお願いを申し上げまして、御挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○登里伸一委員長       ただいまもお話にありましたように、市長は公務のため欠席となっております。

新たに産業厚生常任委員会に加わりました委員の方を御紹介しますので、その場で御起立ください。

砂田杲洋委員、小島一委員、登里伸一、私でございます。よろしくお願ひします。

ただいまから、第59回定例会において、当委員会に付託された議案について審査を行います。なお、本日は傍聴を許可しておりますが、傍聴される方は、傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いいたします。また、本日、ケーブルテレビが番組放送のため、30分程度、委員会審査の撮影に入りますので、よろしくお願ひいたします。

まず、請願1件が当委員会に付託されておりますので、次第の順序を変更し、請願の審査を行うことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

σ 請願第5号 米価暴落に対する緊急の対策を求める請願書

○登里伸一委員長       御異議ございませんので、請願第5号、米価暴落に対する緊急の対策を求める請願書についてを議題といたします。

審査に当たり、会議規則第137条の規定により、紹介議員として蛭子智彦議員、並びに地方自治法第109条第5項の規定により、参考人として、請願書提出者の兵庫農民連淡路農業を守る会の中郷健様に説明のため出席を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長       異議がございませんので、説明を求めることにいたします。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時06分)

(再開 午前10時08分)

○登里伸一委員長 再開いたします。

請願者からの資料配付の申し出がありましたので、これを許可して、配付いたしております。

紹介議員より趣旨説明を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 御異議ございませんので、趣旨説明を求めます。

蛭子智彦議員。

○蛭子智彦議員 それでは、請願書の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

南あわじ市議会 廣内 孝次 議長

2014年11月28日

請願者 兵庫農民連 淡路農業を守る会 中郷 健

紹介議員 蛭子智彦

#### 米価暴落に対する緊急の対策を求める請願書

秋の収穫を終え、今年の米価の引き下げに農家は嘆きと哀しみに沈んでいます。

農協の仮渡し金では30キロ4,400円から4,500円(1等米)となっており、等級の低い米やブランド性の低い物は3,500円から4,000円とかつてのくず米並みの価格にまで落ち込んでいます。農林水産省も事実上、米価対策を何も行わず、市場原理に任せる姿勢を見せています。国は、30キロ当たり8,000円を米の再生産価格としていますが、現状の米価はそれを大きく下回り、今後米作りをやめる農家も激増するのではないかと心配されます。加えて、昨年まで米農家に10アール当たり1万5,000円出されていた直接支払い交付金が安倍政権によって今年度から半額にされました。米農家にとって踏んだり蹴ったりです。

このままでは国がめざすという食糧自給率50%や農家の所得倍増計画なども遠のき、



大規模経営を含めて米作りができなくなり、農村が崩壊するのは必至です。

国民の主食である米の需給と価格の安定に政府は責任を持つべきです。生産者には再生産の保障を、消費者には安定して適正価格で米の供給を保障するための「食管制度」が国にはありました。しかし、1995年にその制度が廃止されて以降、米価は下がり続けています。

米の過剰在庫を放置し、米価は市場で決まるものと言ひ、何の対策も取らないのは許されません。07年産米の大暴落の際に政府は備蓄米34万トンの追加買い入れを行っています。政府は農家の切実な声にこたえるべきです。アメリカでは、政府は主な農産物に価格が暴落した場合に生産費との差額を補填する制度をもうけています。この手厚い保護があるからこそアメリカ農産物に国際競争力が生まれています。

米、水田、地域経済を守るために以下の点での緊急対策を打つよう国に意見書を提出していただくことを強く求めます。

## 記

1、国に対して過剰米対策を求め、これ以上の米価の低下に歯止めをかけるよう強く要望すること。

2、米直接支払い交付金の半額措置を撤回し全額とするよう要望すること。

3、米価の再生産価格を保障するよう対策を行うよう要望すること。

以上であります。よろしく願いいたします。

○登里伸一委員長 趣旨説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

小島委員。

○小島 一委員 請願に対しては、別に反対するものでも何でもないんですが、二、三、ちょっとお聞きをさせていただきます。

まず1点目ですが、農水省、事実上、米価対策を何も行わずというふうな説明の中にあるんですけども、11月14日に農水省から緊急対策が発表されとるんですけども、どういったところが足りないのかということが1点。

それから、四、五点あるんですけども、そのうち、まずこれからお聞きできますか。

○登里伸一委員長 中郷参考人。

○中郷参考人　　私が現在、聞いているところでは、農家に対しての米暴落の効果的な補償がされてないというふうに聞いております。

○登里伸一委員長　　蛭子議員。

○蛭子智彦議員　　ちょっと補足なんですけど、これは農林水産省の出している「米をめぐる状況について」というレポートがございます。これは、平成26年12月に出されておるものなんですけど、これを見ておりますと、こういうふうにかかれてあります。「26年産米の水稻収穫量については、12月5日公表の作柄概況では、前年よりも30万トン減少し、788万トンとなっている。しかしながら、日照不足等の天候不順の影響から、登熟不良等により、例年よりもふるい下米の発生量や青死米等が増加している状況にあり、増加量に相当する17万トンから20万トン分が流通量が予想収穫量よりも減少する可能性があると考えられる。また、需要量についても、過去のトレンドに基づき前年度比べ9万トンの減少を見込んでいるが、26年産米の相対取引価格が前年よりも低下する中で、今後、需要の回復の有無など、その動向を注視する必要がある。」ということで、ここに示されているレポートの趣旨は、結局、収穫量、流通量が予想よりも減ると、そして、需要量も今後はふえるであろうと。

つまり、ものの原理として、市場の原理として、流通量が減り、需要量がふえるということになると、米価は向上していくというようなことに依拠した対策といいますか、考え方にとどまっていると、農水省のほうがですね。そういう印象が強くありますので、買入れ、しかも備蓄米については、今年度の計画では、やはり91万トンを備蓄量として、本来であれば100万トンまでの備蓄が政府としての方針であるんですけども、その備蓄米についての特別措置というのも余り、財政的な縛りがある、そういう中において、備蓄米の買入れ、あるいは現在、過剰在庫と言われている255万トンに対する対策というものについては、事実上されてないというふうに聞いております。

○登里伸一委員長　　小島一委員。

○小島　一委員　　それから2点目ですが、直接交付金ですけども、直接交付金は農家の手取りになっておるんですけども、米自体が高い関税で守られていて、ほかの作物を栽培している農家やほかの産業の人からしたら、米だけ過保護になっているんじゃないかというふうな思いがあるんじゃないかというふうなことについての考えはどうでしょうか。

○登里伸一委員長　　中郷参考人。

○中郷参考人 過保護という言葉はよく耳にします。それで、例えば、稲作に対して、私はかれこれ10年ほど前に、議会報告の広報の市民のページ欄に書かせていただいたことがあるんです。2007年で稲作労働報酬だけで見たら、1時間当たり、2007年で256円。明くる年が159円。そして、ついに2012年には、これがマイナスになったんです。これは、稲作だけで見た場合ですね。

それで、なるほど、南あわじ市で見れば、タマネギ、レタス、白菜、キャベツ、こういった秋冬作物、これで農家が何とか経営を成り立たせているような現状でないでしょうか。まして、同じ兵庫県下でも、稲作単作地帯になれば、過保護どころか、先ほどの請願書にも書いてあるように、もうこの現在の米の暴落のまま行けば、稲作をやめざるを得ない。政府が進めている、いわゆる農地集積して大規模農家を育成すればという、農地をどんどん集めて、なるほど、全国では大規模農家、そういう集落営農を含めしているけれども、このような暴落問題に突き当たると、もう、来年から集めた農地を返したいというところがかかなり出ているんです。ですから、過保護という言葉は、私は当たらないんじゃないかと思います。

以上です。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 それから、3点目ですが、食糧制度のことで触れられておるんですけども、制度を廃止されて以降、米価は下がり続けておると。食糧制度が、元来、逆ざやで、財政的に当然、高く買って安く売るんやから赤字ということで、そのつけは税金、国民の税金から払われておったということなんで、食糧制度がいかのよな、よかつたかのよな書き方なんですけど、これはどういうふうな思いで書かれておるんですかね。

○登里伸一委員長 中郷参考人。

○中郷参考人 食糧管理制度が廃止されたのが、たしか1995年ですか、それで、その当時、米、国鉄、何か3Kが、国の財政を赤字にしているというようなことで言われてましたけれども、その最後の砦であった食糧管理制度を廃止したということは、民間に任せる、しかし、米の生産調整、減反ですね、これはまだずっと続いているわけですね。それさえもやめてしまおうというのが現在の方向性、政府の方向性ですね。

そうすると、やはり日本は、いわゆる国民の主な食糧でしょう、米はね。ですから、それをどのように守っていくのかということでは、農家の高齢化ということもあるし、これからどんどんこのまま行けば、放棄田がふえるしかないんじゃないでしょうか。私の実感です。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 それに、食管法に関連してるんですけど、アメリカの農産物は手厚い保護があるから国際競争力が生まれておるといふふうにかかれておるんですけど、当然、アメリカについては、自然条件に非常に恵まれておって、日本に比べて格段に安いコストで生産ができるということであろうと思います。日本の米を同じような保護で、手厚い保護で守っておれば、他国に対しての競争力ができるかといふふうに考えるというのは、ちょっと無理があるのかなと思うんですけども。食管制度があることによって、かえって競争力がつかなかったのかなといふふうな思いもあるんですけど。ちょっと、さっきの分とダブるかもしれないんですけども、これについてはどんなお考えでしょうか。

○登里伸一委員長 中郷参考人。

○中郷参考人 私は現在、農業をしています。それ以前には、教職についておりました。農業を中心にするようになって、既に17年過ぎました。しかし、今の実情で、私のところは、中山間地なんです。そしたら、あぜが崩れて、このあぜをよう直さない。これが現実なんです。ある学者は、この日本の国土を守っているのは水田であると。水田はダム役割を果たしていると。こういうことを25年来かかっていた学者がおります。そういう考え方が、やっと多くの国民に支持されつつある。

ですから、国民の主食糧の米を守ることイコール国土を守ること、そういった意味で、なるほど、農地、水、環境ということで、現在、国の助成金も出ていますけれども、やっぱり農家を守るという根本的な考え方がなければ、特に兵庫県で農業特区構想で、養父市なんかの例ですけれども、果たして、養父市がうまくいくかどうかということは、全国の注目の的ではないでしょうか。

以上です。

○登里伸一委員長 蛭子議員。

○蛭子智彦議員 ちょっと補足させてもらってよろしいでしょうか。今、ちょっとお手元のほうに手書きの資料をお配りしてもろうてます。小島委員のおっしゃるように、米の値段、政府の下支え、買い支えをすると税金というものが投入されて、競争力がよくなるというような趣旨だったかなといふふうには理解するわけですが、この現状をちょっとごらんいただきたいといふふうには思うんですね。現状です。

この現状というのは、これは、ある農家の方、名前はちょっと伏せさせてもろうてます

が、農地を全部管理をすると。水田を、2反なり3反なりの管理を請け負ってる方からもらった資料です。この資料を見ますと、請け負ってるということで費用を請求するわけなんです、持ち主の方に。そしたら、その生産をするのにどれだけのコストがかかってるかというのが左の欄です。耕うん作業というふうに書いてます。1万円。これは、トラクターを使って田んぼを起こすと。次に、代かきというのをしますね。稲を、米をつくるときにね。それで1万円。耕うんで1万円、代かきで1万円。元肥、化成肥料の手間賃はサービスと、肥をまくのはサービス、ボランティアでやってます。ところが、肥代で5,400円かかります。それから、水稻の苗で1枚当たり800円が20枚要って、1万6,000円かかります。田植えの請負作業で、1反当たり1万2,000円もらってます。それから、田んぼの農薬の消毒代、これは農薬費で3,000円いただいています。それから、追肥で1,500円、それぞれ手間賃はサービスさせてもろうてます。それから、水利費ですね。水代ですね。これに9,000円要りました。それから、米袋、1枚80円掛ける15で1,200円要りました。それから、稲刈りと乾燥、もみすり、1反当たり5万5,000円を費用としていただきます。すると、合計の経費で12万3,100円、生産にかかりました。

右のほうで、これが売り上げです。1反の収入、30キロの袋15袋で450キロ、農協出荷で仮渡金ですが、これは今回、1等米で4,400円、合計6万6,000円です。農家に入ってくるのは6万6,000円です。これに、あとは先ほどの補償というのが入ってくる、少しプラスになるんですけども。

これで行きますと、米を売って6万6,000円、つくるのに12万3,100円かかります。合計、1反の田んぼで15袋つくるのに、農家は赤字5万7,100円要ってます。これが実際のところではないかと。米をつくっている農家の方は、大体このとおりやなということになります。

確かに、市場原理ということでいくと、こういうことになる。今、250万トンぐらいの過剰米があり、かつてはその価格を農協と国とで話し合いをして、再生産価格を保障するというで行ってました。今、農水省は、米の再生産価格60キロ当たり9,000円ぐらいはかかるんじゃないかなと。1万6,000円かかるんじゃないかなと言ってます。つまり、1万6,000円ということは8,000円ですよ。大体、計算が合うのかなというふうに思うんです。

それでトントンということで、そういうことで行くと、米をつくって赤字ということになると、これは、そういう経済に合わないものはなくなっていくしかない。つまり、このままで行くと、米づくりはなくなっていくしかないのかなというような心配があるので、確かに税金を投入するということは大変なことなんですけれども、こうした食糧というのは、国の安全保障にとっても非常に大切なことであると思いますので、そういう部分で、全額とは言わないけれども、過剰米対策に力を入れてもらって、再生産価格を保障できる

ような仕組みというのを国のほうでよく考えていただけないかなということだろうというふうに思っておりますので、その点、御理解いただければと思います。

以上です。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 よくわかる、理解はできるんです。最後になりますけども、請願事項ですけども、当然、価格というのは需給バランスで決まってくるというふうなことで、生産面だけの対策、補助金等の対策では、ちょっとしんどいんかなと。今後は、その消費を伸ばすような対策が必要であろうというふうに思うんですけれども、最後にこの件についてはどんなお考えがありますか。

○登里伸一委員長 中郷参考人。

○中郷参考人 非常に難しい御質問かと思います。農水省の需要予測なんかを見ておいても、非常に厳しい面があるのではないかと思います。昔は、私が子供のときに、一人、お米を一石というふうなことを聞いたことがあるんですけども。今、本当に少なくなって、パン食の大人の人も多いし。

米の需要云々とはちょっと話が離れますけれども、ウルグアイ・ラウンド以来、WTOのことで、1年に77万トン輸入しておりますね。こういった、日本ではまだまだ稲作ができるにもかかわらず、なぜ77万トンも輸入しなければならないのか、これはずっと私が疑問に思い続けたこと、現在も疑問に思っております。そういったことで、この77万トンの輸入をやめれば、それだけ日本のお米を、需要として出てくるわけですね。まず、私はそれを言いたいです。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 今、お聞きしましたあたり、いろいろ考えた上で、それをさらにまたこの請願の趣旨なり、請願事項にやっぱり、追加できるものは追加していったらいいというふうには考えております。

以上で終わります。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 先ほどからお話を伺ってますと、確かに、私も米大好きなんです。そ

ういう中で、米が安過ぎるといのは、もうそのとおり、安いやいうもんでないぐらい安いですわね。ただ、私も小学校2年まで、2年のときに終戦になったんかな。非農家だったんで、当時からかなり銀行、農業といのは政府の保護政策の中で、悠々と続いてきたわけですわね。それで、一般の企業もそうですけど、もう3年、今の時代になったら、3年、旧態依然とした、例えばお米をつくる段階においても、何か付加価値をつけてやるというふうな、そういう。私もそれはまあ、農業がほとんどなんですけども、そういう姿が余り、昔のまま田んぼをやっていくと、それで、いい米とか、どないしたらいい米がでけるとかいうふうな、そういう努力を、私はされてないように思うんですよ。

それで、やっぱりそういうことをやった上で、やるということをやったり、これから考えて。やってもろうと思うけど、私はそない思うんです。やっぱり、企業努力も必要やと。そういうことをやらないと、ただ、安い、安いだけでは、これはなかなか政府に言っても、これはウルグアイ・ラウンドの話も出ましたけど、これはやっぱり国策としてそういう声も、輸入せなんだらぐあいが悪いというふうな事情でやってるんやと思うんで。その点、どうですか。やっぱり、いい米をつくって、やっぱり新潟とかあんなところやったら、かなりの値段でしてますけども。そういう工夫は、努力はされておられますか。

○登里伸一委員長          中郷参考人。

○中郷参考人          今の御質問ですけれども、確かに農家は農家で、いい米をつくる努力をしなければならぬと思ひますし、私自身も、そういう努力をしています。兵庫県下で見ても、やっぱり、特に稲作の単作地帯の但馬なんかで、コウノトリ米というふうなことで頑張っている地域もございます。ただ、南あわじで見た場合に、こういうことが私、言えるんじゃないかなと。例えば、加工用米を、これこれというふうなことで、加工用米をたくさんつくっている人の話を聞いておりますと、こんなことを言うとおかしいけど、米は安くても構わんから、次の秋冬作野菜のためにも、このいわゆる土壌消毒といって、水を張って、害のある細菌を退治してしまうというふうなこと。これはまあ、南あわじ市の場合、ちょっと秋冬作野菜に相当ウエートがかかっているようになっています。

ですから、淡路島全体で見た場合に、この土壌の関係で、おいしい米という、つい、鮎原米とか、花崗岩質の土壌がいいそうですけれども、どないしてもこのおいしい米ということでは、何か南あわじというか、土壌が。和泉層群の土壌は、これはタマネギには非常にいいらしいんですけど、米にはやっぱり、いわゆる津名郡のほうの花崗岩質と比較して太刀打ちできにくいというふうな話も聞くんですけどね。農家それぞれ個別に考えてみましたら、やっぱりおいしい米をつくりたいという気持ちで一生懸命やってるんじゃないでしょうか。

○登里伸一委員長 蛭子議員。

○蛭子智彦議員 私も、農家の一人でおるんですが、日本の米は、世界のどこに出しても恥ずかしくない高い品質を持っているように思います。それに加えて最近では、ふるい下というふうな今、言葉があったんですけども、非常に、基準では網目1点何ミリという網目で落とすんですが、このごろでは、1.85とか1.90とか、こういう非常に品質のくず米をたくさん出して、よい米を選別するというような努力も随分されているんですね。あとは、やっぱり品種改良もすごくされておって、コシヒカリなどはそのトップブランドなんですけれども、キヌヒカリとかヒノヒカリ、あるいはあきたこまち、それぞれの地域の特性に応じて、非常にいい、高いレベルの米が出ている。だから、中国の富裕層なんかは、日本の米を食べたがっているというふうに聞きます。

ただ、そういうところまで行くには、やはり海外に輸出して需要量をとって、お金の回収まで、こういうのを1農家に負担をかけるというのはなかなか難しいところもあって、やはりそういう対策というんですか、ジャパンブランドというのか、そういうものを、先ほど小島委員もおっしゃったんですけども、やはり需要拡大、それは個人の農家だけではなくて、国策としてもっとやっていただくということで、十分、勝負、海外に市場開拓できる部分もあるのかなと思います。ただ、そういうことも含めて、価格対策ということに取り組んでいただければというのが一つの趣旨ではないのかなというふうに思っているわけなんです。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私も非農家で詳しいことはわかりませんが、私は吹上なんですけどね、あそこは砂地で、やっぱりタマネギは物すごくいいのができるんですけども、お米については、やはり地元でそんなこと言ったら怒られるんですけど、米としては余り、平均的なものなんですけども。1回、子供がインターネットで新潟県のほうの、だまされたと思って、生産者の名前も言って、それで60キロ買ったことがあるんです。これはもう、やっぱり全然、お米の味が違うというか。

ですから、そういう土質とかいろいろな面があるし、努力せえいってもなかなか難しいと思いますけども、やっぱり企業努力するということを念頭に行かなんだら、政府は、それはもう、今みたいなことはないですけど、今は銀行もつぶれるような時代になっていますから、それは、農家がつぶれるような政策はとらないと私も確信していますけども、そういうふうには思っていますけども、やっぱりそういう個人個人が、ちょっとでもええ米をつくってということをや、やっぱり浸透するように努力してほしいなど。これはもう、答弁結構です。



○登里伸一委員長       ほかにございませんか。  
印部委員。

○印部久信委員       私はこの請願はそれでええと思いますが、この請願の中で、いつも思うんですが、価格安定制度の導入ということは余り出てないんですが、そういうことは考えてないんですか。そういうことは請願として訴えるということはないんですか。

○登里伸一委員長       中郷参考人。

○中郷参考人       請願の3番目に、米価の再生産価格を保障するよう対策を行うよう要望することという、ここに含まれているんじゃないでしょうかね。考え方として。

○登里伸一委員長       印部委員。

○印部久信委員       具体的に、今の農業の生産物を見たって、ほとんどが全部、価格安定制度というのが、いわゆる自分の生産者も掛金を出してやるという制度が、大体定着していますわね。例えば、タマネギにも価格安定制度がある、レタス、白菜もある。主要野菜は全部ある。子牛の市場でのせり市に対しても、これは皆、全国で掛金をして、平均価格を下回った場合はその差額を補填するというような制度があるわけですね。

今これ、日本では800万トン近い生産がされておって、大体、水田の半分、百五、六十万ヘクタールが米作、米をつくっとるわけですね。今までが1反当たり1万5,000円、金額にして2,400から2,500億円ほどの直接支払金が出とったわけですから。ですから、これはやっぱり掛金制度をつくって、価格安定制度というのをつくっていく必要があると思うんですね。

今、水稻の場合は、今の農業共済で、災害に対する補償は、生産者も掛金し、国も掛金ししながら、災害に対しての補填はしとるんです。ですから、あと残っておるのは、価格に対する補填。それをやっぱり、国まで言わんと、生産者も掛金をして、価格安定制度というものをつくっていく必要がなかったら、これ、根本的に改善せんと思うんです。

さっきも言いましたように、ガット・ウルグアイ・ラウンドで、ミニマムアクセスで77万トン輸入しとるんでしょう。やっぱり、それに対してはもう価格がそれだけ下がるのをわかっておるのやから、国も責任ある。その補填というのは、農家も掛金をしながら埋めていくというような考えをせんと、いつまでたってもこれ、何とかせえばかりになってしもうて、なかなか具体的な答えが出てこないのではないのかなというふうに思います。この請願そのものについては、それはもう異存はありませんけれども、内容をもう少ししま

た考えてやったらいいんじゃないかと思います。

○登里伸一委員長       ほかにございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員       先ほど、この南あわじで実際に水稻、お米をつくるのに幾ら要るかという試算が出てましたけども、これで具体的によくわかる話ですけど、やはり先ほど言われたように、農家の人は自分がつくった野菜なりお米なりに、自分で値段がつけられないというような話をよく聞きます。そういう意味から言えば、やはり自分がつくったお米が幾らで出せば、次の生産に生かしていけるかということが言われていると思うんですけども、そこで今、請願にあった3番目の、再生産価格を保障するということがやはり基本だというふうに思ってますので、やはり請願に対しては賛成ということで、特にお答えはいただかなくてもいいということです。

○登里伸一委員長       よろしいですか。

ほかにございませんか。

ないようでございますので、質疑がございませんので、質疑を終結します。

暫時休憩します。

紹介議員並びに参考人は御退席をお願いいたします。

(休憩 午前10時45分)

(再開 午前10時47分)

○登里伸一委員長       再開します。

これより、委員間討議を行います。何か御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長       ございませんので、これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長       異議がございませんので、これより採決を行います。

請願第5号、米価暴落に対する緊急の対策を求める請願書について、採択すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、請願第5号は採択すべきものと決定しました。

採択すべきものと決定した請願第5号について、当委員会で意見書提出の発委を行うことについては御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 御異議がございませんので、発委を行うことといたします。

意見書案及び提出先については、後刻検討いたします。

次に、議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りいたします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略をいたします。

① 議案第89号 南あわじ市保育所設置条例及び南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について

○登里伸一委員長 それでは、議案第89号、南あわじ市保育所設置条例及び南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 第1条で、「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改めるというふうに書かれております。これまでは、南あわじ市は保育に欠けるかどうかというのをいわゆる民生委員さんなんかに証明していただくというような形をとっておりましたけれど

も、今後、保育を必要とするというのはすごく、休業中であっても、就活をしている女性にも今後適用するということになれば、もう今後、民生委員さんのそういう書類の添付は必要ないように思うんですけど、その点はいかがなんでしょうか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 入所手続の関係になりますが、これまで、民生委員さんの、就労以外の部分については、証明をいただいております。今後も、この民生委員さんの証明については必要ということで、この27年度からの募集に際してもお願いはさせていただいております。

必要か否かということではございますけれども、この入所に関しましては、認定事務というのが発生しまして、標準時間・短時間認定の中で判断する上で必要になるものでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この入所案内書を見ますと、保育の実施を必要とする場合というのは10項目に分かれております。それで、すごく範囲が広がったということですから、そういうこれまで必要だった民生委員の証明というのは、この範囲から見れば、かなり拡大ができていますので、それは私は必要ないと思うんですけども、やはりそれは必要だという認識なんでしょうか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 同じ回答になってしまいますが、認定を判定する上で必要ということでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、学童保育の関係ですけども、指導員を支援員に改めるということで、最低2人以上というふうになってますけれども、この指導員については、支援員に改めるんですけども、資格の問題はどうなんでしょうか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 今現在、指導員という形で通称、呼んでおります名称が、新年度、来年度からは支援員というふうになります。しかし、この支援員については、教員でありますとか、保育士免許等を有する者というのには変わりございませんが、プラス、県が行う認定研修、こういう約24時間程度の研修になりますが、この研修を必ず受講していただくというふうなことが義務づけされております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言われた県の勉強会をしてというふうなことは、今、前段言われた教員とか保育士とかいうことの関係なしにということで理解してよろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 現在、南あわじ市においても有資格者を配置しております。しかし、新制度においては、例えば、1クラブに対して2名以上の配置につきましては、1名は有資格者、今、御説明させていただいた支援員、もう1人につきましては、補助員ということで、あえて資格がなくてもいいというふうな形で緩和をされております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしたら、現状は全員が保育士なり教員の資格を持っている人ですけども、今後、これが通れば、いわゆる補助員として、県の研修を受けた人ができるというふうに、広がるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 今申し上げました補助員というのは、この現在の指導員の支援員研修とはまた別にございまして、これは、補助員は、例えば専業主婦でも、研修を受講できるような形で、これは別途、県または市が実施する研修を受講するというような形でございます。これは義務ではなく、そういうのが望ましいという形での研修でございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

- 吉田良子委員           そしたら、支援員と補助員とという形になるわけですね。全員、今後。
- 登里伸一委員長           福祉課長兼少子対策課長。
- 福祉課長兼少子対策課長（田村愛子）           この研修につきましては、指導員の確保というところで実施をされるわけなんです、南あわじ市におきましても、今現在、有識者の方々を常勤として配置をしております。この姿勢につきましては、今後も引き続きやっていきたいとは思いますが、また、開設クラブがふえたり、また、人数等が増加したときには、そういう補助員の配置も必要になってこようかと思えます。
- 登里伸一委員長           吉田委員。
- 吉田良子委員           ちょっと確認ですけども、支援員と、人数がふえたら補助員も確保して運営していくということになるわけですね。
- 登里伸一委員長           福祉課長兼少子対策課長。
- 福祉課長兼少子対策課長（田村愛子）           現在も、例えば長期休暇中でありまして、ヘルプという形で、常勤の休暇におきましては、そういう今、補助員に当たるような方々の配置もさせていただいておりますので、現状は、今の形を踏襲しながら、5年間の経過措置がありますので、この期間の間に資格なり研修を受講していただくというふうな形をとっていきたいと思えます。
- 登里伸一委員長           木場委員。
- 木場 徹委員           今回、3年生から6年生までの対象がふえるわけですが、これによって先ほど言われた支援員とか、まず、どのぐらいの定数になるか把握されておりますか。
- 登里伸一委員長           福祉課長兼少子対策課長。
- 福祉課長兼少子対策課長（田村愛子）           学年が3年生から6年生まで拡大されたとはいっても、人数に対する指導員の配置という形になりますので、10名程度に1名というような形で配置を予定しております。
- 登里伸一委員長           木場委員。

○木場 徹委員 今あるところは、それに対応できるんですが、辰美小学校を初め、一般質問でもお聞きしたんですけども、比較的小規模校、特に旧西淡のほうで、松帆以外には設置されていないんですけども、これを今後、新年度に向けてどういう準備をされておりますか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 今現在、未開設校区となっておりますところにつきましては、今後、施設等と場所の確保もしながら、体制整備を進めながらできた、体制が整ったところから開設のほうを進めていければと思っております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 もうそうしたら、その対象者の人数とか、そういう学童の対象者の人数というふうなことは、もう既に把握、各小学校区ごとにどのくらいおると、そして、6年生になると社会スポーツクラブというようなものもあるんですが、その辺、どれくらいになるというのは既にもう把握されとるんですか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 結論から申しますと、既に把握はまだ行っておりませんが、以前にも、保護者の任意でいただきましたアンケート調査におきましても、利用希望はあるものの、現実、実際利用される場合の人数というのが、なかなか見えないところがございます。今後、アンケートの仕方にもよりますが、実際、利用する、しないというふうな現実化した調査は、今後年度内にできたら一番理想なんですが、時期も含めて検討していきます。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今、課長の話聞いておると、年度内にまだ需要の調査をすると。それから、新年度以降に徐々に予算とか場所の問題もあるし、それのできたところから考えていくような、のんびりした、本当に、我々が聞いたら、何かもうどうでもええように聞こえるんですけども。切実なところもあるので、早くやっていただきたいと、設置していただきたいというのが我々のところに聞こえてきとるんですけども。今の話ですと、辰美

小学校では、そういう調査をしていると聞いておるんですが、まず、辰美小学校で設置、新年度、予定はされておるんですか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 新年度で設置されて、予定してるというふうな答えは、今はなかなか難しいところですが、前回も視察、また、それ以降も学校施設のほうを見せていただきまして、何らかの形での利用体制を今、探っているところでございます。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 まあこれ、施設ということになれば、今の現状を見ますと、辰美小学校の場合、空き教室がないということで、プレハブとかそういうものを設置せんと難しいと思うんですけども、既に複列小学校ではそういうやり方をしておりますし、予算さえつければ可能では、すぐに新年度でも予算がつけば可能やと思うんだけど、その辺は、考えはどうですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 一般質問のときにもお答えをさせていただきましたが、学童保育と、それと教育委員会のほうで行ってます放課後子ども教室というのがございます。これは、辰美小学校区でも、これは週に1回ですが、現在行っております。教育委員会のほうで、その放課後子ども教室の関係でアンケートもとってるというのは聞いております。詳しい内容はちょっとわかりませんが、すぐに学童保育でもって辰美小学校の中に空き教室がないから建物を建ててとということまでストレートに考えているわけではなくて、その放課後子ども教室も含めた中で、何かいい方法はないかなということ、両面あわせて考えさせていただきたいというふうに思っております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、学童保育の放課後子ども教室、それは教育委員会、それで、学童保育のほうは一般の行政、健康福祉部でということで、これも何か幼稚園と保育所の関係とよく似た話なんですけども、一体、その辺は教育委員会とは連携してそういう協議会というか、横の連絡とかそういう会議、子育て会議とか、そういうのは頻りにや



っとるんですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 子育て会議というような形でやってるのではないですが、担当部署では相互に意見交換したり、今後のことについて協議は、現在もしております。先ほども申し上げましたが、放課後子ども教室の関係でアンケート調査もしております。それから、学童保育の関係でも、またアンケート調査というか、そういった調査はまたさせていただきたいと思います。それで、その調査結果をもとに、どういった形が一番ふさわしいのかというのを、また考えていきたいというふうに思っております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 また部長、また後戻りのような話に聞こえてくるんですけど。もう既にそういう把握をされてて、新年度に、もうこの年度内にどっちの方向でやるかというようなことを決めて、新年度に予算措置をすると、そういう格好にはならないのですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） これはもう同じ話になりますが、アンケート調査等をさせていただいて、その上で、その中身を見た上で、どういうやり方が一番いいのかというのを考えたいというふうに思っております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 こっちも一緒の話になるんですけど、既にそういうニーズというか、把握されとるというふうに聞いておったんですけども。実際はまだされてないという話ですね、今からということですね。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 学童保育のほうから辰美小学校区に対してのアンケート調査は、まだ行っておりません。ただ、放課後子ども教室のほうでは、学童保育の部分もある程度含めたような形でのアンケート調査をしていただいているというふうに聞いております。その結果と、それからこちらの健康福祉部のほうのサイドでの質問の仕方とか

またいろいろありますので、その辺のこともまたさせていただいた上で、どういう形がふさわしいのかということを考えたいというふうに思っております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 何回も言うて悪いんですけど、もうちょっとスピード感を持ってやってほしいんです。そうでないと、何か後戻りの話ばかりで、それと、これは教育委員会、これは健康福祉部ということで、何かもうひとつ、一般の保護者の方から言うと、どこまで真剣に考えていただいているのかよくわからんというような結果になると思います。ですから、このアンケート調査でも、早い話、両方の部で話をして、年内にもできると思うんです。それで、対象者、例えば辰美小学校やったら70人とか100人ぐらいやと思うんですけど、簡単にできると思うんですけど。そういうスピード感を持って対応していただくような格好にはならないのですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） できるだけ早いうちにしたいとは思っていますが、ただ、御理解いただきたいのは、今まででもアンケート調査等をして、利用の希望はたくさんあっても、実際に具体的になってくると、本当に来られる方というのは人数が物すごく変わってくるという実態があります。誰でも行けるのかというと、保護者等が、要は放課後に家にいない人を対象にしているわけですので、利用希望というのをとれば、たくさんの方が出てきても、実際に対象にならない方もおりますし、今現在、5,000円とか月にいただいておりますが、そういうのを有料でも来られますかということ、そういうのやったらまあええわというような、そういうのもありますし。

ですから、特に空き教室があって、ぽっと入れるのであればスピーディーにできるかもわかりませんが、新しく、例えば建物を建てるようになりますと、それは5人が来るというので建物を建てるのかとか、10人、20人、それは、それによって建物の大きさも当然変わってきますし、毎年変化もしていくわけですので、その辺も含めて検討する必要がありますので、その辺については御理解をいただきたいというふうに思います。

○登里伸一委員長 審査の途中ですが、暫時休憩します。

再開は11時20分といたします。

(休憩 午前11時10分)

(再開 午前11時20分)

○登里伸一委員長 再開します。

議案第89号に対しまして、質疑を続行いたします。

川上副委員長。

○川上 命副委員長 先ほど、同僚委員とのやりとりを聞いておったんですけど、これ私、いつも学童保育にはまだ初めて発言するんですけど、これ当初、同僚委員が言ったときに、西淡区域、松帆しかないということで、学童保育ということで陳情という意見を述べましたが、そのときに、辰美校区、この間の委員会の視察でも校長先生から言われたんですが、空き教室がないということで断ったと、できないということ。

今の答弁聞きよっても、空き教室ということは、こしらえたらいいんでしょう、はっきり言えば。こしらえな、できないんでしょう、根本的に、学童保育するには。それは、何でアンケートとかそういうことを言う、アンケートはそのときとったって、アンケートをとった時代の何が、次々と年度で変わっていくわな。卒業していくわな、保護者の方も。そういったことを理屈に、いつまでたっても堂々めぐり、これ、やる気あるんですか、ないんですか。はっきり言ってください。やる気があるんやったら、はっきりやりますと。ほんなら、空き教室がないから増築しますとかなんとか言うてください。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） これはもう繰り返しになりますが、まずはやはり、アンケートの中身も考えらなあかんですが、それをとらせていただいて、それでもって学童保育、または放課後子ども教室、どちらが適切かということを判断させていただいて、それでもって進めさせていただきたいというふうに思います。

○登里伸一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 ほんま、堂々めぐりになるのやけんど。アンケートというのは確かに必要やけど、今の教育委員会の、保育園のときもそう。アンケートとって、もう2年も3年もなるんや、これ、アンケートをとって。2年、3年たったら、子供は卒業してしまうわな。学童保育も一緒。言いよる人は皆、もうかわっていくわな。これも2年、3年かかりよるんや、アンケートとってから結論出るまで。これを堂々めぐりというのよ、これをの。アンケート、アンケートとごまかしてしまひよる。やる気がないんでしょう。どうですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） やる気がないということではなしに、アンケート等の調査については、できるだけ早いうちにさせていただきたいと思います。

○登里伸一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 これはもう、負けるわ。ということは、アンケートをとって集計して、結論出して、それから予算づけしてということは、これはもうやっぱり、1年、2年かかってしまうわな。予算づけしたって、やっぱり審議もせんなんは、ある程度規模的なことも。アンケートをとった、そのときの時代のアンケートをとっても、時代が変わればまた変わってくるわな。やっぱり辰美校区の規模という、仮に辰美校区としたら、辰美校区の規模というもの、あらかじめ読めるわな、児童数が何人か、長期的に。

そしたらやっぱり、それを希望者が来れるような、条件に当てはまったら希望者が来れるような、やっぱり枠というものは十分ととかならんわな。初めからきちきちの最小限度をとるといふわけにはいかんわな。そういったことを予期した中でやるのやったら、できるやないですか。どうですか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 今、放課後子ども教室と学童保育の形で、どうしても国のほうでも所管が異なるというところで、少し連携もしながらやっているところなんですけど、県下におきまして、放課後プランという形で、子供の居場所を総合的に確保しようというふうな動きの中で、今後、学童保育が必ずしも子供の居場所ではないかとは思いますが。放課後子ども教室も、いろんな遊びの場所でありますとか、いろんな体験教室もやっている中で、そういう機会も今後、そういう日数的なものも調整しながら、居場所の確保を図っていこうというところで取り組んでいきたいなと思っているところでございます。

○登里伸一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 何ぼ言っても一緒やさかい言うときますけど、私もこれ、3年まだあるわけやな、これ。これからこの委員会におって、言い続けますよ。その3年のうちにでも実現してくださいよ、確かに。それを言って、もう質問終わりますわ。何ぼ言って

も一緒や。

○登里伸一委員長           ほかに質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員           今、辰美校区の放課後子ども教室とどうするかという話ですけど、これ、このハンドブックを見ますと、辰美教室は毎週火曜日15時から18時、津井幼稚園で実施しております。今、言われてるのは、学童保育はいわゆる毎日して、夏休み、冬休みしてますけど、放課後子ども教室はかなり預ける状況というのが違うわけで、親が望んでるのは学童保育であるので、そういう放課後子ども教室との違いというのは、どれだけ認識されてるのかというのが、先ほどからの答弁では、ちょっとよくわからないんですけども。放課後子ども教室というのは、なかなか週1回、時間も限られてる、こういうことで、神戸の事件があったりして、保護者はやはり学童保育を求める声さらに広がってると思うんですけど、そこら辺の認識というのがすごく把握できてないんじゃないんでしょうか。

○登里伸一委員長           健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎）           放課後子ども教室は、現在は1週間に1回と、時間はその場所によって多少違って来ますが、ただ、必ずしも1週間に1回でないとダメやというようなことにはなっていないそうです。そういったこともありますので、同じ放課後、要は子供が家に帰っても誰もいないからというので、そういうところに行くというのは、基本的には考え方は同じやと思うんですよね。

その中で、要は、繰り返しになりますが、アンケートでとれば、毎日預けなくてもいいという人もいっぱいいるわけですよね。そういう人もいますので、実際に毎日預けないといけないというような方がどれだけあるのかということもありますし、その辺を十分把握した上で、両面で考えられないかということ、こちらとしては考えているわけです。

○登里伸一委員長           吉田委員。

○吉田良子委員           それと、この3年生から6年生に改めるというのは、こういう条例が通れば、一般の保護者の人はもう新年度からというふうな認識になると思うんですけど、これ、実施時期というのはいつからなんですか。

○登里伸一委員長           福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 設備及び運営の基準ということで、一応、対象者も就学児童というふうな形で拡大をさせていただいております。新しく新制度が始まるにおいては、学童の入所につきましては、やはり制限はできませんので、1年生から6年生を対象に募集はかける予定ではございますが、やはり定員等緩和、また、書類の就労状況等の審査におきまして、やはり低学年を優先とさせていただくものです。

今回の国の基準につきましても、全てのクラブにおいて6年生までを義務づけるものではございませんので、その辺は経過措置を見ながら、経過措置の期間においては、順次、対応をしていきたいと思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 具体的に、実施時期をいつからするかというのを伺っているんですけど。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 平成27年度からでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、新年度から実施するという事になれば、先ほどの答弁では、これからアンケートをとって年度内というような話でありましたけれども、そういう事になれば、新年度から実施というのはなかなか厳しい話で、実際、希望者が何人おって、先ほど言いよった支援員なり補助員の確保ということになれば、もう今年度、12月ぐらい、最低1月までぐらいにはもう人数を確保しとかんと、人の募集とか、なかなか間に合わないんじゃないんですか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 募集につきましては、既に開設校区につきましては、1月から募集を受け付けするような形で予定はしております。未開設校区についての募集については、今、お話しさせていただきました経緯のもとに、また検討を進めるということでございます。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 先ほどから議論、もう何かそういう学童保育のアンケートについて議論がかわされているわけですが、そういうアンケートをとる、今、社会体育との位置関係をよく理解されてそういうことを言われてるんですか。もともと、小学校低学年、小学生時代、学校の先生が忙しいからそういうことができないということで試合放棄をされて、今お世話をしている社会体育なり組織が高学年までできているわけやな。そやから、変なアクションを起こされると、社会体育、今まで一生懸命やってきた自体が、その組織自体にも、例えばそれを勧誘するのに先生が入るとか、これは、今のやっている組織でも、先生がやってくれたらもう一番ええねん。けど、それがでけへんから我々にやれや言うて、やったんが、昭和40年後半から50年前半にかけての動きであったわけやな。

ですから、アンケートをとるのはええけども、そういう、子供に、親にプレッシャーをかける、先生にさせるということは、これはとんでもないことやと思うんで、その辺をよう調査してやってもらわなったら、ぐあいが悪いです。あくまでも任意であって、今も学童保育あるけども、社会体育のときはそんな問題、何もありませんけどね。ほんなら、何か親を口説いて行かすとか、先生を上からプレッシャーかける、放っておいたらそんな形になりかねんと思うんよな。そういうことも十分配慮してほしいと思います。その点、どう思いますか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 今、子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うアンケート調査というのを去年、やらせていただいたわけなんですけど、その結果の中で、小学生を対象にした調査の結果の中で、まず、放課後を過ごさせたい場所として、保護者が選択してくださってるんですけども、まず、スポーツクラブ、塾などの習い事、高学年はこれが一番多かったです。その次は自宅、あとまた、祖父母とか友人・知人宅というふうな形で、複数回答なのでパーセントはちょっと計算上はあれなんですけれども、学童保育というのは、高学年はかなり少なかったです。ですから、選択制ということで、この辺も加味しながら、結果は出てくるのかなとは思っております。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今の阿万のほうなんか、野球なんか、160の子供、全校生、その中でもう10人、ことし1年ぐらいは行けるのかな。あとはもう40人がサッカー、それで、それも賀集と合併しまして、これはかなりな人数になってると。なぜかという、サッカ

一の場合は低学年でもそういう大会があるわけですね。すると、40人余りおっても、なかなか1チームでけんというので、賀集と一緒にやっています。そのようなことで、これはなかなか、今言いよった学童保育の教室の問題にしても、そういう中で、私、考えたら、なかなかそれは、そういう建物を建てて、果たしてそんな、こういう役に立つというか、現実的にそんな子供、アンケートとって集まらへんと私は思うのやけん。どうですか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） アンケートのお話なんですが、今、現状の報告もさせていただきますと、やはり小1の壁ということで、学童保育の利用者は小学校1年生が本当に過半数でございます。2年、3年になるごとに子供たちも自立しまして、自分なりに子供の居場所というのを見つけられております。ですから、アンケート結果も、アンケートといたしますけれども、とり方によって、また視点によって答えも変わってきますので、本来、学童の実際の利用希望というのは、十分な説明を行った上での調査は必要かと思えます。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 教育委員会とも、この放課後の子ども教室では関連あると思うんですが、教育委員会としてはどうですか。そういうアンケート、先生にそういうタッチをささんように、ここではっきり言うといってください。先生がタッチしたんやったら、これはもう、また大きな問題になってくると思うんです。もともと試合放棄しといて、それをまたいちゃもんつけるようなことをするんだったら、これはなかなか、今まで一生懸命やってきた人たちに申しわけないと思う。その点、どうですか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 放課後子ども教室につきましては、私どもの指導者を別に現地のほうに派遣しておりますので、先生方には全くそういうことはございません。

○登里伸一委員長 ほかにございませんか。  
吉田委員。



○吉田良子委員　　これは、条例が二つ、一つにまとめて提案されているわけですが、やはりそれぞれの条例はそれぞれごとに議案として提案すべきでなかったかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○登里伸一委員長　　福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子）　　この提案の仕方につきましては、法制事務の技術的なものと存じます。改正に至る根拠法令が一つ同じであるということで、一括上程とさせていただきます。これは法制上、こういうふうな形での上程ということになりますので、御理解いただきたいと思えます。

○登里伸一委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　子ども・子育て支援法の関係等でこういうふうに一括上程だというふうな説明だったんですけども、やはり保育所の関係と放課後児童健全育成事業というのは全然別な話でありますので、やはり本来は、基本的にはやはり別々に議案として提案すべきだったというふうに思いますが、今後、こういうふうなことも検討される余地はあるんですか。

○登里伸一委員長　　福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子）　　今回、別の法案が一括上程という形で、その前の86条もそうかと思えます。それと、今回、根拠法令となっております、長いので省略させていただきますが、いろいろな関係法律の整備に関する法律という、これが関係しているわけなんですけど、これにつきましても、約50の種類の法律が一括で改正をされているということでございます。

○登里伸一委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　今後の課題として、これは残る話ではないかということの質問なんですけれども。こういうふうに一括上程するということについての考え方なんですけども。

○登里伸一委員長　　福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子）　　これは、別々に議案提案をしたところ、法制

事務の関係で、こういうふうになったということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、今後の課題としてどうかという質問をしてるんですけど。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） それが望ましいのであればそうすべきかもわかりませんが、今度また、法制事務の関係との相談はかけながら検討していきたいと思っています。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ないようでございますので、これで質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第89号、南あわじ市保育所設置条例及び南あわじ市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第90号 南あわじ市保育所保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について

○登里伸一委員長 次に、議案第90号、南あわじ市保育所保育の実施に関する条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明は既に終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第90号、南あわじ市保育所保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

③ 議案第91号 南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

○登里伸一委員長 次に、議案第91号、南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 登里伸一委員長　質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 登里伸一委員長　これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 登里伸一委員長　異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第91号、南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

- 登里伸一委員長　挙手多数であります。  
よって、議案第91号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

④ 議案第92号 南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

- 登里伸一委員長　次に、議案第92号、南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

小島一委員。

- 小島 一委員　これ、本会議上程の際の質疑の中で、39万円の支給から40万4,000円になったということで、その1万4,000円分が産科医療保険の掛金を含むというふうな説明だったと思うんですけども。この保険については、これは強制的に全員が100%入らないかんものか、入っとるものか、その辺、任意でそれぞれ支給された中か

ら妊婦さんが払っているものか、そこら辺、どないでしょうか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） この産科医療補償制度は、出産の際に脳性麻痺とかの重度な障害になったときにそれを補償する制度でございまして、これに加入する、しないは病院の自由となっております。病院で選べることになっております。また、その掛金につきましては、今は、現在3万円でございます、それは、各保険者から支払われます出産育児一時金に含まれて支給をしております。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 病院によって対応しておると、それに入るのは個人の意志で入っておるといふことですか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） その出産する病院が、その制度に加入している病院であれば、そこで出産される方は、その制度を利用するということでございます。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 そしたら、病院によって入っていない病院もあるんですか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 淡路島の病院ではございませんが、全国では加入していない病院もございます。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 そしたら、それを含んで支給しても、そこへ払わん人も、島外で出産する人は、これは対象になるんですか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） その制度に加入していない医院で出産した場合には、その掛金である3万円は支給はございません。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。  
吉田委員。

○吉田良子委員 今言われた、この医療制度を使った形の南あわじ市のケースというの  
はあったんでしょうか、これまで。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） この制度を利用しているかどうかというのは、市の保険者  
としてはわかりません。ですが、全国的にもまだ件数も、兵庫県ではそう多くございませ  
んで、はっきりわかりませんが、ないのかなと思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これは、この医療制度でこういうふうに3万円積み立てるとというのが  
すぐお金がたまってるというか、予想以上に利用者が少なかった、それはそれでよかつ  
たんですけども、それでお金を減して、出産のほうに充てるという、今回、振りかえだ  
というふうに思うんですけども、本会議で部長は、この42万円で現在、出産費用とい  
うのが賄えるかどうかという質疑の中で、出産費用が今、高額になってきているとい  
うような答弁がありましたけれども、実際、そういうケースを感じたから、そういう答弁にな  
ったというふうに思うんですけど、現在、出産費用というのは平均幾らぐらい要るとい  
うふうに認識されてるんでしょうか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 出産費用につきましては、保険外診療になりますので、出  
産される病院であったり、診療所であったり、大きな差が出てまいります。少し以前の資  
料でございますが、平成24年度で正常分娩で、直接支払い制度という制度があるんです  
が、それを使って請求された方の平均として、全国平均で48万6,734円ございま  
す。兵庫県では、49万3,542円となっております。南あわじ市で、平成25年の国  
保加入者の方で、その普通の正常分娩で直接支払い制度を利用された方が24件あるんで

すけども、平均して約46万円でございました。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 私のちょっと知り合いの人も、差額を四、五万払ったというふうな話を聞いてます。ですから今、課長が言われたように、それだけ実際、42万円ではなかなか賄え切れないというのが実態ですので、今回はこれでいいとしても、今後、やはりこれを引き上げていくというふうなことも必要ではないかと思うんですけど、そこら辺の見解はいかがでしょうか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） この出産育児一時金と申しますのは、社会保険の場合は健康保険法で金額が定められており、市町村国保の場合は、このように条例で定めていくわけですが、健康保険の種類によっては、それにプラスして付加金とか、いろんな形で支給はされているとは思いますが。ただ、市国保の場合は、それに対する、今度は補助金とかがございませんので、多く付加金として支給すれば、それを全額、税に求めることになりますので、なかなか難しいことかとは思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 やはり、今、少子化の話はいろんなところで出てるんですけど、その入り口である子供を産むときのお金の費用というのは、やはり大きな負担になってきますので、やはりこういう制度として抜本的に見直すというところの姿勢に、ぜひ立っていただきたいと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） ただいま申し上げましたとおり、健康保険法が改正になることに伴って、今回も、市の条例も改正しているわけですので、その面で、また金額が上がってくれば、それに伴って市の国保からの出産育児一時金も上がっていくということと理解しております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員　　今回はこれですけど、実際、やはりお金の負担なしに出産できるというところで、これは法律ですから、国に対してとか、いろんな機会にまた意見を市として持っていただきたいというふうに要望して、終わります。

○登里伸一委員長　　ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　　ないようでございます。質疑がございませんで、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　　これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　　異議がございませんで、これより採決を行います。

議案第92号、南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長　　挙手多数であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑤ 議案第93号 南あわじ市保健センター条例の一部を改正する条例制定について

○登里伸一委員長　　次に、議案第93号、南あわじ市保健センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

吉田委員。



○吉田良子委員       今回、このセンター条例で三原と西淡の保健センターが廃止されるということになりますけれども、今、西淡、三原保健センターで行っている事業というのは1カ月健診なり7カ月健診とかがあると思うんですけれども、実態をお伺いいたします。

○登里伸一委員長       健康課長。

○健康課長（小西正文）       保健センター事業につきましては、平成19年に緑保健センターに職員が集約されまして、そこでほとんど母子保健事業等は実施しております。

○登里伸一委員長       これまでの実績を質問しておりましたが、いかがでしょうか。  
健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎）       西淡の保健センターでは、たくさんありますので一部申し上げますが、健康相談が10回、それから町ぐるみ健診6回、それから、直接、保健の事業ではございませんが、いずみ会がその中で24回実施されたりとかしております。それから、三原の保健センターについても同じようなものですが、町ぐるみ健診が6回、それから健康相談が10回、あと、いずみ会の関係が17回といったところでございます。

○登里伸一委員長       吉田委員。

○吉田良子委員       これは、強制ではないんですけど、1カ月健診なり、子供の、そういうのもそれぞれの保健センターでしてるというふうに聞いているんですけど。それは実績として上がってきてないんですか。

○登里伸一委員長       健康課長。

○健康課長（小西正文）       今、部長のほうから答弁させていただきましたが、ほとんどは緑の保健センターでやっているわけなんですけども、その他の分については、職員が出勤して、三原なり西淡保健センターで実施しております、それについてはほとんど支障なくやっていただいておりますので、今後もそのような形で実施する方向にはしております。

○登里伸一委員長       吉田委員。

○吉田良子委員       そうすると、これ、西淡と緑の保健センターを廃止しても、先ほど部

長が説明したこれまでの事業は継続してやっていくということによろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、説明の中で説明させていただいてますけども、西淡の保健センターが市民交流センター等になると、また、三原の保健センターが中央公民館になっていくわけですが、使用につきましては従来どおり使用させていただくということになっております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それなら、変わりなくこれまでと同じようにするということですが、緑の保健福祉センターというのは、新庁舎ができればどういうふうな体制になるのでしょうか。

○登里伸一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、職員につきましては、新庁舎のほうへ当然、席等ありますので、出勤されるんですけども、2日に1回程度になるんですけども、緑の保健センターで保健事業等を実施していますので、出向いての事業実施という形を想定しております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、今、緑の保健センターで保健師とか働いてる方は、2日に1回、全員が保健センターへ行って事業をするというようなことになるんですか。

○登里伸一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 全員ではありませんけども、関係する事業に携わる保健師さんが出向いて事業を実施するということです。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、2日に1回ということは、閉鎖というか、閉じる日もある

ということなんですか。

○登里伸一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、ほかの団体等も緑の保健センターで実施しておりますので、それについては支障のないように利用できるように、今、準備している段階でございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 日常、ふだんいろいろ健康相談とかに行きたいと思えば、新庁舎へ市民が足を運ぶというような体制になるんですか。

○登里伸一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 通常は閉まっておりますので、新庁舎のほうで受付等を行って、出向いて、向こうで実施ですので、新庁舎でいろいろなことをお聞きするという形になってこようかと思えます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、もう1点、南淡の福祉保健センターというのは、今、包括支援センターも入っているところだというふうに思うんですけども、この職員体制というのは変わらないんですか。

○登里伸一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 今は訪問看護ステーションと地域包括の南淡分室という形で入っておりますが、27年度に入りまして、訪問看護ステーションなり、地域包括は新庁舎のほうへ移るんですけども、今の総務部のほうへ一応、移るというような形でお聞きしておりますので、ずっと南淡保健センターのほうにいるということではございません。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、今、南淡福祉保健センターに入っている訪問看護ステーシ

ョンは1階の総務部で、包括支援は新庁舎に移るということになると、そこも必要に応じてあけるというような形になるんですか。

○登里伸一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、前の提案理由のところでも若干触れさせていただいておりますが、休日診療所という形で医師会のほうへ働きかけている段階でございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言われた、その南淡保健センターというのは、今後、休日診療所になるということになれば、建物の中で休日診療所と保健センターと分けて使用するというような考え方なんですか。

○登里伸一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 施設全体を指定管理するような形を考えてますので、行く行くは、廃止の方向であるということで、御理解のほうお願いいたします。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほどの説明では、来年4月からもう休日診療所が移行するというようなことになって、行く行くというのは、もう既に来年4月には休日診療所というふうになれば、保健センターの役割というのはどうなるんですかね。結局は廃止というふうな感じに聞こえるんですけど。もう既に4月に廃止というような意味合いがあるように思うんですけど。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 南淡の保健センターについては、先ほども課長のほうから申し上げましたが、現在の休日診療所が耐震補強もしてない、老朽化してきているというようなこともございますので、その南淡保健センターのほうに移るという考えで、今現在、調整中でございます。27年4月から休日診療所になるということではございません。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 いつからですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） まだ、いつというのははっきり決まっておられません。現在、いろいろなことを協議している途中ですので、はっきりといつからというのは、まだ決まっておられません。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 休日診療所がいつからそちらへ移ると、先ほど、来年4月というような話があったと思うんですけど、まだそれは未定なんですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） いえ、来年4月というのは、西淡と三原が、要は保健センターを廃止をして、市民交流センターであるとか中央公民館になるということであって、休日診療所は、来年4月からということではございません。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 休日診療所がそちらへ移行したら、もう南淡保健センターも廃止するというような、先ほど答弁だったんですけど、そういう方向ということなんですかね。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） その休日診療所がそちらに移るということになった後の使い方について明確には決まっておられません。保健センターについては、現在も一応、緑の保健センターを中心として、それで、それぞれの保健センターに、事業ごとに必要に応じて行っているというような状況ですので、形としては従来とそんなに変わるわけじゃないですが、そういうことになれば、緑の保健センターに、1カ所に一応、集約するという形で、保健センターとして残るのは緑だけになるという見込みです。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 私は、やはり保健センターは保健センターとして毎日開設して、市民の人らがいろんな相談事で行けるというような体制をつくっていただきたいというふうに思うんですけど。出張というような意味合いのことを言われておりましたけれども、それで市民の人たちは不便を感じないというふうな説明だったんですけど、それはそれでよろしいんですか。

○登里伸一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 今もそういう形でやっておりまして、緑の保健センターに職員は全員おります。それで、事業があるごとに出向いて、そちらで健康相談等をやっていますので、支障なくやっている状況でございます。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終わります。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第93号、南あわじ市保健センター条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
暫時休憩します。  
再開は午後1時10分といたします。

(休憩 午後 0時09分)

(再開 午後 1時05分)

⑥ 議案第96号 南あわじ市幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について

○登里伸一委員長 再開します。

休憩前に引き続き、審査を行います。

議案第96号、南あわじ市幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 これは、応益負担から応能負担に変更するということですが、これ、表に示しております1から5の階層で、それぞれ何世帯ぐらいになってるか、お願いできますか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 平成27年度の入園児の園児数を対象にした場合ですが、これからまたふえるかもわかりませんが、12月9日現在であれば、入園児数が105名で、そのうち第2子以降が無料でございますので、48名から徴収という形になるわけでございます。第2階層が3名、第3階層が16名、第4階層が26名、第5階層が3名の48ということに、現在のところなっております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、今、定額負担ですけど、影響が出てくるところは3階層以上になるのかなと思うんですけど。そうすると、45人が影響を受けるということにな

るんですか。

それと、この一時預かり事業なんですけれども、一般質問等であったのは4時までというものでありました。今、5時までの預かり保育を受けている方の人数というのは何人ですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 幼稚園のほうは、今現在、原則は16時までの預かりになってるんですけれども、伊加利、丸山、阿那賀の3園の交流幼稚園につきましては、5時15分までの預かりを試行的に実施しているところでございます。その中で、大体、5時15分、あるいは4時半まで、5時前までという方々については、現在、3名の方がいらっしゃいます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、10月28日にこの幼稚園の関係の保護者を集めた説明会があったわけなんですけれども、そのときに、5時15分なりのことは別途協議させていただきますという話であったわけなんですけれども、聞けば、もう5時15分まで預かってる子供は今後、27年度からもう幼稚園には通園できないというような話があったんですけど、ほかの保育所を探してほしいというようなことがちょっとあったんですけど、事実関係はどうなんでしょうか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 説明会のときに別途協議させていただきますということで、伊加利、丸山、阿那賀の交流幼稚園のところで、試行的に延長保育をされて5時15分まで預かっている方々を対象にして、個別の説明会を開かせていただきました。その中で、もちろん、2号認定を受けて保育所に行くことも可能ですけれども、個別の協議をさせていただきますまして、3名とも、今現在の幼稚園に来年度も引き続き入っていただくというのに、話ではなっております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 最後のほう、聞こえにくかったんですけども、現状のまま行けるということなんですか。



○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 3名の方々については、引き続き現在の幼稚園で幼児教育を受けていただくことになっております。もちろん、制度的にはもう4時までということで、御家族の皆さんとよく話し合いをしていただいて、その制度の改正について、一定の御理解をいただいた体制の中で、そのように決定していただいたというふうに思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、通っている3名は5時15分まで通えると。違うんですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 午後保育というのが新しい制度の中でなくなりまして、一時預かり事業ということで始まりますけれども、これは4時まででございますので、幼稚園は4時までですということを御説明を申し上げて、その体制づくりを御家族の皆さんで相談しながら検討していただきたいというお話をさせていただいて、来年度、27年4月からは、それに向けて家族と協議をした結果、それに向けて体制を整えるということで、4時までの一時預かり事業、それから4時間の幼児教育と、今の幼稚園の形のままで引き続き入園していただくということになっております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、その3名の方は、今の説明だと、4時までということで了解を得られたというふうな話なんですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） そうでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 何か、そしたら5時15分まで預かっていた方々3名については、も

う無理ですということで、何かほかの保育所を探してほしいというような話もされたことはあるんですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 当然、選択肢として、2号認定を受ければ保育所に行けるわけですから、その2号認定を申請することも、当然可能ではありますが、家族で協議をしていただいた結果、1号認定を受けて、幼稚園に引き続き行きたいというふうになりました。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これまで、5時15分まで預かっていたのに、それを切られて、ほかの保育所を探せというような意見があって、何か、後退すると、サービスが後退するというので、ちょっと不満の声も聞こえてきたわけなんですけれども、市としては、それは了解を得られたというふうな認識なんですね。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） これまでの取り組んできた幼児教育、里山体験も踏まえて、そういったやっぱり幼児教育を残してほしいというニーズが、やはり物すごくあります。ただし、幼稚園の制度、すなわち4時間の幼児教育、そういうものではなく、これからやはり、働きながら子供を預けられる施設、そういったこともニーズには、あるにはありますけれども、幼稚園として新たな制度がスタートしますので、その辺のことを今回は御理解いただいたと。ただ、保護者の皆さんには、まだ今の幼稚園に通わせている子供以外にも、下の子供たちもいらっしゃるしますので、要望としては、やはり働きながら子供を預けられるようなことも、ぜひ早い段階でできたらお願いしたいというふうな要望はお聞きしております。

以上です。

○登里伸一委員長 ほかにございせんか。

阿部委員。

○阿部計一委員 これ今、所得割額を見てますと、これはやっぱり保育料の滞納もあるように思いますけども、そういうことはそうないんですかね。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 滞納については、以前はあったように聞いた記憶がありますが、今現在は滞納等はありません。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、100%徴収されているということですか。幼稚園も保育所も含めて。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 保育所、公立、私立ございますが、若干名は滞納はございます。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 若干いうたら。税の徴収というのは、若干ではわからんと思うんで。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 人数については、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、滞納者はいるということは承知をしております。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いやいや、滞納者がいるでなしに、金額にしてどのぐらいの滞納額があるんか、今、これはわかれへんの。資料ないよって、わかれへんのけ。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 済みません、きょうはそこまでの詳しい資料を持っておりません。また調べておきます。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 資料がなければ仕方ないんですけど、これもいろいろ市民の方から、そういうきっちり払ってるところがほとんどなのに、そういう滞納でそのまま継続されておるといようなことで、これはなかなか難しいと思うけども、こういうことはやっぱりきっちりやっついていかなんだらね。これはやっぱりほんまに、税の不公平性というか。その辺やっぱり、なかなか所得割額見とったら、滞納もあってもしゃあないのかなと思うけども、その辺やっぱり100%徴収して当然の税やと思うんですけどね。その辺、どうですか。部長、答弁を。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） おっしゃるように、100%というのが本来あるべき姿ではありますが、現実にはなかなかそうも行かないというのが実情でございます。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 部長、こんな言い方はきついかもしらんけど、結局、執行部の皆さんは、税が滞納しようがどないしようが、給料に関係ないのよ。子供を預けて、それで保育料も何も払えんと、そんなんが通るんであれば、これは若干やいうことで、これはそんな言い方ないと思う。子供を預けて、ほんで文句だけ言うて。そんなのようけおんねん、阿万でも。そんなんが通っていくんだったら、払いよる人はびっくりするぐらい払いよるんよ。それは、そういう親御さんの間で、それが最終的ないじめとか、そんなことまでも発展する可能性がある。それで、これはまた普通の税の徴収と違くて、これはもっと慎重にやっついていかなんだら。私はもう、税金についてはほんまにふしだらなことを見てきとるよってな。ほんまにこれ、性根入れてやりよんのけど、こう思うんよ。

今聞いても、そんな今、資料はないやいうような状況ということは、きょうは委員会があるのに、ほんだけ、そんなことを重要視しとらんということやの。今後、どういう対策を措置するのよ。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 滞納者につきましては、自宅訪問等、また、徴収の事務は常時行っておりますが、プラス合わせて、児童手当の交付に当たって、その児童手当を保育料として納めていただくというふうな、分割納付というふうな手法もとり

まして、徴収事務を行っております。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 資料はないよってしゃあないんだけども、私も大体わかっとなのやけど、大体の額というのはわかっとなだ。そんなの、わからんはずはない。私が知っとなのやから。

○登里伸一委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 1時20分)

(再開 午後 1時21分)

○登里伸一委員長 再開します。  
木場委員。

○阿部計一委員 いや、ちょっと。その答弁が出てこなんたら、こっちは続けて言えんやないか。

○登里伸一委員長 済みません、今調査中ですので、しばらくお待ち願いたいと存じますが、よろしゅうございますか。  
福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 調べて、後ほど報告をさせていただきます。

○登里伸一委員長 よろしゅうございますか。  
木場委員。

○木場 徹委員 ちょっと確認したいんですけど、4月から保育料につきましては応能負担ということになるんですが、平日の預かり時間は確認したんですが、長期のいわゆる休み、夏休み、冬休み、春休みについては預かりの時間はどういうふうになるんですか。変更あるんですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 夏季休業中につきましては、午前のみ預かりをしていきます。ただ、春季休業日、冬季休業日につきましては、家庭でということになっております。夏季休業中においても、盆の週は夏季休業、休みをしております。ただ、伊加利、丸山、阿那賀のほうは、午後も預かりをやっておりましたけれども、今回は6園ともに夏休みについては午前まで、それと、お盆の週は夏季休業というふうな体制になっております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ちょっと聞き取れなかったんですけども、要は、午前中で終わって、午後からの一時預かりはしないということでもいいんですか。そういうことですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） そうでございます。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今までもそうだったんですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 伊加利、丸山、阿那賀の交流園以外はそうございました。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。  
川上副委員長。

○川上 命副委員長 吉田委員も木場委員も質問したんですが、ちょっと勘違いしとったら許してくださいよ。伊加利、阿那賀で幼稚園は4時までと、これはもう昔から決まるところで、それから、延長をしとって、今回やめられたということで、保護者の了解をとったと言われとるのは、これはいやいや了解しとんのや、これ。何も、はいはいと了解したんと違うのよ。そやさかい、ええことをやっついて、続けていてくれたらいいんやけど、やめるということは、ちょっと大分、攻撃を受けとんのやけん。このことについてちょっとお願いします。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） やはり今回、幼稚園のこの子育て支援の法律の関係で、幼稚園として6園ともに同じ条件の幼稚園にしますということで、一定、来年スタートしますけれども、その御意見をいただいている保護者の皆さんからは、やはり働きながら子育てをしたいという思いがやっぱりあります。それらについても、今の西淡地域の保育所がないということ、しかしながら、これまでやっていただいた幼児教育は素晴らしいということで、幼児教育を残してほしいというお声も聞く中で、就労に関係なく子供たちを預け、幼児教育や保育が一体化した認定こども園というふうなこともございますので、保護者の皆さんからは、その方々からは、そういった形が自分の子供が、下の子がまだいるので、そういう体制を整えばありがたいですと、そういうふうな強い要望をこちらとしては聞いております。

○登里伸一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 悪いことはやめんのやけど、ええことをやめるということは、これは、教育委員会の指示に従って保護者の方は喜んでおるのにやめると。けど、これからやっぱり女性が働く場所とか、働く、社会進出が気安くできるように、また、子供を安心して産めるような方法というのは、やっぱり保育の充実ということで、後退をしないように、ひとつ、教育課長、お願いをしたいんですけど、どうですか。どうももやもやして、保育、幼稚園教育が足踏み状態の、今の南あわじ市の教育委員会とこの担当課ですが、どうですか。今後ともひとつ、もう少しすっきりとやってほしいんですけど。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 一般質問のときにも、平成27年度、これを目途にきちんとした方向性を示しますというふうな答弁をさせていただいていると思いますので、今、川上副委員長からありましたようなこともしっかり踏まえた上で、十分な体制づくりに向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○登里伸一委員長 ほかにございますか。  
吉田委員。

○吉田良子委員 今、課長が答弁されてましたけども、今後のあり方については27年

度を目途に方向性を決めるということですか。幼稚園のあり方を。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） その27年度を目途に、きちんとした対応ができるように検討を進めていきます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほど、10月の説明会の話もさせていただきましたけれども、説明会の中には、2年間は現状で行きたいというような説明があったかと思うんですけども。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 条例改正をして、今回、経過措置を設けさせていただきましたので、2年後には、今の提案した条例案どおりの授業料の保育料になりますと、そういうふうなことの説明であったかというふうに思っております。

ただ、この要領改定、保育料について経過措置を設けておりますので、それが完成するのが2年後ですので、それまでは、幼稚園としてはこの授業料で、幼稚園としては行きますというふうなことでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 いえ、私は、その4園統合なり、そこら辺の話も含めて2年後に、2年間はそのまま行きますというような説明に聞いたんですけど、それはそうでなかったんですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 今のニーズを精査してやっていたとしても、いわゆる施設・設備のことと、職員数のこと、そういったことを十二分に検討しなくてはなりませんので、そういったことから言うと、27年度にある程度の線が出て、計画を立てたとしても、すぐには建物の状況、建設の状況、その他全てが整うまでは、すぐに、もう27年に立てたから28年にスタートするというふうな形ではないかというふうに思いますので、



十二分な検討をした中での判断であるというふうに御理解いただけたらと思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 すると、今、議会で一般質問等でいろいろ出てます4園統合とか、2園とか、いろんな意見がありますけれども、それは2年間、時間をとって検討するということよろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 2年かかる、3年かかるはわかりませんが、とりわけ27年度にはそういう検討をしっかりとしていきたいと。それでまた、それが2年後になるのか、3年後にこういう形で進めたいということにつきまして、十二分に判断したことを説明できたらなというふうに思っています。そういう体制づくりについて検討を進めますというふうでございます。

○登里伸一委員長 暫時休憩します。

（休憩 午後 1時31分）

（再開 午後 1時40分）

○登里伸一委員長 再開いたします。

阿部委員、お待たせしました。ただいまから答弁いただきますので、よろしくお願いたします。

福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 申しわけございませんでした。滞納額につきまして、平成25年度決算の額について報告させていただきます。市立保育所の保育料、また、トータルでございますが。そしたら別々に、済みません。市立保育所の保育料として、三つですね。17万500円からマイナス5,000円で、16万5,500円が保育所の未収、収入未済額ということでございます。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員       それで、市町村民の所得割額、これを見よったら、21万1,200円、そういう何を見よったら、ほんまに一生懸命働いても滞納になる方もおられると思うんよな。それで、そういう方については、それはやっぱりやむを得ん、ほかの滞納もいろいろあるわけやから。私が言いよるのは、やっぱりかなりの権限を持って、調査権も持つとんのやから、その辺を、金額云々よりも、やっぱり厳しくチェックをして、本当に払えるのに払わんという方に対して、そういう調査をしよんのかということをお聞きしとんのですよ。そういう、払えるのに、おまえら、税金払いよるのか、あほやのというような、お酒の席でも言いよるような人もおるしね。

そやから、私は現実、そういうことがわかった中で質問しよる。だから、ただ滞納だけでなくして、その調査をして。先ほど、滞納になってもおまんら、給料に関係ないやないかというような、ちょっと私の言い過ぎになりましたけども、そんなふう思うわけですわ、全体的に。これまでの経緯をしよったら。そんなんで、その辺をどの程度チェックをしておるのかということをお聞きしよる。1回、御答弁願いたいと思います。

○登里伸一委員長       福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子）       保育料につきましては、やはりこの保育基準というのに決定に当たって、所得の関係の調査をさせていただいております。ですから、ある程度の所得のある方につきましては、やはり徴収のほうは頻繁に行っているところでございます。

○登里伸一委員長       阿部委員。

○阿部計一委員       最後にしときますけど、そういうことで未収については調査権も、銀行まで入って調査できるだけの権限を与えられとるんですから、やっぱりそういうことを十何万、20万足らずの金額にしても、やはりそれをきっちりやっていきよらなんだら、これはやっぱり税の不公平性、まともに払いよる者が損をするというような、大きな問題になってくるのでね。やっぱりその点、保育料とはいえ、十何万というような金額にしても、これはやっぱり、100%収納できるように努力してほしいとお願いしまして、終わります。

○登里伸一委員長       ほかに質疑ございませんか。  
吉田委員。

○吉田良子委員       これ、所得階層で保育料を新たに算定していくわけですがけれども、市

民税非課税世帯というところで、注意書きで、全ての世帯が市町村民税が課税されていないということですから、両親だけでなしに、祖父母も同居している場合でも、その祖父母も含めて課税されていないというふうなことでよろしいのでしょうか。世帯ですから。

○登里伸一委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） この備考欄に書いてあるとおりでございます。その世帯全ての方が非課税であるということでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これは、なかなか厳しい非課税世帯の定義だなというふうにもちょっと思うんですけれども。本来なら、保護者がというか、両親が非課税世帯であればいいんですけど、いなかですから、同居家族というのが結構ある中で、祖父母までの課税をここまで検討するのかなというのは、ちょっと行き過ぎというか、ちょっと考えものだなと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 通常、両親等の課税の状態を見て保育料を決定するわけなんですけど、この非課税世帯につきましては、この規定のとおり、全員の課税か非課税かを判断をして、保育料等を決定をしていくというふうになっております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、3階層で市町村民税所得割が7万7,100円と、4階層の21万200円という、この幅がかなりありますけれども、税額ですから単純に収入がこの範囲でということではないと思うんですけども、モデルケースで行けば、この3階層と4階層の収入というのは、ある一定、計算できる部分かと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 夫の給与収入ということで考えてみますと、3段階の給与収入で行きますと、約168万から約300万、それから、4段階では、300万円か

ら約720万円、5段階については720万円以上というふうになります。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、先日もみかり会のほうで保育料の試案というのが示されておりましたけれども、その階層と比べれば、今回の階層というのは5階層ということで、この幅が、税額がすごく違うわけですけれども、ここら辺は、保育所と幼稚園の性格があつて変えてると思うんですけれども、今言われた所得がこれだけ違うのに同じ保育料というのは、かなり厳しい部分があるのではないんですか。もっと細分化すべきだというふうに思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 基本的には、幼稚園のほうは応益から応能負担に変えるというふうなことで、保護者の方々への説明会も開かせていただきました。そういった中で、この5階層というのは、国が一定、示していただいた5階層です。これについて、うちはこの国に準拠したこの階層をしっかりと説明することが、保護者にも一番理解を得られやすいのではないかと、そういう判断をいたしまして、この5階層という形をとらせていただいております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 国の方針どおりという説明でありましたけれども、ここら辺は市の裁量で、弾力的運用というのは当然できると思うんですけど、そこまで至らなかったというのはなぜなのでしょう。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 多くの保護者の皆さんに理解をいただくためには、国のこの5段階の5層が一番理解していただきやすい、特に応益から応能に変わるという大きな制度の改革でありましたので、そういった意味では、国に準拠した形で説明をさせていただいたということでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 国の説明どおりで行けば、それは説明しやすいかと思えますけれども、やはり今、滞納の話もありましたけれども、これだけ所得に幅があって同じ保育料ですと、やはり当然、滞納の分も生まれてくるのではないかというふうに、今後思われますので、ここら辺はもっと制度も、パソコンでぱっと調べれば、そない事務的には大きな事務量でないというふうに思いますので、もっと階層を細かくして、払える保育料にしていくというのが基本ではないのでしょうか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 保育所のほうが8階層ですので、その8階層と幼稚園の8階層では、また別のものになります。今回はもう、先ほど申し上げましたとおりで、国に準拠した形で行いました。例えば、今までは入園料もあったわけです。3,000円の入園料がありました。この3,000円の入園料につきましても、これは3年間で行くと36カ月、これを1カ月にしまして、大体83円程度。これらを、入園料も授業料に入れるというふうな、さまざまな工夫をした中で授業料のほうを設定していきましたので、この5階層という形が一番理解をしていただきやすいというのが判断でございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 もう、繰り返しになりますのであれですけど、こういうちょっと乱暴なやり方だと、私はちょっと認識してますので、やはりもう少し保護者の懐ぐあいをもっと見るべきでなかったのかというふうに思っております。

以上です。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第96号、南あわじ市幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑦ 議案第97号 南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

○登里伸一委員長 次に、議案第97号、南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 今回、変わる部分があるわけですがけれども、この基準というのがあるって、今回、使用料が変わってきてるのかなと思うんですけど、その基準というのは何を基準にされてるのかというのをお尋ねします。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 基準につきまして、これは合併をするときに、それぞれの公民館並びに施設の大きさを全て統一していこうという動きがありました。そのときに、一応、普通の会議室を平米5円、それから調理室を平米8円で大体統一していこうという動きがありました。そういう中でも、地区公民館の調理室なりが残ったり、それから、新しく市民センターから変わる施設については、それを基準にして今回、料金を決定させていただいております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員       それと、西淡のほうは、いわゆる西淡公民館が湊公民館に変わるということになると思うんですけども、ここで新しく、湊地区公民館で使用料がそれぞれ書かれておりますけれども、午前中にあった保健センターの関係の部分で、健康指導室、検査指導室、事務室Aとかいうのが今現在あると思うんですけども、その分の使用料についてはないように思うんですけど、それはどうなってるんでしょうか。

○登里伸一委員長       生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二）       保健センターの部分なんですけども、西淡公民館の条例のところの使用料のところを見て、正誤表を見ていただければわかると思います。新旧対照表ですね、それのところを見ていただきますと、湊公民館というところがあると思います。開いていただきましたでしょうか。そこで、新たに和室、調理室、多目的室というのがあります。検査指導室については、会議室等に使えるので、会議というか、そういう大きい部屋では使用料はとりませんので、今ある現在の和室はそのまま和室、調理室は名前が変わってると思います。それから、多目的室というのは、今まで機能訓練室と言われとった部分なんですけども、そちらのほうは使用料が上がっておりませんでしたので、先ほど言いましたとおり、平米掛ける5円で新たに設置をさせていただいたということになります。

○登里伸一委員長       吉田委員。

○吉田良子委員       そしたら、西淡公民館が湊地区公民館に変わりますけれども、いわゆる保健センターがあったいろんな会議室、指導室等は、全部湊地区公民館の中の使用料に含まれていくということで理解してよろしいんでしょうか。

○登里伸一委員長       生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二）       そのようになっております。

○登里伸一委員長       吉田委員。

○吉田良子委員       合併当時、そういう面積なり会議室、調理室で平米幾らというふうなことが決められていたけれども、それは従来どおりの使用料の範囲であったわけですけども、公民館なんかを利用する方々から見れば、やはり使用料は1円でも安いほうが利用しやすいということで、今回、引き上げられる部分があるんですけども、これも従来どお

りの料金設定でよかったのではないかと思うんですけど。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） まず、市民交流センターに今回なっていくということで、公民館の位置づけがもっと市民に密着してくるだろうというふうに考えております。ただ、こういう形では条例の上では使用料を統一させていただいておりますけども、従来と使用の状況ではほとんど、地域の団体の方であれば料金は発生せずに、エアコン代、空調電気代だけが今、いただいているので、そのままになるかと思えます。ただ、対外的によそから来られる団体が使うときに、地域外というんですか、それから、市外等の団体が来たときに、きっちりと統一した料金でいただけるというふうな、今回、条例の改定をさせていただいております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それが備考の1に反映しているのかなというふうに思うんですけども、やはり市外の方であっても利用していただくと、こういうふうに公民館を利用していく中で、帰りしに、地元の、南あわじ市で買い物するとかいう波及効果もあるわけで、やはりそういうことから言えば、料金設定というのは従来どおりでよかったのではないかというふうに思います。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 先ほども言いましたとおり、この21館というのは、地域密着型というふうな考えでおりますので、できるだけ地域の人に優しく、先ほど言いましたように、料金は現在、地域の方はほとんど払っている状況ではないと思っておりますので、市外から来られる方などに使っていただくといったらおかしいんですけども、そういうときはとりあえずきっちりと区別をさせていただこうということでございます。

○登里伸一委員長 質疑ございますか。  
木場委員。

○木場 徹委員 公民館に関連して、各旧町単位にある文化団体の事務のことについてお尋ねします。今度、中央公民館に、三原の公民館に統一されるんですが、従来から行っ



ております旧西淡、三原、緑、南淡、これらの文化芸能祭、それから文化展等についての中央公民館としてのかかわり方といいますか、どのくらい事務とか、人的にかかわり合っ  
て、それらをフォローしていくかということについて、文化団体のそれぞれにどのような  
説明をされておりますか。説明をお願いします。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 文化団体のことなんですけども、  
この文化団体につきましては、平成23年に設置されました社会教育施設の再編の中で、  
1カ所にしていこうという動きがありましたので、24年度からそれぞれの文化団体の方  
にお話をさせていただいております。実際、27年度には南あわじの中央公民館が所管す  
る、これは南あわじ市文化団体連絡協議会、本部になるわけですけども、そこだけを事務  
局とさせていただくことになるというふうに言うてます。

これはなぜかといいますと、自治会を初め、このたび老人会も多分言ってると思うん  
ですけども、やはり旧町単位の2階建てという部分はなくそうと、要するに、本部からそれ  
ぞれの団体にそれぞれの連絡が行けるようにしていこうという動きがありますので、それ  
を何とか皆さんに御理解いただきたいということでお願いをしております。また、物理的  
に緑の公民館が広田の地区公民館、それから、西淡の公民館が湊地区公民館、南淡が福良  
公民館ということで、職員も当然、そこには公民館職員は配置されませんので、物理的に  
無理だということで、中央公民館で所管をさせていただくと。

ただ、団体のほうに説明させていただく中で大きなことは、それぞれの地域でそれぞ  
れの自主的な活動として残していただくことにつきましては、できるだけそういうふうにし  
ていただいて、地域で盛り上げていただきたいということではしています。ただ、事務等  
の補佐につきましては、これも中央公民館1館で職員が全部扱いますので、なかなかしん  
どいのかなということで、できるだけ自主運営をそれぞれの旧町文化団体ではお願いした  
いということで、お願いをしているところでございます。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それぞれ今、活動しているわけで、一発にそういう格好にならんと、  
徐々に自分らでできるような体制づくりができるまで、中央公民館のほうでフォローとい  
うふうなことでお願いしたいと思います。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） それは、私どももそういうふう  
に考えております。ただ、例えば文化祭に関しても、大体、同じ日、文化の日に4カ所で  
やられても、なかなか職員がついていけませんので、できるだけ順延をしながら、手伝え  
るところは手伝って行って、完全に自立していただくまではフォローなりは、支援なりは  
していく予定です。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第97号、南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり  
可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第97号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑧ 議案第98号 南あわじ市図書館条例の一部を改正する条例制定について

○登里伸一委員長 次に、議案第98号、南あわじ市図書館条例の一部を改正する条例  
制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員        今回の改正は、南淡図書館一本にして、三原図書館は中央公民館の図書室にするという話で、先日の質疑では、現状は変わらない体制で行きたいというふうに言われておりましたけれども、この職員体制についてどう考えてるのか、お伺いいたします。現在の状況と変化が多分あるのではないかと思います、どうなんでしょうか。

○登里伸一委員長        生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二）        まだ、新年度の体制につきましては、市全体の職員の体制もありますので、今は何とも言えませんが、私どもとしては現体制を、人数は何とか確保したいというふうには考えております。

○登里伸一委員長        吉田委員。

○吉田良子委員        そしたら、三原が今度図書室になりますけれども、指示系統というのはどういうふうになるんですか。

○登里伸一委員長        生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二）        職員につきましては、公民館の管轄職員になります。ただ、図書の運営については、これは図書ですので、図書館の領域だというふうに考えております。

○登里伸一委員長        吉田委員。

○吉田良子委員        ちょっと答弁がわかりにくかったんですけども、三原図書室は、中央公民館の配下にあって、しかし、運営は図書館ですというようなことなんでしょうか。

○登里伸一委員長        生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二）        簡単に言いますと、ハード面というんですか、人的のところまでは公民館で、中の、例えばリファレンスサービス等、それから、図書の蔵書等々につきましては、図書館のほうで全て運営いただくということになります。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら今、三原図書館には館長というのがいますけれども、館長も含め、今、正規職員、全体で3人いると思うんですけど、それは堅持できると。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 私どもとすればそれ以上に、今度施設が、21館の管理が、今度全部中央公民館で所轄になりますので、できたらふやしていただきたいというふうには思っておりますけども、まだ人事案件につきましてはわかりません。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと今、図書館の購入なんですけれども、本の購入、ある一定、南淡、三原、西淡、緑というのは、割合は決められてるんですか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 予算に応じて、今、決まっております。ただ、今度のは、例えば、俗に言われるハード本という、かたい専門書というんですか、そういう部分は三原に置かずに、三原はもう少し住民の方に接しやすいような本にして、そういうハード本については南淡図書館だけでいいのかなと。高額な本につきましては南淡図書館で、そちらのほうで購入して置いておいていただいて、もっと見やすいというたらおかしいんですけども、実用書とか文庫本、単行本、そういう形の本を三原に置けたらなど。これは、今から運営をしていくわけですので、決定ではないので、運営をしながら、そういう形で皆さんで考えていただきたいというふうに思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 尋ねたのは、図書予算というのはあると思うんですけど、その図書予算を今、四つの図書館、図書室で割り振ってると思うんですけど、その割合というのはどういうふうになってるんですか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） ちょっとお待ちください。済みません、ちょっと休憩をお願いいたします。

○登里伸一委員長 暫時休憩します。  
2時20分まで休憩します。

（休憩 午後 2時10分）

（再開 午後 2時20分）

○登里伸一委員長 再開します。  
休憩前に引き続き、審査を行います。  
生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 申しわけございません。図書購入費につきましては、全体で1,500万です。そのうち、緑と西淡につきましては約150万ずつを配付し、残りのところを500万と700万という形で、500万が三原、南淡700万という、大体おおむねその線でしたと思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほどの答弁では、南淡図書館にそういう専門的な図書を配置するというような答弁で、三原については実用的なものという話がありましたけれども、これまでこういう予算づけで行ったのが、図書室に変わっても同じような状態で行けると、職員体制も含めて同じような状態で行けるといふふうに考えてよろしいでしょうか。

○登里伸一委員長 文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 先ほども言いましたとおり、まだまだこれから職員がどのような配置をされていくかわかっておりませんので、その辺も含めて運営を考えていきたいというふうに思います。予算は一括計上しておりますので、その中で分配をしていきますので、今後、そこら辺を詰めていきたい、そのように思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、職員体制についてはまだまだ不十分、見通しが見えてないような答弁だったんですけれども、しかし、本会議では、現状を維持したいということで、見えてない中で現状を維持というのは、何か矛盾した答弁のようなんですけれども、教育部長、そこら辺はどうなんですか。

○登里伸一委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 三原公民館が中央公民館になって、その三原の図書館が三原公民館の図書室になるというようなことで、図書室の運営を今、正規の職員3人と臨時の職員2人、5人体制でやっております。その中で、やはり人数的に精いっぱい的人数でやっているの、そこら辺は、人数は確保できればというようなことで答弁をさせていただきました。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 職員体制はそれで行くと、さっきは何か、なかなか見通しが見えないような答弁があったわけなんですけども。

○登里伸一委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 職員の配置につきましては、これから人事の案件でございますので、教育委員会のほうでこうこうというのは、要望はしていきますが、内容について、結果としてどういうふうになるかというのは、こちらのほうで決定するものでもありませんので、要望として、やはり今の、現状の状況等を十二分に把握をしていただきたいということは、人事のほうには申し上げていきたいと、そのように思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、人事のここにいるメンバーの中で、決定権というのは誰が持ってるんですか。副市長ですか。市長ですか。市長がいないので、副市長。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 職員の配置については、これから検討させていただきます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、教育委員会がそういう意向があるということは、どう受けとめて  
るんですか。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 意向があるということを踏まえて、検討させていただきます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 何か、なかなか見通しが無い、言葉では現状維持と言われてますけども、職員体制もはっきりしてない中で、現状維持ができるのかどうかというのは大変不安な答弁になってるんですけれども。私はこれ、三原図書館、これまでの利用状況なんかも見ると、南淡図書館とほとんど余り変わらないというような状況では、やはり指示系統の問題もこれからありますし、やはり分館というような考え方になぜ立ち入れなかったのかというところはどうか、南淡図書館分館。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 教育委員会のほうで、図書館については1館にするということを決めて、そのとおりに動いてきてるわけですから、それはそれでいいのではないかと思います。運営については、いろいろなやり方はあるかと思いますが。中央公民館の図書室ではあるわけですが、運営については南淡の図書館と連携を図るとかいうようなことは可能だと思いますので、そこは教育委員会の考え方で、市民の皆さん方には御迷惑がかからないようにしても、運営に妙味が出てくるというようなことも可能ではないかなというふうには思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 最後に、私は、この三原図書館は分館として位置づけて、やはり職員体制なり図書予算のことは、当然必要だったというふうに思いますので、廃止、図書室に

するということについては納得できないという立場であります。  
終わります。

○登里伸一委員長 質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、これで質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 それでは、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第98号、南あわじ市図書館条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第98号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑨ 議案第74号 平成26年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○登里伸一委員長 次に、議案第74号、平成26年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 58ページの療養給付費負担金というのが、これ、大幅にふえており



ます。これは一般被保険者の方々がお医者さんに行く費用がふえたというふうに理解するわけですが、これだけ大きくふえた要因というのはどういうふうに判断されてるのでしょうか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 医療費につきましては、1人当たりで平成23年度で前年度対比0.2%プラス、24年度でプラス1.6%であったのですが、昨年度は対前年度比プラス6.7%と、大きく伸びてございます。本年度も3月から8月までの実績でも、伸びが大変大きく、決算見込みといたしまして、4.7%の伸びを見込んでおります。

要因といたしましては、昨年度もそうでしたが、特に入院での伸びが大きく、レセプト1件当たりの日数が減っているのに、医療費が1割程度ふえているという現象が起こっておりますので、やはり医療の高度化が大きな原因だと思います。それでプラスいたしましたして、65歳から74歳までの前期高齢者の数がふえてきております。前期高齢者の方は、若い方に比べて医療費が平均として高いところがございますので、その方がふえるということで、医療費がふえる要因にもなっていると思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言われた入院がふえてるという話でありますけれども、入院する病状といいますか、そこまではつかんでるんですか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 詳しい分析はできておりませんが、平成26年5月診療の医療レセプトを見ておりますと、国保加入者のうち、生活習慣病の患者さんが33.1%ございます。医療費総額に占める割合が58.9%となっておりますので、この部分も大きいかと思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これまでも生活習慣病については啓発活動をして、生活習慣病にならないような取り組みもされてると思うんですけれども、この収支を見ると、医療費がふえるということになれば、これからの生活習慣病対策というのは、ますます必要になるかと思うんですけれども。そこら辺では、どういうふうな施策を講じるように予定してありますか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 町ぐるみ健診で行っております特定健診の未受診者に対して大きくアプローチをしていき、健診を受けていただき、早い段階で病気を発見するということを進めていきたいと思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、56ページの保険基盤安定繰入金ですけれども、これは7割、5割、2割という形で保険料、保険税をしていく方のこれ、人数がふえたのかなというふうに思うんですけど。

○登里伸一委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） 7号、2割につきましては、平成26年で一部制度改正がございましたので、2割軽減の方が10万上乘せの軽減で、5割軽減につきましては、世帯主を含むというような軽減に変わりましたので、2割層はふえたのですが、もともとの2割層が5割に移ったということで、全体からしますと、それは6月の委員会的时候に試算で人数のほうをお伝えしたわけなんですけども、その分で行きますと、医療分につきましては、5割軽減が世帯数で426、人数で言いますと926人。介護分につきましては、世帯数が253世帯で363という形で、6月の段階では報告させていただいたんですが、6月の段階では、その当該、ことしの所得に対して制度が違う形で試算しました。

今、比較する数字になりますと、去年の数字で去年の制度と、ことしの制度でことしの所得と数字で比較しますと、非常に表現の、差額のところは表現しづらいところがあるんですが、違った制度の中で同じ所得という形であれば比較はできるんですが、制度が違って所得が違うということになりましたら、ちょっと人数的には比較は非常にしづらいんですが、それでよろしければ、数字的に出ておりますのが、7割軽減はほぼ動かないんですけども、5割軽減でことしの場合で、医療分については581世帯、支援につきましても581世帯、介護分につきましては286世帯で、2割につきましては、逆に5割に移った方が多いということで、医療が75、支援が75、介護が6。今の数字は、全部マイナス数字です。マイナス75、マイナス75、マイナス6という世帯になっております。

以上でございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 いわゆる制度改正で、こういうふうには補正予算を組んだというふうな  
ことではよろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 制度改正と申しますか、基盤安定で繰入金の額がほぼ確定  
しておりますので、その額を計上させていただきました。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第74号、平成26年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を原  
案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑩ 議案第75号 平成26年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1  
号）

○登里伸一委員長 次に、議案第75号、平成26年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第75号、平成26年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑪ 議案第76号 平成26年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○登里伸一委員長 次に、議案第76号、平成26年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 歳出の84ページ、委託料についてお伺いいたします。介護保険シス

テム改修委託料637万7,000円についてお尋ねいたしますが、これは何のためのシステム改修なのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） このシステム改修につきましては、1号被保険者の多段階化と軽減強化、それから、住所地特例、高齢者のサービス付住宅の拡大というようなことと、それと、介護報酬の改定、保険料の賦課の決定の除斥期間の決定というような、この三つのことについての改正に伴うシステム改修でございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これは、実施時期はいつなのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この実施時期につきましては、27年4月1日からでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、第6期の介護保険事業計画というのが行われておりますけれども、第6期の介護保険で65歳以上の保険料等々の見直しがあるかと思いますが、そういうことの意味合いを込めたシステム改修ということなのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 委員さんのおっしゃるとおりでもございますし、今、システム改修で多段階化ということを説明させていただきましたが、以前というか、5期のときは、6段階という基準でございました。南あわじ市については、10段階プラス軽減2段階ということで、現実には12段階の細分化しておりますが、今度、国のほうで、9段階というような、さらに6から9という3段階、多段階化をされまして、その分を見込んだ改修というようなことでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員　　今言われた介護保険料も、段階を細かくしてという話がありましたけれども、それは第6期の事業計画で決められていく話かというふうに思います。先日も、介護保険事業計画をどうするかということの策定委員会も開かれておりましたけれども、その中で、こういう委員さん方に資料配付というのもあると思うんですけども、ある委員から質問も出ておりましたけれども、12日の開催で5日には資料配付ができるという話でありましたけれども、届いたのが当日だったというふうなことがあって、かなり指摘も受けておりましたけれども、本来、こういう策定委員会の人たちが、やはり十分、その会議で議論しようと思えば、やはり5日やったら5日に、事前に、一週間ぐらい前に資料配付して、十分検討した中で策定委員会に出て意見をいただくというのが、この策定委員会の方針というかやり方だと思うんですけども。今回、そういうことに至らなかったということについては、原因はどういうふうになってるのでしょうか。

○登里伸一委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司）　　まず、資料の配付につきましては、前日というふうなことになったことについては、深くおわびさせていただきました。資料が整理できなかった理由につきましては、衆議院等の解散とか、いろいろ国のほうの情報がかなり遅かったということもございます。そういうことから、事務がちょっと予定以上にかかったというようなことで、皆様方の委員さんに届けるのがおくれたというようなことでございます。

○登里伸一委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　この策定委員会の事業計画と、衆議院の解散というのが、なかなかイコールでちょっとわからない説明なんですけど。

○登里伸一委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司）　　国の厚労省のほうの情報というのが、なかなか保険者のほうには流れてきにくい状態になったのかなというふうに感じております。

○登里伸一委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　衆議院の解散によって、この事業計画が変更になり得たというようなことで、資料配付がおくれたんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 変わり得たということではないんですが、きょうの読売新聞の記事でございますが、消費税の関係で、この税・社会保障の一体化改革の部分で、予定どおりするものと先送りするものを選別するというような記事がございました。ということで、そういう事務上の都合が国のほうで生じたというようなことかなというふうに思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この策定委員会の事業計画を見れば、南あわじ市の高齢者の状況とかひとり暮らしの状況、これからボランティア活動をどういうふうにするとかいうことのほとんどの説明であって、解散の話とは全然、この計画の中身を見ても関係ないようなところで資料配付されてたと思うんですけども。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 介護保険の制度を設計するに当たりまして、まず、給付というところを考えます。そういったところから、やはり国のガイドラインが確認できないと、なかなか一つ一つのサービスの生地が盛り込みにくいというふうなことがあって、やはり無関係ということではないので、そのあたりにつきましては、介護保険につきましては、単価は全国统一でもございますし、そのガイドラインを見ながら進めていきたいというふうにやってきておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思えます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、今後、この間の市の広報にも出てたんですけども、この介護保険の事業計画について意見募集、12月22日からするというようなことですけども、この意見募集、いわゆるパブリックコメントは何のためにするんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） これにつきましては、政令のほうで決められておられて、いわゆる市民の意見を制度に反映させるというようなことから、市民の意見を聞き、

その介護保険のほうの充実を図っていくものだというふうに思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 市民は、介護保険について一番関心あるということは何だというふう  
に思ってますか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） それはもちろん、長寿社会を安定的に生活できるという  
ことが市民の期待するところだと思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この間の委員の中から、やはり介護保険料がどうなるのか、さらに、  
施設サービスがどうなるのか、それと今回、法改正でいろんな所得の高い人は2割負担と  
か、いろんな改正があるんですけども、やはり一番関心あるのは保険料と、今、待機者が  
多い問題とか、そういうことが一番関心があるものではないんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） もちろん、委員さんのおっしゃるとおりでございますが、  
いわゆる健康な高齢者であっても、いつか当然、寝たきりになったり要介護度が発生する  
ように思います。そのときについては、施設であったり、そういうふうな給付制度が充実  
するということが希望するところでございますが、その要介護にならない事前の虚弱高齢  
者のときに、いかなる予防を進めるかというようなことで、やはり年齢に負けないとい  
いますか、安定した安全な暮らしをするために、この介護保険の考え方もあるのではない  
かなというふうに思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この間の会でも、百歳体操を利用している人、さらに、それを運営し  
ている人の悩みなんかも出されておりましたけれども、やはり、誰も元気で高齢を迎え  
たいというのはあるわけですが、しかし、いざとなったときに、やはり十分なサー  
ビスが受けられるかどうかというのも大きな課題であります。ですから、パブリックコメ



ントが今回、どういう形で皆さんに意見募集するのかなというのが、先日の会議では全然見えなかったわけですね。

これから、南あわじ市として介護保険を利用しないためにどういう施策をしていくかというところは、若干、話としては出ましたけれども、いわゆる保険料なり施設の今、不足している問題とか、そういうところについて話し合いが十分できないような資料づくりだったので、そういう意見募集についても、そういうところまで踏み込んだ意見募集をしていかないと、市民の声がなかなか反映された事業計画になっていかないのではないかと思いますんですけど、その点いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 市民の声がうまく反映できないというようなことなんです。この部分につきましては、この計画をつくるに当たって、アンケートを健康な高齢者の方から1,200、それから認定者から1,200というようなことで調査してございます。それから、あわせて各小学校区に意見交換ということで、地域の資源であるとか、また、どういうことが不足しているのかというところを聞きながら進めておりまして、そのあたりも含めながら、意見募集につなげられたらなというふうに感じております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今後、このシステム改修をしていって、保険料をどうするかという話がこの中で出てくるわけですが、そういうのが具体的に市民の声が十分反映されないような資料提供のパブリックコメントでなしに、やはり保険料をどうするか、施設介護、さらに居宅サービスをどうするかというところを、もっと市としての考え方を、こういうふうに考えてますというところをもっと打ち出さなければ、市民からの意見というのがなかなか出てこないように思うんですけど。そこら辺、改善すべき課題ではないかと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この意見募集につきましては、22日から翌月21日ということで、30日行うわけなんです。その間に、意見が出にくいというようなことになるということなんです。その部分につきましては、やはり今、国のほうのメディアでもかなり介護保険について言われております。ですから、2025年というような長期スパンの中で、保険料を推計していくというようなことも出てきておりますので、そのあた

りを見ながら、このいわゆる南あわじの個性的なこの地域で、どういうふうな額を設定するのかということ、意見として出していただけたらというふうに思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今の状態であれば、なかなか意見というのが出しにくいようなパブリックコメントになるということをやっと指摘しておきたいと思います。

それともう1点、よろしいでしょうか。86ページに財政調整基金積立金というのがありますけれども、これ今回、積み立てるわけですが、トータル幾らになりますか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 財政調整基金の残高でございますが、25年度の期末で6,451万1,000円。それで、3,945万9,000円ということをや積み上げて、1億397万というようなことになるかと思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これは、第5期のトータルしてこれだけ、先ほど言われた金額が出てくるわけですが、これを第6期で全部使ってという考え方はどうなんでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この基金につきましては、保険料の軽減に充てるというようなことになるかと思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、先ほど言われた金額全額を第6期に使うということによろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 保険料につきましては、その期、その期にゼロ決算というようなことが一番いいわけなんでございますが、やはり、前回のときに借入れを行っ

て、見込みを立てたところ、このように残ったということなので、これにつきましては、その6期に全てを充当したいというふうに思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、第6期でこれを使うということになれば、介護保険料の基準額というのは、第6期、幾らぐらい想定されているのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 保険料につきましては、国の推計から申し上げますと、約1割程度上昇するだろうというふうに言われております。ですから、今、南あわじですと6万円弱というようなことなので、6万五、六千円というのが、それぐらいの推計になるのかなというふうな感じを受けております。ですから、それにいわゆる1号被保険者の数で割った部分が保険料になりますので、まだばくつとしたことしか申し上げられませんが、1号被保険者につきましては22%というふうな負担割もできますから、今の部分よりも四、五百円ぐらいは上がるのかなと、月単位ですが、そのように感じています。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、標準額が4,980円、月にですけども、見通しとしては、四、五百円のアップというところですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） まだ算定しておりませんので、余り具体的なことを聞かれましても答えられない、これはあくまで、今まで課長が申し上げておりましたのは、国全体として考えた場合には、1割ぐらい上昇するのではないかというような話です。南あわじ市につきましては、この前、策定委員会をいたしましたので、その中で、要介護の認定者の推移ですね、どれぐらい伸びていこうというふうな推移であるとか、あとは施設、介護の施設をこういうものを建てるという計画やというふうな、そういうので、こちらから提案させていただきましたもので、おおむねいいというふうな御判断をいただきましたので、それをもとに、今から金額を計算していくと、給付額を図って、その、今度は、今までは21%が1号被保険者の保険料でございましたが、今度は22%になるというふうなことでございますが、それでもって計算をしていくということですので、今は、

あくまで国全体の推計の中での話ということで、御理解をいただきたいと思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 国も消費税を当て込んで、所得の低い人に割合を減らすというような方針が出てたんですけど、それもどうなるかという話もあるんですけども、四、五百円のアップでも、年金がふえていけばそう負担ではないんですけど、今、年金が減ってる、手取りが減ってる中での保険料のアップというのは、大変大きいものがあります。厚生労働省なんかも、一般会計からの繰り入れについては、何の規制もないというような見解も示されておりますけれども、南あわじ、この積立金を取り崩しても、そういうふうな意向だというようなことになれば、そういう厚生労働省の見解も踏まえて、一般会計からの繰り入れも視野に入れて保険料を見通すということはできないものなんでしょうか、部長。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） まだ、その辺についてはちょっとわかりませんが、先ほどから四、五百円と言われてますが、これもわかりませんので、あくまでこれ、例えばの例として出しているだけなので、その数字がひとり歩きされますと、結果、出た数字と大きく違うことはないと思いますが、違っているとまたあれですので、その辺については御理解をいただきたいと思います。

もともとというか、国が示している方針では、全体的にはもちろん上がるという話にはなるんですが、今までの低所得者、世帯非課税のところの部分については、今までよりも軽減をするという考えです。ただ、それを埋め合わせる財源について、もともとは介護保険のお金じゃなしに、別のところからお金を持ってくるという考え方だったんですが、その辺が消費税の先延ばしであるとかいろいろな影響やと思いますが、そういったことでどういうふうになるかわからないというようなところがちょっとありますので、ちょっと先のことまではわからないんですが、必ずしも、要は、全体的には上がってもその軽減が、所得の低い方のところについては軽減が大きくなるというのは間違いなことやと思いますので、その辺でもって御理解をいただきたいなというふうに思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 いや、質問とちょっと答えが全然違うんですけども。市の施策として、一般会計からの繰り入れで保険料を抑えるべきでないかという質問だったんですけども、今、説明があったのは、国の考え方でした。市としてどうかということをお尋ねして

るんです。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 私は、先ほど委員がおっしゃった、一般会計からお金を入れてもどうぞというようなところは、私は存じておりませんが、本来はそういうものではないという、私は考えを持っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 また、資料も提供しますので、そういう考え方も、厚生労働省は特に罰則規定も設けてないので、そういうところでまた介護保険料を判断していただきたいということを申し上げておきます。

終わります。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 先ほど、やりとりを聞いておったら、私はもう、この保険制度やいうのは、国の制度に基づいて、それが基本でやりよると思うから言えへん。先ほど、課長の答弁によると、第6期の1億円のそういう基金ですか、それを今度は軽減の材料に充てるやいうことをはっきり言いよったけど、そんなこと、たかが1億円それができたよってって、そんなこと明言してええんですか、部長。そんなこと、今言えるはずがないがな。1億円、そんなら今度、それ、軽減で必ず使うんけ。今言いよったやん、課長。部長、どないよ。たかが1億円ぐらいのお金が浮いたよって、そんなもの、そんなこと言えるけ。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 今、先ほど課長が申しましたその1億円というのは、介護保険の中で納めていただいたお金と使うお金の差額で出てきたお金ですので、全額そっくりそのまま使うとか、そのやりくりの仕方については検討するような部分は出てこようかと思いますが、基本的には保険料の軽減に充てるということになるろうかと思います。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いやいや、先ほどの答弁やったらそれを、そんな保険のそういう基金

というか、取り過ぎた分とかいろいろあるわけやけども、それをそんな、今ごろそういうことを。はっきり言うてましたやん、そんなこと言うて、そのときにどういう状況になるやわかれへんだな。そんな、私は思うねん、国の制度を基本にしてやりよんねんな。それで、それを市が、市独自のいろいろなことをやる自治体もあるし、制度に基づいてずっと行くところもある。大体、うちの場合は国の制度に準じてやりよるわけよな。それを、ここでやりとりやっても、これは時間がたつてもしやあない。ただ、今言うた1億円を、そんなわし、ほんまに、えらい軽いこと言いよるなと思うとんのやけどな。そのような、必ずこれ、軽減するように全部使うということやな。もう少しはっきり。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 考え方としては、要は、結局は3年間でもってこの保険料をどういうふうにするかというのを考えてやっています。予定よりも要介護者がふえたから経費がかかったり、施設ができたからかかるという場合もありますし、思ったよりも使う部分が少なかったというので少ないことも、ぴしゃっと当てるということは、これはもうできませんので、ある程度はゆとりも考えながら、しかし、保険料はそれでもって高くなつてはいけないというので、その辺のぎりぎりの線で考えていくということになろうかと思います。

現に、先ほど申しました1億円余りのお金というのは、納めていただいたものでもってやりくりした結果、余りそうやということですので、全額をどうというのは、全体をもつて先のことまで考えらなあきませんので、必ず増というところまでは言えませんが、基本的には、次の保険料ができるだけ上がらないようにということでもって使っていくのが通常かなというふうに思います。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、それは部長、そういうこと、そりゃ、そういう金がちょっと余分にできたといったところで、またどういう状況になるや、保険制度やいうのは。ですから、その辺はぼかして言うべきことであって、そんなはっきりとそんなこと言うべきでないと言いよるのやの。国にしても、230兆円、言うたら余剰金、国民から余計に取り過ぎた分があんねん、230兆。そんなことは、国会議員は一つも言えへんけど、これはいろいろ、ファンドとかいろいろなのでやりくりしてやりよるのやけんどね。

そんな、たかが1億円出たもの、それを何か、あたかも次に回してやるやいうことは、それはやっぱり、そんなら、今度またそれを足らんよって、また一般財源からというようなことになると、それこそおかしなことになれへんけ。もうちょっと答弁もちゃんとして

もらわなんだら。今の部長の話を聞きよったら、何かまた、課長の答弁と違うやねんか。何か緩やかなところ、課長ははっきりと言いよったんよ。ほんで、これは言わんなんと思うけど、吉田委員が質問しよるよって言う暇がなかったけどな。ちょっと無責任やと思う、そんなこと言うのは。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 私のほうが緩やかに言うとののは事実です。というのは、実際にどういうふうにするかというところまで、まだ決めてません。決めてませんので、これから算定して。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 決めとらんことを緩やかに言うといたらええのよ。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 現に、先ほど課長の話にもありましたけど、前回にはお金が不足するというので、4,500万円借り入れをしたということもございます。そういったことが起きる可能性もありますので、その辺も踏まえた中で、全体的にうまくおさまるようなことを考えていきたいというふうに思います。

○登里伸一委員長 質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第76号、平成26年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑫ 議案第77号 平成26年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）

○登里伸一委員長 次に、議案第77号、平成26年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第77号、平成26年度南あわじ市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)



○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑬ 議案第78号 平成26年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算  
(第1号)

○登里伸一委員長 次に、議案第78号、平成26年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

阿部委員。

○阿部計一委員 これも大分前に瓦業界の新聞ですか、広報かに載ったんですが、南あわじ市の市議員が構成した議員連盟が永田県会が会長で、そういう組織があって、それを産廃の瓦の残土をほるのに、洲本や淡路市もほらせてくれと言いよると。それも地元並みにしてくれということをして市長に陳情したということを知って、それから、市長の、その辺はわからんねんけども、これ、地元でも今、もう部長も御存じのように、個人も入れて1,680も90も事業所がある、それで零細企業も550も60もある中で、私もそういう地元業者もある程度、サービスしたらどうやと言いよるけど、地場産業でそういう形で優遇しておるんやということやったんよな。

それで、私が見よったら、ほんまに地場産業やということで、1,600、大方1,700ある中で、80社ほどの業者やな。ほんまに保護政策でありがたいことをやってるなと思うんです、我々も零細企業にとったら。これ、私だけの意見と違います。そういう中で、そういう議員さんが何人か知らんけど、そういう県会を筆頭にそういう陳情して、淡路や洲本市が、業者がこれをほるのに、結果、どないなったんで。ほる産廃の金額、この結果、どういう結果になったんですか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長(北口 力) 阿部委員の御質問ですが、淡路工業組合のほうから、洲本市、淡路市の瓦を受け入れてほしいという要望がございまして、その後、南あわじ市にしましても、廃棄物受け入れの条例がございまして。この条例では、市外廃棄物は、原則、受け入れしないということになっておりまして、ただし、公共事業に限るといのが条例でうたわれております。そういった中で、淡路瓦工業組合さんと、今現在、協議中がございまして。結果は、今、どないなったというのは申し上げられません。

が、まだ調整中という段階で御理解いただきたいと思います。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、それはどないになるのか知らんけども、私らに聞こえるのではね、そういう議員連盟や県会のそういう組織を挙げてのそういう応援団体も無視できへんというようなことで、そういう地場産業の発展のために、結局、そういう優遇措置をとるといふうに聞いておるのやけんど、もっと話が進んでおると違いますか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） いえ、まだ淡路瓦工業組合様とは、はっきりとした答えにまで達しておりません。現在、調整中でございます。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そりゃ、こういうことを言いたくないけどね、ほんまに今、アベノミクスや言いよるけども、これは安倍さん、今度はローカルミクスや言いよるけど、ほんまに厳しい状況にあんねん、南あわじ市の零細企業、ほとんど10人以下の。そういうことを考えたら、瓦はそない言うけんど、補助金もかなり行きよんやないか。これを、瓦、公共事業については洲本も淡路も受け入れるやいうて、そんなことは南あわじ市の市民の、市民はこれだけの業者を無視して、そういう議員の団体と県会が頭におるよって、そういうことをやるやいうことはけしからんと思うんや。どない思うとるんや。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 今、現実には市外から受け入れというのは入っておりません。今、私が説明させていただいたのは、条例上の規定でありまして、現実、最近では、去年の災害ということで、それと、なおかつ市外、洲本市のほうでも産廃処分場が閉鎖されたという理由から、去年は災害ということで受け入れしたと聞いております。したがいまして、今現在、洲本・淡路市から、公共やから受け入れているという状況ではございませんので、よろしく申し上げます。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 けど、そういうことが一般市民、企業者にもう知れ渡つとるわけや。そういうことをやり切っていくんであれば、これはもうほんまに、何か世の中、正義も何もないのかなというぐらい。これは、どれだけ民間のそういう、瓦さんを私、悪く言いよると違ふねん。そりゃ、大概のことをしよるやないか。それをほんま、まだよその工事で、公共でやったものを地元で受けてどないこないやいうて、そんなことが通るんだったら、こっちも考えあんねん。その辺、ほんまに、もう皆、知つとるで。議員が集まって、圧力かけてやりよるやないかと。事実の話でしょう。部長、どないよ。答弁してよ。議員の圧力に負けてそんなこと、やれるもんか、やるんやったらやってみいや。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） まず、瓦工業組合からの要望ということで私は理解して、それで一旦、その要望の折には、市内に搬入するところがないということの前提で要望があったわけでございます。調査しましたら、淡路市のほうに処分ができる施設があるというようなことでございますので、一度、瓦工業組合にもう一度よく確認してくださいということが一つと、あと、何件くらいあるのか、それとあと、葺替工事に出た分を特定できるのかというようなこととお話を一旦、返してございます。

以上でございます。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、そやからね、それはそういうふうには、圧力に負けてやるんだったらやったらええでねえか。ただ、地元のそういう一生懸命にやりよるところも、そういうふうにするんであればやるように、緩やかに、投棄料にしても考えていくんやったら納得できるわいや。そうでしょう。皆、それぞれ身分に応じた税金も納め、やっていきよんのやからね。そんな、淡路市や洲本市にそんなことをやるやいうことは、これはとんでもないことやと思う。だから、今の答弁聞きよったら、まだ決まってないいうて、部長、そやけど、とぼけて言いよったって、終いにはわかることよって、はっきり言うてよ。これはもう、そういうこと、ほんまにけしからんと思うねん。もうちょっとはっきりした答弁してくれ。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） まず、要望のあった状況から、ただいま、淡路瓦工業組合とお話をしたところ、多少の食い違いも出てきておりますので、まだお受けしたわけで

はございません。これは本当の状況でございます。また、処分場の地元への報告もござい  
ますので、そういう状況、環境条件、そのあたりをしっかりと確認しまして、慎重に決断を  
下したいと思っております。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 慎重は、それはもうほんでええねんけど、やっぱり、これは私だけ言  
いよんのと違うねん。だから、瓦の業界も地場産業やから、それは補助金も出したたら  
ええ。私から見たら、ちょっと甘やかし過ぎやなと思うけど。ほんまに、これをまだ、  
よその市からやいうことは、これはもうとんでもないことであってね。ほるところがなか  
ったら、どこでもよそへ持って行ってほったらええことであって。それは、そういうこと  
をやるのであれば、地元の業者にもそれなりのメリットが出るような判断をして初めてそ  
れが、公平性というようなものが保たれると思うんでね。

これはもう、ほんまに。これ、また3月の一般質問でもやるつもりでおるので、ほんま  
に中小企業、零細企業への支援というか、全くほんまに、厳しい状況にあるんやよって、  
特にそういう、ひがんどるのかと言われるかしらんけど、こういう立場の中で、これはそ  
ういう零細企業の代表として、きょうは言わせていただいたんです。そういうことで、も  
う答弁結構ですので、その点、そんな圧力団体に負けるようなことのないようにやっても  
らわんとぐあいが悪い。

○登里伸一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 今の件で、阿部委員が、議員さんの圧力とかなんとか言って。ま  
だ地元の頭越しにこんなことを協議するということが自体が間違うとんねん。地元と交渉も  
何もしてないのに、こんなことをここでごんがん、地元議員としても、これはおまはんら  
の答弁、悪いよ。これは、御立腹したらストップするよ、ほんま、はっきり言うたら。何  
も、一つも交渉しとらんのに頭越しに何を言いはるんですか。

(発言する者あり)

○登里伸一委員長 ちょっと今、発言中なので。

○阿部計一委員 議員連盟の要請によるって、ちゃんと広報に出てますやん。そういう  
ことがあって、言いはるねん。

○登里伸一委員長        ちょっと待ってください。川上副委員長、答弁求めますか。

○川上 命副委員長        あんな、全然協議しとらんのに、おまはんら、阿部委員にそういうことははっきり言わんとあかんで。誤解を招くで。そういう話はあるけど、地元とはまだ交渉しとらんやないか。私も入っとらんやないか。

○登里伸一委員長        市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓）        それで、状況を今、瓦工業組合に伺っとる状況なので、先ほど言いましたように、まだ地元との協議もかけておりませんということは、ただいま申し上げたとおりでございます。

○登里伸一委員長        川上副委員長、発言どうぞ。

○川上 命副委員長        圧力も何も、交渉しとらんのに。地元の感情を害するぞ。それだけはちゃんと答弁しなさい。

（発言する者あり）

○登里伸一委員長        暫時休憩します。  
再開は3時35分といたします。

（休憩 午後 3時24分）

（再開 午後 3時33分）

○登里伸一委員長        おそろいでございますので、ただいまから再開いたします。  
休憩前に引き続き、審査を続行いたします。  
先ほどのことに関しまして、答弁をお願いいたします。  
市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓）        瓦工業組合からの要望につきましては、先ほど言いましたように、前提が島内に廃棄するところがないという前提でございました。ただ、調査してみると、島内に受け入れてくれるところがあるというようなことでもございますし、もう一度、瓦工業組合のほうにお話を一旦お返ししておるところでございます。また何か

連絡があるかもわかりませんが、その辺は慎重に、公平に決断をしたいと思っております。

○登里伸一委員長 質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第78号、平成26年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑭ 議案第81号 平成26年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算(第1号)

○登里伸一委員長 次に、議案第81号、平成26年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第81号、平成26年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑮ 議案第82号 平成26年南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算(第1号)

○登里伸一委員長 次に、議案第82号、平成26年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算(第1号)を議題とします。  
これより、質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第82号、平成26年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑩ 議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について(沼島リサイクルセンター)

○登里伸一委員長 次に、議案第99号、公の施設の指定管理者の指定について(沼島リサイクルセンター)を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

砂田委員。

○砂田杲洋委員 この指定管理者に指定しておる委託事業ですけど、今、本市が指定管理をしてきて委託しておる事業は何個ぐらいありますか。結構あると思うんですけど。わからんか。全部や。わからんなら、そんでええ。

ほんで、委託しとるということは、委託料を払いよるわな、指定管理者に。指定管理してもらって、指定管理料、払いよると思うんよ。その金額は、それもわからんわな、そんなら。数が何ぼかわからんのやさかい、わからんのう。そんなら、金額はまた今度の機会に聞きます。

それと、その指定管理料というのはいろいろあるけど、年度初めに指定管理料を払い込むか、それとも年度末に計算して精算するのか、どんな方法で払うとるか、それもわからんか。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長(高木勝啓) この件に関する沼島リサイクルセンターの指定管理料は、月割で払ってございます。年次契約の月割でお支払いしております。



○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） この沼島リサイクルセンターの指定管理料ですが、今、部長が毎月払っていると言いますのは、今までのリサイクルおのころに指定管理しておりました、それにつきましては毎月支払いしておりました。ただ、今回の指定管理につきましては、自治会に管理委託ということで、18ページに年次協定書がございます。そこに運転資金として、18ページの第4条第2項で、4月と10月に運転資金として支払うというような形になっております。これにつきましては、中央リサイクルセンターと同様の支払い方法となっております。

以上でございます。

○登里伸一委員長 ほかにございませんか。  
印部委員。

○印部久信委員 これ、指定管理、この2ページ等を見ておりますと、平成17年4月からということになっておったわけですが、これは結局、10年の契約期間が切れて新たにということなんですか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 今、委員おっしゃるとおり、10年間、指定管理として沼島の自治会が選出したメンバーで10年間委託しておりました。今回につきましては、沼島連合自治会へ委託するものでございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっとわかりにくいのやけど、これ、指定管理をしとったのを、再びこの指定管理をして契約するということかな。それとも、前は業務委託か何かしとったんかな。そんでないとこれ、11ページに23年、24年、25年と▲で、1,100万余りのマイナスが出とんのやな。これら、ちょっと説明してくれますか、どういうことか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 11 ページですが、これにつきましては、指定管理に係る過年度決算額ということで、歳出のほうをごらん願います。人件費で掲げております、これが1,008万円、これが明細に書いてますように指定管理料ということで、それとあと、需用費、役務費、委託料以下の金額につきましては、市からの支出を計上しております。

内容としましては、業務委託に該当するのですが、当時、自治法の改正で、平成15年でしたか、指定管理者制度が自治法の改正にありまして、そういった中で、当時、経過措置3年ございまして、平成15年から3年間、経過措置ということで、それで、その17年4月1日から10年間、内容としては業務委託であります。経過措置を踏まえた中で指定管理制度ということになっておりますので、したがって、10年間は指定管理者として運営されたところでございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ見よつたら、粗大ごみ処理手数料というのが23年でこれ、2万3,000円か。24年で2万3,000円、25年2万3,000円。歳入合計2万3,000円やの。これを見る限りにおいて。歳入合計2万3,000円の年間の事業に、この1,190万も1,200万もの指定管理料を支払うということは、これはどういう業務ぜ、これは。2万3,000円の粗大ごみを処理するのに、1,200万もの指定管理料を支払うというのは、どういう事業をしよんのか、これは。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） この11ページの歳入の2万3,000円といいますのは、粗大ごみだけの手数料でございます。業務内容としましては、13ページの基本協定書なんです。第5条に基本的な業務の範囲というのがうたわれています。第1号から第7号までなっとるんですが、主に一般廃棄物の収集業務であったり、沼島リサイクルセンターの分別ですね。ベルトコンベヤなりホッパーなりあるんで、そこから分別をし、その一般廃棄物のごみを搬出しとるといような業務内容になっております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 それはそうかしらんけれども、分別してその分別したものを転売したら、転売の分別の収入というようなものが出てこんといかんのよ。これ、とにかく沼島

リサイクルセンターというのは、見る限りにおいて、とにかく歳入合計が2万3,000円だ、いろいろな処理して。そうだ。年間2万3,000円の事業を行うのに、1,196万円もの指定管理料を払うというのが、どない考えてもこれ、2万3,000円の事業をするのに1,200万円もの指定管理料を払うというのはどういうことか、よう理解でけらんのやけんどな。ちょっと、もっとわかりやすいように言うてくれるか。

○登里伸一委員長           生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力）           これは、中央リサイクルセンターも同様ですが、収入としましては、粗大ごみの持ち込み分の収入であります、歳出としましては、先ほど申しましたように、収集業務と、それと廃棄物ですね、搬出というような事業を行っております。

○登里伸一委員長           市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓）           まず、わかりやすく言いますと、沼島の各家庭からごみが排出されます。そして、ごみと申しますのは、主に可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、そして、先ほど手数料の入っていた粗大ごみという4種類がございます。4種類目の分については2万何がしなんですけど、家庭から出てきたごみを、ごみ収集カレンダーによってそこまで一旦、収集します。全部集めてきます。そして、可燃ごみのほかに生ごみというのがありまして、それは地域性がありまして、生ごみというのはポリバケツでずっと昔から集めております。そして、まず可燃ごみは燃やすごみとして、また湊へ持ってきて、資源ごみ、不燃ごみも日を決めて、何ぼかストックしておいて、灘へ持ってきて、リサイクルセンターなりやまなみへ持っていくわけなんですけど、ここの業務としては、まず集めて、仕分けして、可燃、不燃、資源、その辺を仕分けして、また湊へ持ってこんなん、その一連の業務と、あと、リサイクルセンターがございますので、その辺の維持管理を含めた中での指定管理という業務でございます。

○登里伸一委員長           印部委員。

○印部久信委員           ということは、この収支計画書を見たら、支出合計1,198万5,000円のうち940万円が人件費ということやの。この事業というのは、ごみ収集の人件費が圧倒的な事業内容だ、これは。

○登里伸一委員長           市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 人件費が主な経費でございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、これ、沼島リサイクルセンターということの名前になつとんのやけど、しよる事業そのものは、ごみを各家庭から分別収集して処理場に持っていきよるということだろう、基本的には。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） えらい説明不足で申しわけございません。詳しく言いますと、月曜から金曜までの朝8時半ごろから午前中、収集、軽トラ2台で収集しまして、それを仮置きしまして、毎週火曜日に搬出して、燃えるごみはやまなみ苑へ、それと、資源ごみは中央リサイクルセンターへ持っていくというような流れになっております。

なお、5ページに事業計画書を記載されております。5ページの中ほどですが、平成23年度から平成25年度までの可燃ごみ、生ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、これらのキロ数を処分しているところでございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうなったらもう、この主たる事業はほとんどごみ収集業務というのが圧倒的な仕事と違うんですか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 収集が圧倒的であります。ただ、一部、資源ごみを中央リサイクルに運搬しまして、そこで分別作業しまして、缶とか瓶とか仕分け作業も行っております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、過去10年間とこれからの10年間の違いということはどういうことか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 過去10年間は11ページに、先ほどごらんいただきましたが、従前は人件費のみを指定管理ということで支払いしておりました。あとの消耗品であったり燃料費、光熱水費等々は、市のほうから支出しておりました。それらを指定管理の委託ということで、10ページをごらんいただきますと、これらの消耗品や需用費関係、あと、役務費とかいうような支出も指定管理者が支払うというようになります。そこらが大きな違いでございます。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第99号、公の施設の指定管理者の指定について（沼島リサイクルセンター）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑰ 議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について（休日応急診療所）

○登里伸一委員長 次に、議案第100号、公の施設の指定管理者の指定について（休日応急診療所）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 これ、休日診療所が今まで、賀集の部分から変更されて、賀集の保健センターに、休日診療所がそこで業務を行うということであると思うんですが、この指定管理というのは、休日診療業務を南あわじ市医師会に指定管理するという事でよろしいですか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） まず、お断りいたしておきますが、この現在、議案に挙げております休日応急診療所の指定管理は、現在の応急診療所の場所での指定管理のことでございます。御質問のありました医師会への委託業務でございますが、休日診療所の診療所を運営するものと、診療所の場所の管理をお願いしております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは、この場所は、今私が言った保健センターの場所ではなしに、今の場所ですか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） はい。そうでございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 私は、来年度ぐらいから賀集の公民館の横にある南あわじ市保健センターに、この指定管理、医師会の休日診療の指定管理の診療業務が変わってくるというように聞いておったんですが、これは、私の聞いておるのは違うわけですね。同じ場所での指定管理ですね。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 同じ場所での指定管理でございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、この指定管理というのは、今まで、いつからいつまでの指定管理で、契約が切れるので、27年4月1日から29年3月31日の2年間というように、短期の指定管理にしとるんですか。過去の指定管理の期間は何年であったんですか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） その前に、賀集の南淡福祉保健センターへの移転の関係でございますが、移転の話でございますが、これはまだ今現在検討中ございまして、いつ移るとかということがまだはっきりしない段階でございますので、今回、2年の指定管理といたしております。

まず、合併当時には、合併時から本年度27年3月31日までの指定管理を行っております。それが切れますので、27年4月1日から29年3月31日までの2年間の指定管理を行うものでございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 この指定管理というのは、休日診療業務を行うということの指定管理ですか。この場所において、休日診療業務を行うという指定管理なんですか。事によったら、医師会に休日診療業務は指定管理しますけれども、診療業務を行う場所は、事によったら変化するというのは含んでおるんですか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） いえ、含んでおりません。現在の場所で、場所の管理運営と休日応急診療所の運営をお願いしているところでございます。

○登里伸一委員長 暫時休憩します。

（休憩 午後 3時56分）

(再開 午後 3時59分)

○登里伸一委員長 再開します。

印部委員。

○印部久信委員 そういう話ならば、表に出てない話を聞いたことに答えてもらいたいと思う。表に出てないことを聞いたことを、ほんまかうそか、正しいかを答えてほしい。例えば、これがいつ、保健センターとの話し合いができて、休日診療所の業務をする場所が賀集の保健センターに行ったと仮定しませんか。それはそれでええ。私が聞いとる範囲内で、医師会、南あわじ市医師会の事務局が保健センターの中に入ってくるというのを聞いておるんですが、そこまでの話はどうか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 現在も、休日応急診療所の中に医師会の事務局がございます。その休日応急診療所が賀集の保健センターのほうへ移った場合は、医師会の事務局もそちらのほうに移る予定でございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、今も現在、その休日診療所の中に医師会、南あわじ市医師会がその施設に入っておるといことなんですが、私もこれ、決算書を見ますと、この収支計算書の決算書を見るんですが、その医師会が南あわじ市の建物に入っておるわけですね。職員給与、医師会が恐らく、私も行ったことないんでわかりませんが、2,570万円の給与を支払っておる。普通に考えた場合、そこに五、六人の職員が常勤しとらんかなと思うわけです。まず、それはどういうふうになってますか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 医師会の事務員は、団体概要書にございますように、事務職員は3名でございます。この給与のところに挙がっております経費は、休日応急診療所に勤務する医師の手当、看護師、事務員、その医師会の事務員の給料全部を含めた額でございます。

○登里伸一委員長 印部委員。



○印部久信委員            ということは、この決算書、収支計算書は、人件費は休日診療所の業務の雇用者と医師会の職員の給与と合算して入ってるということか。

○登里伸一委員長            保険課長。

○保険課長（川本眞須美）        済みません、この収支計算書は、南あわじ市医師会の収支計算書でございます。

○登里伸一委員長            印部委員。

○印部久信委員            そしたら、この支出の分を見よったら、賃貸料が入ってないんですね、その休日診療所の南あわじ市の施設の入ってる医師会の賃貸料が入ってないんですね。ここにある賃貸料は、別の賃貸料だと思うんです。年間総額3万2,360円やから、これはもう全然違うと思うんですが、南あわじ市医師会、社団法人か何か知りませんが、医師会が南あわじ市の施設に入っておるわけですね。医師会が、休日診療所を行う業務とは別に、常勤で南あわじ市の施設に医師会が入っておるわけですね。それは、賃貸料はもらってますか。

○登里伸一委員長            保険課長。

○保険課長（川本眞須美）        年間10万円いただいております。

○登里伸一委員長            印部委員。

○印部久信委員            年間10万円。この収支計算書にはないんですが、年間10万円ですね。ということは、有料ですね。

○登里伸一委員長            保険課長。

○保険課長（川本眞須美）        はい。そうでございます。それと、この収支計算書の雑費のところに含まれていると聞いております。

○登里伸一委員長            印部委員。

○印部久信委員      ちよつとこれ、この間も聞いたんですが、市の施設で休日診療所の診療業務をその場所で行うのは、それは当然、市から休日診療業務を指定管理してお願いしとるのやから当然なんです、その市の施設に団体が常勤して、団体の業務を行っておるということなんです。御存じのように、淡路市は淡路市で医師会館というのを独自で建設して、そこを使って、そこで団体の業務を行っておるということなんです。南あわじ市の場合は、たまたまその場所を市から借りてやっておるということなんです。有料でやってもらっておるということは、それはそれでええと思うんですが、年間10万円ということになりますと、私は、金額的にもちよつと安過ぎるんでないのかなというふうな思いもあるんですが。

例えば、大日川土地改良区が北阿万の農業改善センターか何かの地下1階で事務所を借りてやっとなる場合は、もう少し家賃も高く払っておったと思うんですが、今度、健康保健センターに仮に変わった場合に、聞くところによりますと、南あわじ市の医師会の事務局も入る、歯科医師会の事務局も入るんでないかというようなことを聞いとるわけなんです、いわゆる医師会であれ、歯科医師会であれ、政党に対して寄附金を行っておる、いわゆる医師会という名のもとの一つの医師会というものもありますし、政治団体の顔もあるわけなんです。医師会政治連盟というものもあるわけですね。そういう団体に公の施設がその場所を貸与するというのはいかななものかなと私は思うんですが、その辺は法的には何の問題もありませんか。

○登里伸一委員長      保険課長。

○保険課長（川本眞須美）      申しわけありません。法的に問題があるかどうかは、現在調べておりませんので、済みません、ないということでございます。それと、この応急診療所に現在、医師会の事務所があるというのは、今の現在の応急診療所を建設当時、かなり医師会の協力をいただいて、休日診療を行うということ自体に対して、医師会の協力をいただいて建設をしたという経緯があったかと思えます。なので、その金額がちよつと安い、高いというのは、ちよつと今、はっきりとお答えはできませんけれども、今度、移るときには、またいろんな経費等も変わってまいりますので、協議はしたいと思っております。

○登里伸一委員長      印部委員。

○印部久信委員      課長、南あわじ市にとって、いろんな団体があるんですね。これはもう、皆、市がお世話になったり、お世話しながらこの行政というのは動きよると思うんですね。例えば、商工会なんかは立派な建物を自前で建てて、商工会が入って自主運営しと

るんでしょう。あらゆる南あわじ市の中でも、一般社団法人とか財団法人とか、いろいろあって、皆これ、市と協力したりされながら、市を運営しとるのであって、ここの団体にお世話になった、ここの団体はどうやというような、これはもう何だって全て平等に市との関係があると思うんでね。

私は、業務は業務で、それはもうやってもらわんといかん、それはもう団体によって、南あわじ市からお願いせんなん団体は幾らでもあって、業務はやってもらわんといかんのやけれども、その団体の事務局を南あわじ市の建物の施設の中に入れるということは、やっぱり誤解を招くおそれがあるんですね。どこであっても、兵庫県の中を見渡しても、薬剤師会館あり、歯科医師館あり、看護師会館もあり、皆、団体はそれぞれ独立した会館を持つ、あるいは一般のビルを借りて、そこで事務所を持つというのが定説というか常識なんやな。

だから、できたら、あの団体は南あわじ市が大変お世話になつとるやいうたら、これはもう皆お世話になつとるのであって、そういう考えでなしに、やっぱり誤解を招くようなことは、できたらせんほうがええんでないかなと。お医者さんやからこないしてやる、あの団体やからこないしてやるというようなことになったら、またややこしくなってきた、それこそ、利権というようなことも言いかねらんこともあるんで、そういうことは気をつけてやっていってほしいと思います。

今、副市長から休憩中の話で聞いて、私は、これを見て話をしよるのであって、議案として出してくるときには、そういうことがあるなら、先に議案説明で、休憩中にもうちょっとそういう裏話的なことは先に聞かせてもらわんと、我々は、出てきた議案で物を言うてますんでね。そこをお願いします。

終わります。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 印部委員と、このことについて印部委員にもちょっとお話をさせていただいたことがございます。そのときに理解をいただいとるというふうには私は勝手に理解をしておりましたので、そういうことになったんかなというふうに思っています。議案のほうで、その期間どおりになるかどうかというのはわからないというのはいつあります。ただ、その新しく今度向こうへ移るといときには、新たにまた議案を出させていただくという予定でしたので、特にそれに関してはそのままにしておりました。

それからもう一つ、賃料の関係のことですが、一般の団体が市の所有する建物の中に部屋を貸してほしいということで部屋を貸すということ、休日診療所及びその休日診療所の建物を管理をしていただくということ、南あわじ市の医師会に対して、その維持管理をお願いしていますので、その維持管理をしている団体がその中で、要はその現地でもって管理

をするという部分がございますので、単純にその部屋を借りるというのとは、またちょっと違う意味合いもございますので、その辺は十分検討した上で、どういうふうな対応をするか考えていきたいというふうに思います。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そういうことになったら、もう一遍確認しとかんなんことがあんねけんど。この休日応急診療所は、休日応急診療所というものは、市が南あわじ市医師会と指定管理をしとるんか、それとも、この休日応急診療所が入っておる建物の管理と応急診療を指定管理しとるんか、どっちですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 休日診療所の業務と、それと、休日診療所の建物、敷地も含めてですけども、その部分の管理もお願いをしています。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 ならこれ、どこに書いてあるの。建物の管理はと、どこにも書いてないと思うよ。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 協定書の、ちょっとページ数打ってないですけど、基本協定書の中の7条ですね。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、この診療活動、これはもう、いわゆる診療活動は、この費用は保険請求と診療にかかった人の自己負担で賄ってますわね。そしたら、この施設の維持管理費用というのは、市は無償で維持管理をしてもろうとんのですか。有償ですか。指定管理料は払うんですか。どっちですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

- 健康福祉部長（馬部総一郎） 指定管理料の中に入っております。
- 登里伸一委員長 印部委員。
- 印部久信委員 この休日診療を指定管理するのに、指定管理料はどこに出とるんかな。
- 登里伸一委員長 保険課長。
- 保険課長（川本眞須美） わかりにくくて申しわけございません。事業計画書の中に収支計画書がございます。これの収入の部分の休日診療所受託収入の2,185万9,200円が指定管理料でございます。
- 登里伸一委員長 印部委員。
- 印部久信委員 この指定管理料2,185万何がしかというのは、休日診療所の診療費の、医師会が受け取る診療費と3割負担なら3割負担の合計を言うとするのではないんですか。
- 登里伸一委員長 保険課長。
- 保険課長（川本眞須美） 休日診療所の場合、診療収入は全て市に入っております。なので、ここに出ているものは、その医師の手当であったり、応急診療所全体にかかる経費でございます。
- 登里伸一委員長 印部委員。
- 印部久信委員 ということは、この指定管理というのは、建物の維持管理、医師、事務員さん、看護師さんの年間のトータルの日当なら日当の合計を指定管理料として支払っておるわけですか。
- 登里伸一委員長 保険課長。
- 保険課長（川本眞須美） そうでございます。
- 登里伸一委員長 質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員       この指定管理の期間を2年にするというのは、先ほどから出てます休日診療所を保健センターに移転する予定で2年間という話でありますけれども、今、保健センターで行っている食の自立で、給食サービスを社協に委託して、ここでしてると思うんですけども、このことは、休日診療所が移行すれば、どういうふうな形になっていくのでしょうか。

○登里伸一委員長       健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎）       社会福祉協議会のほうには、今すぐという話ではないんですが、そういったことになればその場所については提供できなくなるというお話はさせていただきます。

○登里伸一委員長       吉田委員。

○吉田良子委員       そういう話を伺ったんですけども、こういうふうに今、保健センターを休日診療所にして、その食の自立支援は社協に委託してると思うんですけど、その調理場所というのはこれと同時に考えていかなければならない課題だと思うんですけども、市としてはどういう方向で考えているのでしょうか。

○登里伸一委員長       健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎）       場所を探すのは、あくまで市がということではなくて、社会福祉協議会が考えていただく、主として考えていただくということだと思います。ただ、社会福祉協議会のほうとすれば、どこかいい場所がないかということで、私どもに相談はございます。

○吉田良子委員       まだそれは、具体的になってないということで、委託ですから、市が本来すべきを社協に委託してるわけですから、市もともどもに、やはり場所の選定を見ていくというのは努力が必要ではないのでしょうか。

○登里伸一委員長       健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎）       もちろん、市は何も考えないということではございま

せんが、実際に、ただ事業を行っておりますのは、委託事業とはいいいながら、社会福祉協議会がそういったことを行っておりますので、主としては社会福祉協議会のほうで検討いただきたいという考えでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 食の自立で、この間の介護保険の事業計画のときでもこのお話も出ておりました。やはり今、民間がかなりいろんな、ワタミとかが進出してきてますけども、やっぱり社協は社協の役割があるので、そこら、市も十分対応をお願いしたいということを申し上げておきます。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第100号、公の施設の指定管理者の指定について（休日応急診療所）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑱ 議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について（国民保養センター「鳴門

みさき荘」他2施設)

○登里伸一委員長 次に、議案第101号、公の施設の指定管理者の指定について（国民保養センター「鳴門みさき荘」他2施設）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 これ、ちょっと一般質問でも触れたかと思うんですが、今まで、売り上げに対して当初1%、3年後3%、その後、このたびの指定管理で見えておると、5%ということになっておるんですね、いわゆる施設使用料が。まず、そうなった経緯と理由についてお願いします。

○登里伸一委員長 暫時休憩します。

再開は、午後4時35分といたします。

(休憩 午後 4時24分)

(再開 午後 4時34分)

○登里伸一委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

先ほどの、商工観光課長兼企業誘致課長の答弁を求めます。

○商工観光課長兼企業誘致課長（阿部員久） 先ほど御質問のありました、この施設の指定管理、それから施設使用料等の経緯でございますが、このみさき荘及び大鳴門橋記念館につきましては、平成16年7月末までは淡路鳴門岬公園開発事務組合、いわゆる一部事務組合で運営をしておりました。その後、8月1日から新会社を設立し、民営化するという動きになりまして、株式会社うずのくに南あわじに指定管理を行っております。それで、一部事務組合が変更した、民営化した会社であるということから、当初は1%という施設使用料で3年間行ってまいりました。その後、ある程度民営化という、会社で軌道に乗ったということもあって3%に変更して、現在まで至っております。

今回、この指定管理を見直すに当たりまして、10年間のこの会社の運営を見ますと、ある程度スムーズに行っておると、健全な経営をやっておるといようなことから、また、ほかの類似する施設等々の比較もありまして、非常に3%では安いというふうな声も多く



聞かれました。そこで、5%という段階的なアップをまず今回、提示しまして、この5%の施設使用料につきましては、非常に施設も古くなって老朽化しておるということで、将来的に、近々にでもリニューアルを考えなくてはいけないということで、5%の施設使用料につきましては基金として積み立てて、今後のリニューアルのそういった改修工事等に充てていきたいというふうに考えております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 私は、一般質問でこういうことを聞いたと思うんです。サンライズは1億円までは13%、1億円超の場合は超えた部分の3だったか5だったか、今、正確に覚えてないんですが、そういうことになっておると。その理由は何ですかと言うたら、指定管理者が一生懸命やって事業を、売り上げをふやすことによって、指定管理者がその利益を、潤いを余分に入れるようにしてあるんだということよの。ということは、指定管理を受けとる人が、一生懸命努力して、売り上げをふやしたら、その分、報われますよということでやっとなんかということよ。

そんなら、今の話を聞けば、ここは大分もうけてったさかい、施設使用料を3から5取ってもええんじゃないかということよの。ということは、二つを対比した場合、相反しとんのよの。一生懸命やって売り上げを上げてったら、売り上げ上げてこんだけもうけるんだったら、3から5にしたらええんでないか、こっちは、1億円まではこうやけど、それを超えた分は努力したさかい、施設使用料を下げたその分に報われましようという考えで下げとんのよの。これ、市として、施設を指定管理しとって、相反するようなことをしとんのよの。これはおかしいように思うのやけど、それはどういうことですか。

○登里伸一委員長 商工観光課長兼企業誘致課長。

○商工観光課長兼企業誘致課長（阿部員久） 先ほども、民営化に至るちょっとお話をしましたが、民営化にするに当たっての覚書というようなものを交わしておりまして、この一部事務組合の身分を保障するというようなところから、指定管理、前回は始まっております。今後も、その覚書の中では、将来にわたってこの会社にするものであるというのがありましたが、それをこのたび見直そうということで、まず、このたびの10年間はうずのくに南あわじに指定するけども、次の10年後にはさらに検討が必要じゃないかというようなことで、検討委員会の中でも協議されました。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、課長、覚書ということを行いましたけど、その覚書はどういうようなことを書かれとるのか知らんけれども、その覚書は、10年間有効ですよ、15年間有効ですよというようなことを何か書いてあるのか。

○登里伸一委員長 商工観光課長兼企業誘致課長。

○商工観光課長兼企業誘致課長（阿部員久） 覚書の中には、その期限というのは記されておられません。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうだ。ということは、今、課長が言うたことは極めて課長の判断だけで言いよるのであって、私はどんな覚書が書いてあるのか知りませんが、そういうことであって、その覚書やいうのはどういうようなことを書いてあるのか知りませんが、その覚書に期限でも書いてあったらともかく、それはもう10年過ぎて新たに見直すとかそんなこと勝手に言いよるけど、そんなことは一つ違うたら、それこそ訴訟沙汰になる可能性があるわけです。

なぜならば、イングランドの丘は、顧門に契約書に書いてあって、期限満了で打ち切りということを書いてあったのに、損害賠償を求められたぐらいでしょう。だから、そういうことはやっぱり、書いてあってもそういうことが起こるのやから、なかなか、どういう解釈もできるような覚書やということで、そういうことを勝手にやられたら、また双方、嫌なことを言わんといかんようになると思うんですよ。

それはそれでいいわ。そんで、やっぱり市としての方針よの。例えば、これ仮に、これ今、ことしは8億も9億も上がってきて、3%で二千数百万円のやつを今度は5%になったら四、五千万円になってくるわけ。そしたらこれ、仮に事業が努力してこんだけなってきたよる、仮にマイナスになってきたら、考え方によったら、指定管理料を市から払わんといかんわけや。そうでしょう。現実に、さんゆ〜館なんかは、もう2千万円も指定管理料を払いよる。そうだ。だから、悪くなったときは払わんなんです、考え方によったら。よくなったときには、今度は使用料を上げてしまえ、順調に行きよるから、2から5にせえとか、そういうような考え方であってええもんかということやの。

ほんなら、南淡路農業公園株式会社からイングランドの施設使用料を、入場料に対して15%取りよると。売り上げに対して3%でも5%でも、私は構わんと思う。そうでないと、ある程度、市が指定管理しとんのが、数字が違ったら、かえっておかしいと思うんよの。やっぱり、これだけ市としては必要やと思うたら、それに合うように、この部分にだけ施設使用料をかける、この部分は全体にかける、この部分はここまでかける、これを超

えたものは下げるとか、そういう市の類似施設的なものに関して、そういう数字のばらつきがあるのは、やっぱり不信感を招くというか、いかがなものかなと思うんですが、どうですか。

○登里伸一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） この指定管理料のあり方については、一般質問の中で、印部委員さんで行ったわけでありまして、その施設、施設のその当時のいろいろと指定管理料を決めたいきさつもございます。先ほど、あのときでも言われたんですけども、やっぱり利益を上げて、従業員の方が潤うのが一番いいんでございます。

そういうことで、今回の5%のアップについては、やっぱりみさき荘の老朽化が一番大きいと思います。やっぱりそれを直すには、ある程度の金額も必要になってきます。そういうことで、基金をためてそれに充てたいということで、5%にアップした理由はそれでございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 けどね、これ部長、よう考えといてよ。今度のみさき荘が老朽化してるから上げた。そしたら、今度は考え方によったら、サンライズももう老朽化してきよる。サンライズの施設使用料というのは、雑入で入りよるのやと思う、雑入で。うずのくにも、今まで雑入で入った。これを今度は基金積立の目的にするわけやの。それならば、今度はサンライズのほうの施設使用料も雑入でなしに基金として積んでいくというような考え方にせんといかんわけ。農業公園は、イングランドの丘のやつは基金として積んでるらしい、そうでしょう。そやさかい、やっぱりこの場合はこう、この場合はこうではあかんということを言いよるので。そうだ。

それと、特に一般質問でも言うたように、修繕費であっても、農業公園株式会社も500万円までは自分ですよ、それを超えた場合は指定管理者ですよ。なら、農業公園でも年間1,300万円ぐらい使いよるんだ、修繕費で。そうだ。ほんなら、うずの丘の場合だったら、二千数百万円使いよる。これは皆、500万円以下のやつを年間積み重ねたやつがこないなとるんであって、500万円超えたやつは一つもないわけや。これ、イングランドの丘であっても千何百万円、毎年使いよるんや。そやから、ここにばらつきが物すごくあるわけよ。なかなかこれ、施設のやつ、あらゆるものを全て一斉にするということは、これは不可能やと思うのやけれど、見たときに、これはないなというようなばらつきの大きいのはいかがなものかなと思うわけです。

そういうことで、これ以上言いよってもきりないので、この辺に抑えますけど、やっぱ

り市の指定管理というものは、見たときに誰も、大体こういうものになっとなのやなというようにせんと、補修費であっても50万円以内は自分でやりなさい、こっちは500万円以内は自分でやりなさい、ほんで、実際使いよるのはうずの丘やったら二千数百万円、イングランドの丘でも千数百万円使いよんのやから。そういうことをひとつ、今後考えてやっていただきたいと思います。いかがですか。

○登里伸一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 修繕料50万とか500万とか、そのときの県の契約の関係で、500万という規定を設けております。ただ、先ほど言いましたように、サイクリング、サンライズにしてもやっぱり老朽化が出てきますので、その対応の仕方については、今後考えて、勉強したいなと思っております。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。  
川上副委員長。

○川上 命副委員長 この29ページでちょっと聞きたいんですけど、29ページのこの株ですが、発行可能な株数が6,000株ということになった中で、発行済株式の総数が600株ということで、当事者年度末の総株主数が15名ということで、140株が南あわじ市で、職員の何が、飛田が80株、堀井が60株、東が60株ということで、この株はどのような状態になったか、ちょっと説明願います。これは個人、民間に、誰でも欲しい人は買えるのか。今、どういうふうな状態になっておるか、まずそれだけ説明してください。

○登里伸一委員長 商工観光課長兼企業誘致課長。

○商工観光課長兼企業誘致課長（阿部員久） 今、この会社の株についての御質問でございましたが、この29ページに書いておりますとおり、発行株数が6,000株、3,000万円ということでございます。うち、ここに記しておるのは、大口というのか、大株主のみ挙げておりました、南あわじ市が140株、それから、飛田様が80株、堀井様60株、東様60株、それ以外に11名の方がおるといふふうに聞いております。これは、民営化に当たったときの当時の従業員の方々がそれぞれ出資して会社を設立したというような経緯がありまして、この方々が持っておる株ということで、一般の方が買えるというところではないと思います。

○登里伸一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 そしたら、民営化のときに合併当時、これ、町職員にするかしないかというような形の中で、町職員はできないというような形で民営化を図ったということですが、この株そのものが、既に発行済みが600株、これで全然動かなかった場合は、やっぱりこの大株主が動かないということで、もう全然、役員も皆、かわっていかんわな。どのような今後、これはもう民間にもどこにも売らないのか、それともこのままの状態で行くのか、ちょっと聞かせていただきたい。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 私はここの大株主でございまして、取締役でもございます。その中でも話をしておるのは、株式を職員で売買するのは容認はできると。ただ、関係のないところに株は売却することは容認しがたいということは言うてございまして、飛田社長も同じような考え方でございますので、今現在おられる職員の中でのやりとりはやっているようでございますけど、関係者以外のところには売却しないということにいたしておりますし、株式の発行もこれ以上するという考え方はないというふうに話しております。

○登里伸一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 そしたら、この15名、今、株主が、株があるんですが、15名は退職以外には。退職したらどういふようになるか、一応お聞かせ願いますか。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） そういふところは、申し出があつたら会社の内部で、先ほど言いましたように、職員間で買う人がおりませんかというふうな形であつせんはしております。そのあつせんをしたものの、決定は取締役会ですということになっておりますので、取締役会の承認がなければ、株の売買はできないということになるわけです。今現在は、やめられた方の株を現の職員、または取締役の方が売買しているというのは事実でございます。

○登里伸一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 ということは、やめていて、株を売るといふたら、職員、この1

5名の中でたらい回しするということは、個人で買い占め、この15名の中の誰かが買い占めようと思うたら買い占められるわけやな。そうやね。わかりました。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第101号、公の施設の指定管理者の指定について（国民保養センター「鳴門みさき荘」他2施設）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑬ 議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物直売施設」）

○登里伸一委員長 次に、議案第102号、公の施設の指定管理者の指定について（あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物直売施設」）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員      基本協定書は案が示されておりますけれども、その26ページの第11条、施設使用料というのがあります。ここに、施設使用料は無料とするというふうに書かれております。ただし、健全な経営が推移された場合、前年度市と指定管理者が協議して、施設使用料の額を確定させ、指定管理者は市に対して施設使用料を支払うというふうに書いてありますけれども、「健全な経営が推移した場合」というのは、どういう場合を想定されているのでしょうか。

○登里伸一委員長      食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和）      これにつきましては、手数料会社になりますので、その収益が適切に入ってきて維持管理、あるいは農業振興、市域活性化に費やす費用が適切に執行された上で、なおかつ余剰金が出た場合、将来的には、できたら基金をこしらえて積んでいき、修繕に回していきたいという思いで書かせていただいております。

○登里伸一委員長      吉田委員。

○吉田良子委員      そしたら、今、余剰金ということがイコール健全な経営というふうなことだというふうに思いますけれども、具体的に幾らの売り上げがあつてというふうなことも想定されてるのでしょうか。

○登里伸一委員長      食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和）      現段階におきましては、お手元の資料の収支計画に挙げさせていただいております資料をもとにいたしますと、やはり数千万の利益が上がった場合というところ、あるいは、次なる投資、または出荷者に対するいろんな講習等の経費を差し引いて余剰が出た場合というような考え方でおります。金額については、その折々の収益によって差異が生じますので、差し控えさせていただきたいと思います。

○登里伸一委員長      吉田委員。

○吉田良子委員      そしたら、1年1年、これは指定管理者と市が協議して、今、余剰金が出たら積み立てると、基金として積み立てるという話でありましたけれども、そしたら毎年毎年、これは話し合うということになるんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） そのとおりでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 何か、幾らという金額も想定しないままに協議の範囲にとどまるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） オープン当初にその他必要になる事業、あるいは追加になる備品等も出てくる可能性もありますし、また、なかなか経営上難しいという御意見も周りからいただいた経緯もございます。その中で精査しながら確定していきたいというふうに思っております。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。  
木場委員。

○木場 徹委員 今回の申し込みですね、農業関係で何名、また、畜産、水産についてどのような状況になっておりますか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 今は、農産物の出荷者の募集をさせていただいています。その中で、入会金、年会費を振り込んでいただいているのが、先週末で160名程度になります。参考に、今まで仮申し込み、あるいは研修会に参加していただいた個別の、延べではなくて、個別の人数が410名いらっしゃいます。  
以上です。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 水産とか畜産の関係は。



○登里伸一委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 魚部門に関しましては、ただいま、水交会の直営ということで了解いただいて、今、進捗しております。その中で、水産加工物につきましては直営、それから業者が数社、名前を挙げておりますので、それは年内、水交会の役員会を開催いたしまして、どうするかというふうな方針を決めていくというふうな今、話になっております。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 精肉に関しましては、淡路ビーフ加盟店の島内の二つの業者と最終の詰めに入っております。  
以上です。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 最終、この農業の関係ですけども、どれぐらいの見込みですか。160名から300とか400とか500とかあると思うんですけども、どれぐらいの予定ですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 希望ではありますが、年内に200から250名、オープンまでに300名を最低確保していきたいというふうに思っております。目標は500名でございます。将来、できましたら近い二、三年とか、四、五年の間には1,000名のほうに持っていきたいというふうに思っております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そしたら、個人で持ってくる方の大体の業務の中で、朝、例えばとれた野菜を、どういう流れになりますか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 基本的には朝、時間は今、最終調整で出荷者

にいろいろ説明をさせていただいておりますが、7時半ぐらいから1時間程度で入れていただいて、その後、10時から2時、3時の間に再度入れていただくというような形で、売れ残りありましたら、特に葉菜類、葉っぱ類ですけれども、その日のうちに売れないようなしおれ方まで行きますと、持って帰っていただくというような形になります。

トータルのには日に3回、今、POSシステムの詰めをしておりますが、日に3回、何時の時点であなたの、例えばハウレンソウが2束何円売れたというのを逐一、メール配信をさせていただくということ、それから、支払いにつきましては15日、月末締めで、5日以内に払わさせていただくというような形で進めさせていただいております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 例えば、一旦、引き上げ、毎日入れかえするんですけれども、そういうチェックというか、それはしないんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） それは、職員がチェックするということになりますし、出す前に、栽培日誌、先般も農協管内でもレタスのいろんな農薬の件がありましたので、栽培日誌を必ず書いていただいて、16の農協施設の営農指導員さんないしは会社で承認の印鑑をいただいたものを出していただくというような形にさせていただいております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 具体的に聞きますけども、冬場から春先、野菜が少ないと思うんですけども、どういう種類の野菜を。皆さん方に、何か指導していると聞いたんですけども。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 今、農協の営農指導部において、いろんな品種、200品目程度のいろんな品種の農薬あるいは栽培技術等の一覧表をまとめつつあります。1月に入りますと、申込者を対象に、できましたら葉菜、根菜、果樹、加工等にわけまして、1月中、後半から講習会に入って、徹底していきたいと思っております。冬野菜につきましては、2月、3月、3月14日オープン予定ですが、少し遅くなりますけども、カブラであったりハウレンソウであったり、一部には3月どれのタマネギというよう



○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） これは、当初の場合は安定するまでという形になろうかと思いますが、農協内の人事でございますので、差し控えさせていただきたいと思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 出向期間というのは、特に話し合いの中で明記はなっていないということですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 現在は、農協と会社と協議中でございます。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。  
印部委員。

○印部久信委員 ちょっと基本的なことからお聞きしたいんですが、これ、計画書がいろいろ出てるんですが、まず、この事業計画書の27年度から36年度までのあわじ島まるごと株式会社収支計画が出ておるんですが、この数字の一覧は何を想定して、何かをモデルにとるんかと思うんですが、どういうものをモデルにしてこの数字を出してきてるんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） ただいま、あわじ島まるごと株式会社の事務局は、あわじ島農業の総合農政企画の担当と、食の拠点事業推進室課で行っております。このベースにつきましては、当初、昨年作成しました、市のほうで作成しましたコンサルがつくったものをベースとして、農協事務局と協議した上、作成したものでございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、2年前に淡路人形会館が建設されたときに、当時の担当部長が、

とにかく8万人の集客を見込んで、1人当たり1,260円の入場料収入であると、年間1億円の入場料収入を見込んでやるということだったんですが、最近は6万人ぐらい来とるらしいんですが、当初5万人ぐらいであって、入場料収入も1,260円でなしに、やっぱりこの旅行会社とかそういうところからのお客さんが来ますと、それなりのアールとかいろんなものも出さんといかんということで、平均入場単価が1,000円を割り込んだということで、年間の売り上げが、入場料収入が5,000万円だったんですね。当初の半分であったわけで、今、聞きますと6万人ぐらいに回復しとるとということなんですが、これも、この数字も見たところ、この数字はこれ、希望的な数字であるんかもわかりませんが、これで1人当たりの単価、どれぐらいを見込んでこれは積算しとるんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 農畜水産物加工品の4品目を合わせて、1人当たり単価2,400円をめどとしております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 2,400円いうたら非常に高いんであって、我々が視察等で行って、そのレジの単価はどれぐらいですかと聞いたら、せいぜい、千四、五百円ぐらいだったわけですね。これは、年間と、1週間に一遍、休日があったんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 現状においては、火曜日を休館日にし、花みどりフェア期間中は無休というような計画でございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 とにかく、そうしますと、年間、店が開いとるのが300日余りということですね。そういうことになってきますと、これから逆算しますと、相当な人数が来て、相当な売り上げが来んといかんわけですね。例えば、これでありますと、年間、毎日2,000人ぐらい来よってええかげんなもんですかね。2,000人で300日というたら、年間60万人ぐらいのリピーター客からお客さんが来んとあかんのですが、現実はこの数字は確保できそうですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 当初計画では、購買者数、レジを通るレジ数を28万人と想定して、2,400円の主要4分野、あるいはその他の通信産地間交流等の販売で8億7,000万余りを計画しております。ぜひとも最低これの売り上げを目指したいというふうに考えております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 もうこれは、こんなことは架空の数字で、どうこう言う気はないんですけど、8億円を300日ということになりますと、1日300万円近い売り上げをせんとこの数字になってこんわけですね。それで2,400円ということになりますと、千五、六百人の人が毎日来んといかんということで、300日掛けたら45万人が来んといかんわけです。こんなことは言うてもしゃあないんですが。

先ほど、吉田委員が言うておりましたけれども、プラスが出たときの施設の使用料はそのときに、また利益が出たときに考えると言うておりましたが、今度、反対にこれ、この場合、マイナスが出た場合はどうするかというのが書いてないんですね。しいて言いましたら、20条に、管理運営業務に関するリスク分担についてはということで書いてあるわけですが、我々にはこのリスク分担というのはどういうものかというのは、どこを見たら書いてあるんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） これにつきましては、市から指定管理予定者に仕様書として配付をさせていただいてます。お手元の資料は、過去の例からお配りをしていないということで、添付をさせていただいておりません。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、委員長、きょうはこの質疑をさせてもらうんですが、利益が出たときの施設使用料の収納は出とるんですが、リスク分担でマイナスのときにはどうなるとるかということが今、課長の話ではここに出てないんですね。できるものなら一遍、出してもらいたいんですが、いかがですか。

○登里伸一委員長 ただいまのお話、答えられますか。

食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 御指示がございましたら、配付させていただきます。  
きたいと思います。

○登里伸一委員長 そしたら、配付していただいてよろしゅうございますか。  
暫時休憩します。

（休憩 午後 5時13分）

（再開 午後 5時18分）

○登里伸一委員長 再開します。  
食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 別表で、施設管理運営リスク分担表ということで配付をさせていただきました。その中の各項目について、いろいろと調整をしております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、今もらったところでずっと見とるところで、会社が金銭的にマイナス計上になった場合の補填というものは書いてないように思うのやけど、ほかのことについたら、リスクは分担するように書いてあるけど、会社運営のマイナスに対しては書いてないように思うんですが、この辺はどうなっとるんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） お手元の資料、ページ7と記入されておりますが、一番、7の上ですね、事業中断・終了リスクというような形の中で、指定管理者の経営悪化によるもの、協定内容不履行によるものということで、負担者指定管理という欄に丸を入れさせていただいております。

ただ、今、基本協定書（案）で添えさせていただいておりますように、第21条で、指定管理料を無料とするという原則の中で、「ただし、指定管理者が実施する管理運営業務のうち、利益が生じない農漁業振興並びに地域活性化事業に要する費用については、市と

指定管理者が協議の上、別途、年度協定に定め、指定管理料を支払うことができる。」という項目を入れさせていただいております。

以上です。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 私は、この21条は次に言うつもりなのですが、とにかく、今私が言いよるのは、20条の、いわゆるリスク分担について、この今の分担表を見る限りにおいて、金銭的なマイナスについての補填というものは書いてないわけです。ほんで、今、課長が言いましたように、21条について聞きますけどね、この場合、利益が生じない農漁業振興事業及び地域活性化事業に関する費用については、市と指定管理者が協議の上、別途、年度協定に定めるということなのですが、このことについては、別途、年度協定にどういうふうに定めてあるんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 26年度内の部分ではありますが、33ページをお開き願いたいと思います。第6条、指定管理料として、「市が指定管理者に支払う指定管理料は無料とする。」と、26年度に関してはそういう文言にさせていただいております。なお、指定管理期間が3月14日から、年度については3月31日までで、トータル的には10年と18日としております。

以上です。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから、この21条は、具体的にどういうことをやった場合にはどういうことをしますかというてやっとかんといかんのと、もしこれが現実に、この市が指定管理者に指定管理料を、この事業に対して支払うことができるというのなら、予算措置しとかんといかんと思うのやけどね。予算措置できてますか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 委員御指摘のとおり、当然、指定管理料を支払う場合は予算措置をしなければならないと。ですから、そのときに御説明をさせていただきながら、御理解を賜れたらと考えております。



○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そういうことになってきたら、この協定書の解釈というのがね、非常に難しくなってくるんやな。そしたら、この利益が生じないこの云々という事業は、具体的にどんな事業。この事業に対して、どんな予算措置がついていくんですか、これは。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 本来、農業振興事業、あるいは地域活性化事業で別途おいて推進する事業と、この食の拠点を基盤としてあわじ島まるごと会社が主体的に運営すべき妥当性のある事業と分けまして、後者につきまして、適切に内容が精査されましたら、そういう事業に持っていきたいと思います。内容につきましては、商品開発であったりマーケティングであったり、販売の手法であったり、また、農業後継者、10年スパンでありますので、農業後継者の育成等で所定の費用がかかったり、また、インターンシップの受け入れ、その他もろもろでいろいろと想定をさせていただいております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは結局、課長、こういう解釈をするようにしてあるのと違うんかな。農業漁業振興事業並びに地域活性化事業、この意味は、食の拠点で事業を行いよることそのものは、既にこれに当てはまると違うの。食の拠点でやりよる事業そのものが、この項目に当てはまるのと違うの。それを、都合によって指定管理者が指定管理料を支払うことができるというように解釈せえというようにしてあるのと違うんか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 特別な農業振興事業とあわせて、例えば今、いろんなパーセントが出てきておりますが、それを極端にいろんな方々の御意見等で下げるといようなことが出てった場合に、そういうことも検討の一つとしてテーブルに上がるのかなというふうに思っております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、副市長、私はいつも思うんですが、この当初、今、やってみら

んとわからん、どんなリスクがどっちに出るかわからんやいう事業を、この会社に丸ごと指定管理するんでなしに、やっぱり何年間か直営でやってみる必要のほうがええんと違うの。ある程度動いた後、指定管理するとかなんとかせんと、黒が出るや赤が出るや、どんな状況かわからんものを丸ごと指定管理者に渡して、やってくれというのはどないぜ。

今までやっぱり、今までの指定管理の事業を渡しとったのは、ほとんど市が直営でやりよったやつを、何年かやって指定管理しよる事業が結構多いわけよ。当初からポーンと指定管理にやっとなるやつはほとんどないように思う。大体皆、市がやりよって、直営でやりよって、指定管理に事業が移りよるものが多いと思うんよ。そしたら、ある程度の事業がどんな流れになりよるかわかるのやから。このたびはこれ、やってみらんとわからんやいうやつを会社に丸投げしてやるというのはどないぜ。副市長、どない思う。

○登里伸一委員長            農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治）            委員さん言われるように、今まで、これに取りかかった経緯は全然ありません。直営の話は出ましたけども、今回、御存じのように、農業関係団体で組織した新会社をつくって、それを新会社が指定管理者ということで運営していただくんですけども、これが7月の頭に総会をして設立して、今までいろんな事務をやってきた中で、中心がJA、農協が中心になっていただいておりますけども、そのJAの組織のバックアップ力、それはもうすばらしい。

ということは、今も課長が説明したように、作物を栽培するについても栽培暦が要る、栽培暦というのは、どういうときに種をまいて、消毒は何回以内で、こういう消毒をいらない、そういうマニュアルを全部つくっていただいて、それをチェックかけて、もし何か残留農薬が出たら、もうこの食の拠点は終わりです、風評被害で。それをでけへんように、そこまでチェック体制をしていただいております、営農指導員により。なおかつ、今回の入会金に対しても、市の16カ所の金融機関がバックアップしてくれて、窓口に行ったらすぐに入会できるような体制もつくっていただいております。POSシステムなんかについても、課長が説明したように、売れ行きを随時、その日に報告し、なおかつ、月15日締めで自動的に口座振込していただけるというような、こういう組織的なことは、直営では絶対不可能です。だから、そういう関係団体の集合体によってこそ、初めてこの事業は成り立つものと思っております。

○登里伸一委員長            印部委員。

○印部久信委員            そしたら、市は、この会社をつくってもろうて、農協にほとんど全面的にもたれて運営しよるのに、市はそしたら、その会社に対してどれだけのことをしよる

の。丸投げでねえか、ほんだら。ほんだったら、どれだけのことをしよるのぜという。

○登里伸一委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） だから、丸投げではありません。今回の推進についても、うちの職員の農協の職員とでタイアップしながら推進もしてきました。なおかつ、この一番最後の21条の一番問題点ですね、指定管理料は無料とするただし書きがあります。まず、一番最初に思ったのが、課長も言いましたように、10年間の長きにわたる指定管理でございますので、2期工事も絡んできます。2期工事には、当然、加工場とか農場関係も出てきます。これは、直営では少し難しいと。これは、その関係機関の指導とかそういうのを仰いでいかねば成功は多分難しいであろうと、その辺のことも考慮に入れて、最初はつくりました。

このリスクなんですけども、リスクについては、県も市も、随時その経営状態を把握しながら、各種団体もバックアップしながら、とにかくこれが、経営が順調に、スムーズに経営が乗るように、これをバックアップしていきたいと、この1点で、何とかこの経営、この事業を何とか農業振興策につなげていきたいなという思いで取りかかっていたいなと思っております。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。  
吉田委員。

○吉田良子委員 先ほど、休日の話もありましたけれども、今、さんちゃん市が農業公園の中にありますけれども、ここは休みというのはあるんでしょうか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 現状のさんちゃん市は、年中無休でございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この食の拠点施設というのは、観光客もそうですけども、地元の人たちに利用していただきたいということをしきりに言われておりました。さんちゃん市に行きますと、やっぱり結構、地元の人でも買い物に来てます。そういう中で、定休日を設定するのはいかがなものかと思うんですけども。やはり、年中無休で誰もが利用できると

というようなことにすべきでないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 吉田委員御指摘の議論も、相当させていただきました。イングランドの丘が年中無休である以上、食の拠点も年中無休にすべきだという議論もありましたが、最終、いろんな案の中で、代表取締役判断で、いわゆる人件費というもの、経費というものを重要視し、また、当初のオープン時、職員の疲れというものも考慮した上で、火曜日を1日、休業というような形にさせていただいております。ただし、その議論の中で、状況を把握しながら、可能性が出てきましたら、年中無休に変更することは、想定としては考えております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 さんちゃん市は、大体、年間今、1億円足らずの売り上げがあるというふう聞いてます。ですから、年中無休でそれだけで、スペースが狭いということで出荷者はちょっと苦情もあってということで、食の拠点も考えられたのかなというふう思うんですけども、なかなかこの収支計画書の中で、農産物の手数料15%でこれだけの利益が生まれるのかというのは、なかなか難しい話ではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 吉田委員御指摘の分が、15%を10%とか5%にしたらどうだということと理解しましたけれども、やはり、手数料会社です、粗利のない会社ですので、手数料一本で、その他も少し入りますが、やはり最低限の確保をしていながら、維持管理、あるいは広報宣伝、警備等をしていかなければならないので、これはやはり限界の数字かなというふうに考えております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 最後に、ちょっと体制の問題で、十分な体制図もできてないままの提案なんですけれども、やはりそこら辺は、先日の答弁では、農協の職員がいろいろ研修を受けていると、受けてるけど、私はその答弁を聞いて、その人たちが免許というか資格がとれるかどうかというのは未知数ですよ。いろんな資格の勉強に行っていると、その人た

ちが、本当にそれが、資格がとれるかどうかというのは不透明な中で、これ、人員、火災の関係とかで名簿に明記されてないんですけれども、やはりそこら辺はまだ不十分な要素が含まれてるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 今、食品衛生管理者の講習をもう既に3名受けられて、資格をとりました。資格といいますか、講習を受けて、その資格をとりました。また、近いうちに防火管理者も受けるようになっております。近いうちにもまた、酒類販売ですね、これの講習も受けに、既に行っております。ですので、逐一、長期間かかる資格がどういうものが想定されているのかわかりませんが、逐一、とれるものとは違っていくという姿勢で準備を進めております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、先ほど出向ということで、出向された方もどの期間いるかどうかかわからないという話がありましたけれども、その人たちが出向が終われば、そういう資格もない人がいるというような状況も生まれてくるかと思うんですけども、出向という形でなくて、正職員の中でやはり資格をとっていくというのが本来の姿ではないでしょうか。出向に頼るといえるのはいかがなものかと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 当初、オープンの準備につきましては、なかなか期間もないということで、そういう出向になっております。ただし、出向であっても会社が給料を支払うということになります。独自の職員をとということではありますが、それらも視野に入れて、今後検討の課題にも挙がっておりますし、また、将来を踏まえていろんな資格を探そうという今、具体的な話も挙がっております。ですから、今現在、詳しいことは言えませんが、吉田委員指摘のように、あらゆる想定をしながら人事配置ができないかということは、検討に入っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これを順調に運営していくのは、やはり出向という方も必要かと思

ますが、本来、やはりここできっちりと正社員として働く人たちの確保、その人たちが  
いろんな資格をとって運営していくというようなことでないと、出向に頼っているとい  
うような雰囲気を感じられるので、やはりそこら辺はちゃんとした形をとるべきで、いつ正  
社員を採用する予定なんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 正社員については、農協を中心に、代表取締  
役のほうで検討されております。パートさんにつきましては、1月に募集が入って、3月  
1日から採用しながら、2月に研修をしたいというふうに考えております。人数につま  
ましましては、表現は若干名ですけども、12から14名というような考え方でおります。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 パートのことでなしに、正社員はいつ採用になるんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 正社員については、今現在は農協内部、ない  
しは代表取締役のほうで検討しております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 まだ見通しというのは立ってないと。先日の農協の広報なんかを見て  
みましても、なかなかそういう記事もありませんけども。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 人事に関することですので、ここでは申しわ  
けないんですけども、答えを繰り返させていただきたいというふうに思います。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ、3月にこの会社を立ち上げてやるわけですけども、その後の経  
営状況というか、そういう面で、何か議会とかこの委員会に報告を今から聞くことはでき

るんでしょうか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 当然のことながら、議会から御指摘をいただければ、そういう資料の提出であったりとか、そのお答えをするようになります。また、基本協定書の中にも業務報告等を必ず決算期の分、済んだ分を出すように、あるいは調査権というような文言を入れさせていただいておりますので、随時、その対応は、時々によりますが、できるかと考えております。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 それでは、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第102号、公の施設の指定管理者の指定について（あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物直売施設」）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第102号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑳ 議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について（あわじ島まるごと食の拠

点施設「農畜水産物飲食施設」)

○登里伸一委員長 次に、議案第103号、公の施設の指定管理者の指定について（あ  
わじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物飲食施設」）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 6ページに事業計画書の中で、このお買い上げシートなり入園券半券  
というのがすごくこれ、わかりにくい表現になってるんですけど。お得なというだけはわ  
かるんですけども、これはちょっと具体的に説明していただけますか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） いろいろ記載はされておりますが、食の拠点  
とイングランドの丘と相互にいろんな特典をこしらえながら、常にあのエリアに来たお客  
様に、両方ともに入っていただくというようなすべを考えていきたいということでござい  
ます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 すべはわかるんですけど、このお買い上げレシート、入園券の半券と  
いうのはどういうことなんでしょうか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） これにつきましては、今現在、福良の咸臨丸  
とイングランドの丘も連携されております。半券を持ち込めば、お互いに何割か、何%か  
安くなるというようなことで、連携しております。その一環として、計画書に書かれてお  
ります。しかしながら、それぞれにはいろんな課題がございますので、スムーズにお客様  
にお手間をかけないような。

○登里伸一委員長 答弁の途中ですが、機械の調子がおかしいので、暫時休憩します。

（休憩 午後 5時40分）



(再開 午後 5時45分)

○登里伸一委員長 大変失礼いたしました。

そろいましたので、ただいまから再開いたします。

食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 吉田委員からの御質問にお答えをいたします。

イングランドの丘と食の拠点が相互に連携して、共存共栄ができるような工夫をしていきたいというような表現がここに入っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 共存共栄ということで、お買い上げレシートを持っていった人は、ファームパークへ行ったときには、何か入場料を半額にするとか、そういうことが想定されているのかなというふうにもちょっと思うんですけども、それについても農業公園の負担になってくるのかなというふうに思う部分もあるんですけども、5ページに食材調達については、ここ、直売施設を最優先にして食材提供ということになってますけれども、こういうふうなことで言えば、先ほど出とったところに委託しても、指定管理してもよかったですのではないかというふうに思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） イングランドの丘の13年間の経験、それから集客の手法、それらを踏まえて、最終、南淡路農業公園株式会社に随意に指定するということを決定させていただきました。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長        ございませんので、これで討議を終わります。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長        異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第103号、公の施設の指定管理者の指定について（あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物飲食施設」）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長        挙手多数であります。  
よって、議案第103号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

1 議案第105号 社会福祉法人に関する事務の委託の廃止について

○登里伸一委員長        次に、議案第105号、社会福祉法人に関する事務の委託の廃止についてを議題とします。  
これより、質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
吉田委員。

○吉田良子委員        一つだけよろしいでしょうか。これは、社会福祉法人の事務を兵庫県に委託してたのを、市に今後するという事でよろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長        長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司）        そのとおりでございます。

○登里伸一委員長        吉田委員。

○吉田良子委員        そうすると、この社会福祉法人って南あわじ市に何か所かあると思うんですけども、その経営状況なりいろいろ、市が監査するような形になるんですけど

も、それはまた、その報告書なりは議会に対しても説明というのは行ってもらえるんでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 検査結果のほうにつきましては、議会報告ということではないんですが、検査については公表のほうもしておりますし、また、施設のほうにも指導するというようなことになります。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、公表してるというのは、何を通じて公表してるんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 施設の経営状況、それから内容につきましては、県のほうに報告をするというふうなことになっております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 県のほうに報告するんですけども、市民というか、そういうところには公表はしないんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 市民のほうにつきましては、経営方法というのは、その法人がホームページとか、そういうもので公表しております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それぞれすると思うんですけども、市が今回、兵庫県から移ってきて、いろんな情報が得られるわけですけども、それをやはり議会なりに報告はしてもらえるんですね。再度、確認です。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 議会に報告するというのは、ちょっとはっきりわかりませんが、今、県のほうがその社会福祉法人の監査等を行っておりますが、その社会福祉法人の状況については、県もホームページの中で載せてますので、市はどういうふうな対応をするか、ちょっとまだはっきりわかりませんが、何らかの形で公表はできるんでないかなというふうに思います。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 市のほうにあっても、検査した法人さんの情報については、ホームページのほうで情報発信をすることとなります。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第105号、社会福祉法人に関する事務の委託の廃止についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第105号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○ 議案第106号 字の区域の変更について（阿万地区）

○登里伸一委員長 次に、議案第106号、字の区域の変更について（阿万地区）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第106号、字の区域の変更について（阿万地区）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

π 議案第107号 字の区域の変更について（福良、阿万地区）

○登里伸一委員長 次に、議案第107号、字の区域の変更について（福良、阿万地区）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第107号、字の区域の変更について(福良、阿万地区)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第107号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

≡ 議案第108号 平成26年度農業共済事業に係る農作物共済無事戻金の支払いについて

○登里伸一委員長 次に、議案第108号、平成26年度農業共済事業に係る農作物共済無事戻金の支払いについてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　　ございませんので、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第108号、平成26年度農業共済事業に係る農作物共済無事戻金の支払いについてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○登里伸一委員長　　挙手多数であります。  
よって、議案第108号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

[ 議案第109号 平成26年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払いについて

○登里伸一委員長　　次に、議案第109号、平成26年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払いについてを議題とします。  
これより、質疑を行います。  
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長　　質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長　　ございませんので、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第109号、平成26年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払いにつ

いてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第109号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

α 議案第110号 南あわじ市（仮称）あわじ島まるごと食の拠点施設第1期工事請負変更契約の締結について

○登里伸一委員長 次に、議案第110号、南あわじ市（仮称）あわじ島まるごと食の拠点施設第1期工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 第1期工事で食の拠点施設が完成していくわけですが、この中に厨房機器とか電気工事とかが追加するというので、今回変更するわけですが、本会議で、レストランのメニューについては、サラダバーを中心という話がありました。そういうことから、今回、こういう設備になってきたのかなというふうに思うんですけども、そういう食材を提供するための設備として今回、こういう増額があったのかなというふうに思うんですけども、淡路に来た観光客というのは、やはり海に囲まれた島ということで、やっぱり魚が食べたいということがこれまでもよく言われてきておりましたけれども、この魚を食べるような厨房機器設備等が今回、この中で盛り込まれているのかどうかということについてお伺いいたします。

○登里伸一委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 議会で答弁させていただいたんですけども、舌足らずで申しわけありませんでした。サラダを健康づくりということで、淡路の、特に南あわじの野菜をふんだんに使ったサラダバーを中心に考えておるんですけども、それ以外でもいろんなメニューを考えていただいております。淡路鯛の魚のライスとか、淡路牛がメインですので、淡路牛の肉ライスとかカレーとか、淡路ヌードル、バーガー、スイーツ、自家製のヨーグルトとかパンケーキとか、淡路島牛乳を使ったプリンとかソフトクリーム、自家製のプリン、島チーズケーキとかドリンク、淡路でとれてる特産を利用してお客さんに



淡路を全面的にアピールしたいなという食材をいろいろ考えていただいております。スムージーとか季節ジュースとか。メインはどうしても、さっき委員さんが言われたように、魚と肉が中心になって、ライスについては魚、肉が中心になってくるのかなというふうに思っております。

○登里伸一委員長        よろしいですか。  
      吉田委員。

○吉田良子委員        それと、先日の質疑の中で、魚は沼島青年部が担当するという話がありましたけれども、これまでも議論が出てた、いわゆる水槽を置いてさばいて売るとか、そういうところについてはどういうふうになっていってるんでしょうか。

○登里伸一委員長        水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫）        魚部門につきましては、部長のほうからもありましたけれども、主に担当するのが沼島の漁協の青年部さんというようなことであります。取り扱いの魚の種類につきましては、活魚はちょっと経費のこともありますので断念するというようなところで、鮮魚と、それから水産加工品をやるというようなところで、今、沼島の漁港内でも乾物をつくる工場も今、建設の準備に入っております。あと、青年部さんだけでなしに婦人部さんもやろうかというふうな前向きな姿勢も出ておりますので、沼島漁協さんが中心になって、水交会在全面的にやるというふうな今、計画で進捗しております。  
      以上です。

○登里伸一委員長        吉田委員。

○吉田良子委員        それと、先日の一般質問の中で大分、こっちは立ちはがってき  
      てるんですけども、情報発信基地も、基礎の部分できたというような質疑があったんで  
      すけれども、情報発信基地については、今回、指定管理も出てないんですけども、これに  
      ついてはどういう考え方なんでしょうか。

○登里伸一委員長        産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐）        情報発信基地については、淡路島観光協会のほうに問い  
      合わせております。というのは、今、淡路島観光協会については、定款上、事務所を洲本  
      市内に置くというのが定款上でうたっております。ただ、それをするにしても、今の洲本

市にいるのか、今の情報発信基地に来るのか、淡路島観光協会のほうで理事会を開いてもらって、そこで協議をしてくださいよと、それを早急に、早く会をしてくださいということで、そういうことで伝えております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そちらのほうは特に今回、契約変更というのがなく、今までの予算の中でそれは行けるということいいというふうに思っております。ただ、当初からの予算から見たら、大きく増額になってるんですけども、汚水排水対策ということも今回、契約変更の中で挙がってきてるんですけど、こういうのは当初からもうわかってた話ではなかったんですか。

○登里伸一委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 主に1階と2階の厨房とか仕切りとか電気機械設備が今回の変更の中心なんですけども、土木関係で、屋外の開発関係で1,640万円の変更増を計画している中に、先ほど委員さんが言われた汚水の関係なんですけども、この地区は下水の整備計画というのが八木・榎列浄化センター区域ということで、4,000人槽ぐらいの浄化槽で対応しておると。イングランドの付近はこの計画外ということで、食の拠点施設の中の汚水関係については、貯水槽を設けて、一旦そこへためて、そこからポンプで二、三百メートル行ったところに下水道管が、マンホールポンプがございます。そこへアクセスして、そこから下水のポンプで浄化槽へ圧送するというような流れになっておるんですけども、主はあくまでも下水道の施設でございますので、下水道の施設が余裕があったときに食の拠点の貯水槽からポンプアップするという計画になっております。整備計画外ですので。

そこで、フロートが要ると。向こうがメインですので、向こうが中心で、向こうがあいたときに食の拠点のほうからポンプアップしますので、そのときのセンサーであるフロート等が抜けておったと。僕らは当初、話の中で、随時送れるんかなというような思いで計画しておったんですけども、話を詰めていく中で、そういう問題点が出ました。それやったら、公共下水が主ですので、常時送れないんじゃないかなというふうな疑問も持ったんですけども、整備している範囲が広いものですので、稼働については今、10年間ほどは安心であろうと。今後、どのような加入の仕方によって、八木・榎列地区の下水の処理能力と検討していかなあかんのかなと。当分は大丈夫ですよというようなことは言わさせていただきます。その関係の変更工事分でございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、そういう今の説明ですと、下水道課と十分協議がされていない中で、1回目の入札が行われたというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 協議は詰めておりました。その詰めたおかげで、八木地区のこの下水のイングランドの正面の通路、あそこは工事期間で言えば1年後に回っておったんです。食の拠点が来年の3月オープンするというので、2年前から協議に入って、1年を前倒しでオープンに間に合うように工程を変更していただいたということで、そこまで話は詰めておったんですけども、このフロートの関係について、お互いにちょっと意思疎通が抜けておったかなというふうに思います。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 これも保健所と協議して間仕切りをつくらないかんようになったと。保健所の協議をいつからしよったんで。工事始まってからしたんか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 昨年12月に実施設計業者が決まりまして、その後、協議はしていたというふうには聞いておりますが、私、4月から保健所に行く中で、保健所の追加指摘があったというような形になっております。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 具体的にこの間仕切りというのは、想像はつくんやけども、どこを区画するための間仕切りですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 魚・肉の10メートル、5メートル角の部屋があります。今回、お願いをさせていただいている厨房機器の入るところですが、そこで総菜をつくるというスペースも考えて、要は、天井まで壁をつけなければならないという

ような形になります。魚・肉、それから2階のレストランというようなことになっております。それから、フードコートにつきましても、全てボードというか壁で囲いなさいというような形で追加になっております。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 飲食の許可をとるときには、下処理というか前処理というか、搬入口、ストックヤード、それから下処理室、それから作業場、何方か区切りなさいというふうな指摘は当然、当初からあると思います。担当者がかわったんかどうか、ようわかりませんが、往々にしてころころ変わるというのは、僕らもよう経験があるんですけども、ちょっとその辺、これ、当然、建築確認もこういう配置のもとにとつとると思うんで、これとってなくて、工事始まってから間仕切り変えたんでは、またもう一回計画変更で、確認のとり直しをせないかん、恐らく間仕切りがふえたりした部分でとらないかと、とつとつとつと思うのやけども。その辺が慌てて後から、工事が始まってからしたもんかどうか、ちょっと確認したかったんです。それは問題ない、建築確認、設計段階から打ち合わせしとつたということやね。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 私が聞いている限り、建築確認を出す前から設計士さんが保健所に出向いて、いろいろと協議はされとつたと聞いておりますが、追加でいろいろな壁、壁を一つつけますと、空調、電気、その他配管、その他いろいろ出てきます。関連がたくさん出てきますので、今回、それも合わせて上げさせていただいております。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 これは法的なものなのか、それもようあるんやけども、つけないかんもんなんか、指導なんかという、その辺がちょっとようわかれへんのやけども。指摘があればつけざるを得んという部分ですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 例えば、魚のエリアで水産振興課長もいろいろ協議させていただいてました。魚をさばくところ、いわゆるうろことかるところと、

刺身にするとところと、総菜にするとところ、三つに分けなさいというような、その三つに分けますと、当然、厨房とは、シンクとは別に手洗いもつけなければならないというようなこともあります。しかし、これはおかしいというようなことの中で、協議を重ねていくことで、二部屋と、いわゆる1枚をつけるというような部分もありました。協議の中で、いろいろと確定していくというような形で今、承知しております。

○登里伸一委員長 質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第110号、南あわじ市(仮称)あわじ島まるごと食の拠点施設第1期工事請負変更契約の締結についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第110号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。  
お諮りします。

12月17日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 委員長・副委員長に一任の声がありますので、それでは、そのようにさせていただきます。

## 2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○登里伸一委員長 次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。  
お手元に配付の閉会中調査事件申し出一覧表のとおり、議長に申し出てよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、議長に申し出ることにいたします。

## 3. その他

○登里伸一委員長 次に、その他に入ります。  
その他、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 ございませんので、その他を終了します。  
執行部からの報告事項がありましたらお願いいたします。  
商工観光課長兼企業誘致課長。

○商工観光課長兼企業誘致課長(阿部員久) 灘黒岩水仙郷の開園につきまして、報告とお願いを申し上げます。

もう既に議長さんを初め、本委員会の委員さん方には御案内させていただき、また、御返事もいただいているところでございますが、12月26日金曜日、午前9時30分から灘黒岩水仙郷の入り口広場で行います。9時30分に安全祈願祭、続いて9時50分からオープニングセレモニー、御挨拶、それからテープカット等を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○登里伸一委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　　ないようでございますので、これからは意見書検討のため、執行部退席をお願いいたします。長い間、お疲れさまでございました。

(執行部退席)

○登里伸一委員長　　それでは、米価暴落に対する緊急の対策を求める請願書に対する意見書の提出について検討いたしたいと思います。

お手元に意見書の案を配付しておりますので、お手元の配付の米価暴落に対する緊急の対策を求める意見書(案)について、本委員会での発委について検討をお願いいたします。

小島委員。

○小島 一委員　　さっき言うたみたいに、この消費をふやすような努力をもっとしてくれるような部分をどこか盛り込んでもらうたらええんと違うかなと思うねん。米の消費をの。これはこれでええと思うけど。どないで。わし、それをちょっとつけてくれたらありがたいなと思う。皆がぐあい悪かったら、それはそれでええけど。

○登里伸一委員長　　ただいまの御意見に、追加して入れていくことでよろしいでしょうか。

○川上 命副委員長　　4番に入れるのか。

○登里伸一委員長　　相談します。

当委員会はこちらの意見書につき、発委を行うことについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　　提出先について、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　　それでは、この内容で、当委員会から発委を行うことといたします。これで全て議了しましたので、副委員長から簡単に御挨拶をお願いいたします。

○川上 命副委員長        それでは、きょうは長時間、どうも御苦勞さんでございました。  
無事、全議案可決いたしました。ありがとうございました。  
これで閉会をいたします。ありがとうございました。

○登里伸一委員長        どうも長い間、ありがとうございました。

(閉会 午後 6時20分)



委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年12月15日

南あわじ市議会産業厚生常任委員会

委員長 登 里 伸 一